

防衛省三宿地区施設管理業務
(各設備点検保守・環境保全及び警備・受付業務)
民間競争入札実施要項 (案)

防衛省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	7
3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	7
4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）	8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	10
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）	13
7. 民間事業者を使用させることができる防衛省の施設及び設備等（法第14条第2項第7号）	13
8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	14
9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）	19
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）	19
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	19
別紙第1 防衛省三宿地区の対象施設	21
別紙第2 対象施設の一覧	22
別紙第3 評価表	23
別紙第4 従来の実施状況に関する情報の開示	25
施設管理業務企画書（様式第1～様式第8）	33

防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「防衛省三宿地区施設管理業務」における事業のうち「各設備点検保守・環境保全及び警備・受付業務」(以下「施設管理業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第14条第2項第1号)

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

対象施設の概要

(1) 〈施設概要〉

施設名称：防衛省三宿地区

所在地：東京都世田谷区池尻1-2-24

敷地面積：102,034㎡

建物：施設配置図は別紙第1のとおり

各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は別紙第2のとおり

管理運営業務の範囲：別紙第1及び別紙第2に記載の建物等

〈施設目的〉

三宿地区は、自衛隊中央病院・陸上自衛隊衛生学校・防衛装備庁電子装備研究所等が所在しており、約1,900人の職員等(学生・研修医官含む。)が勤務し、病院としての医療行為や、衛生科の教育訓練及び調査研究、先進技術の研究業務を行っている。自衛隊中央病院の病床数は500床で外来受診者は日平均約550名、陸上自衛隊衛生学校の入校学生数は年間約450名である。

(2) 業務の対象と業務内容

防衛省・自衛隊が所在する三宿地区の各施設は、平時はもとより有事・災害発生時には危機管理(対処)官庁として、特に自衛隊中央病院は自衛隊の最終後送病院として機能する必要がある、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、以下に示す施設管理業務を行うこととする。

ア 病院施設点検保守業務

三宿地区内各施設・各設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくため、防災設備、消火設備、厨房ダクト消火設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、物品搬送設備、自動ドア、シャッター、冷凍機設備、空気調節装置、給排気ファン、ポンプ設備、ファンコイルユニット、熱交換器、空調機、空調用純水設備、特殊空調設備、厨芥処理設備、非常用ろ過装置、浴槽ろ過装置、ごみ処理設備、排水再利用

用設備、院内呼出設備、放送設備、インターホン設備、無線通信補助設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、中央監視設備、特高受変電設備、高圧受変電設備、電灯・動力設備、直流電源設備、計装設備、交流無停電電源装置、自家発電設備（コジェネ）、ボイラー、蒸気発生器、製缶類、R I 排水設備、人工透析排水処理設備、滅菌処理設備、厨房除外設備、井水ろ過設備及び厨房器材の点検保守、施設維持管理業務（中央監視・巡視）、防災監視・巡視及び病院受付業務、飲料水水質検査業務、グリストラップ定期整備業務、貯水槽・排水槽清掃業務及びばい煙測定業務を行う。

イ 電気設備点検保守業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置されている高圧受電設備の点検保守業務及び施設維持管理業務（特高受電監視）、駐屯地非常用予備発電機の点検保守業務並びに防衛装備庁が管理する施設に設置されている配電設備の定期点検業務及び電気工作物保安管理業務を行う。

ウ 機械設備点検保守業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置されている消防設備、冷凍機設備、空気調節装置、ボイラー、地下燃料タンク等及び紙細断機の点検保守業務、ばい煙測定業務及び貯湯槽清掃業務並びに防衛装備庁電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の点検保守業務及びばい煙測定業務を行う。

エ 環境保全業務

自衛隊中央病院及び防衛装備庁電子装備研究所が管理する施設の植栽管理業務、ねずみ・害虫総合的有害生物管理を行う。

オ 警備・受付業務

防衛装備庁電子装備研究所等が管理する施設の防犯・防災監視業務、出入管理業務、巡回監視業務、外来者受付・案内業務及び電話対応業務を行う。

1. 1. 1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。

(1) 入札参加グループの監理について

施設管理業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に監理すること。

(2) 発注者との連携について

施設管理業務を実施する民間事業者（以下「民間事業者」という。）は、定期的に防衛省と連携を図り、円滑な管理・運營業務を実施すること。

(3) 代表企業の権限

代表企業は、施設管理業務の履行に関し、入札参加グループを代表し防衛省と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理業務

ア 統括管理業務

民間事業者は、防衛省に対する報告及び調整、各業務従事者（入札参加グループで参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の施設管理業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

イ 統括管理責任者

(ア) 民間事業者は、統括管理業務を実施するに当たり、施設管理業務に関する高度の知見を有する者を統括管理責任者として選出することとする。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ決めておくこと。

(イ) 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

(ウ) 施設管理担当者からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

(エ) 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(オ) 統括管理責任者は、統括管理業務の日誌を作成し、原則として業務実施日の翌日（翌日が土、日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間は、次の平日）に施設管理担当者に提出すること。

(カ) 統括管理責任者は、統括管理業務及び各業務の月報を取りまとめ、委託費の支払い要求日までに施設管理担当者に提出すること。

ウ 副統括管理責任者

(ア) 統括管理責任者は、業務分野を定め、当該業務分野に関する高度の知見を有する者を副統括管理責任者として民間事業者から選出することができる。

なお、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。

(イ) 副統括管理責任者を選出した場合には、同責任者は統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の場合は、これに代わる。

エ 統括管理業務の実施時間

統括管理業務の実施時間は、下記2に示す本業務の委託期間中の土、日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く平日の8時30分から17時30分までの間とする。ただし、緊急の場合は除く。また、上記時間以外においても、常時、施設管理担当者との連絡が取れる体制であること。

オ 三宿地区への常駐義務

(ア) 統括管理責任者は、勤務時間内は、常時、三宿地区内において業務を行う体制を整備しなければならない。

(イ) やむを得ない理由により、三宿地区内に統括管理責任者が不在となる場合は、事前に施設管理担当者に報告し、その了解を得なければならない。また、不在となる間、統括管理責任者若しくは副統括管理責任者又はこれらの者の業務を代行できる者（常駐する者）の連絡先を施設管理担当者に報告しなければならない。

(ウ) 災害（地震、台風、豪雨、火災等）及び施設の不具合当が発生又は発生のおそれがある場合は、各業務の速やかな対応又は処置ができる体制（態勢）であるこ

と。

(エ) 上記 (ウ) に必要な備品等の確保については、民間事業者の負担において準備すること。

(オ) 別途契約の「病院等清掃業務」と災害（地震、台風、豪雨、火災等）及び施設不具合等が発生又は発生のおそれがある場合における連携体制について、施設管理担当者を通じて構築すること。

(5) 業務の引継ぎ

ア 現行の事業者からの引継ぎ

施設管理業務を新たに落札した民間事業者（以下「受注予定事業者」という。）は、本業務の開始日までに本業務を行っている民間事業者（以下「現行の事業者」という。）から業務の履行に支障を来さないよう事前に十分な引継ぎを受けること。

イ 受注予定事業者への引継ぎ

施設管理業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、現行の事業者は、受注予定事業者に対し、本業務の履行に支障を来さないよう業務内容を明らかにした書類等により確実に引継ぎしなければならない。

ウ 業務の引継ぎに当たり、受注予定事業者及び現行の事業者は、引継内容等について防衛省側の確認を受けるものとする。

1. 1. 2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

施設管理業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
管理・運營業務を通して、職員の快適な施設利用、自衛隊中央病院における患者サービス及び医療活動の円滑な実施を可能にし防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする。	品質の維持	1 管理・運營業務の不備に起因した、三宿地区各機関の行う業務の中断回数0回 2 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電断水、エレベータ等の停止回数0回 ※ いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く。 3 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと。 4 外来及び入院患者や近隣住民への対応を適切に実施することによって、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと。特に病院施設の特性を考慮し、関係諸規則等に

		準拠し常に衛生的で、かつ良好な医療環境の維持に努めること。
	環境への配慮	1 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること。 2 東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること。 3 本業務の委託期間中に、東京都環境確保条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力すること。 4 上記の実施に当たっては、勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること。
	安全性の確保	1 業務請負者の不備に起因した各施設入居者、病院施設利用者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数0回 2 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

施設管理業務を実施するに当たっては、以下の観点から法令に反しない限り民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、様式第5により施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む。）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

1. 2. 4 委託費の支払方法

防衛省は、施設管理業務について監督及び検査を行い、企画書の提案事項実施状況及び確保すべき水準を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間で

あらかじめ定める書面により、当該月分の支払請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。ただし、監督及び検査の結果、防衛省が企画書の提案事項又は確保すべき水準を満たしていないと判断した場合は、この限りではない。この場合において、防衛省は、再度業務を行うよう指示を行うとともに、是正・改善を要求し、民間事業者は要因分析を行い、速やかに業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を再度実施すること。

なお、業務の再実施により企画書の提案事項及び確保すべき水準の確認ができない限り対価の支払は行わないものとする。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

施設管理業務を実施するに当たり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスを無償で提供する。

(3) 電話回線等

施設管理業務を実施するに当たり、外部との電話回線が必要である場合は、施設管理担当者と調整の上、防衛省の規則に基づく申請等を行うこと。また、当該回線の使用料については、民間事業者が負担するものとする。

同様に、インターネットへの接続が必要な場合は、施設管理担当者と調整の上、民間事業者が無線LAN設備等を用意し、定められた場所に設置すること。また、これらに要する経費及び無線LANへの接続料については、民間事業者が負担するものとする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

ア 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更又は税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設及び変更以外の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

1. 2. 6 モニタリング方法

(1) 品質の維持

品質の維持に関するモニタリングは、報告書、目視、施設管理業務に従事する者へのヒアリング等により毎月確認する。

(2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書等により毎月確認する。

(3) 安全性の確保

安全性に関するモニタリングは、報告書、目視、施設管理業務に従事する者へのヒアリング等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

上記1. 2. 2の各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書、目視、施設管理業務に従事する者へのヒアリング等により毎月確認する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間とする（上記に係る予算措置については、平成29年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達がなされることを条件とする。）。

3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第7条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書（4.（2）ウに規定する企画書をいう。）に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等各業務の実施に当たり必要な入札参加資格

ア 施設管理業務の実施に当たり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること並びに当該業務を行う企業が法令上の資格を有していること。

(ア) 病院施設点検保守業務

ISO9001の認証を取得済み、又は平成29年3月末までに取得が見込まれている。

(イ) その他、必要な資格等は仕様書による。

イ 施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。

(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。

なお、入札参加グループの場合は、警備業務を担当する者が認定を受けていること。

(9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

(11) 入札参加グループによる入札について

ア 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入

札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、又は単独で入札に参加することはできないものとする。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループに関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合には、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

ウ 上記（1）から（7）の全ての要件を満たすこと。

ただし、ア又はイで入札する場合には、（7）については、当該業務を実施する者が満たすものとし、その他の要件については全ての入札グループが満たすものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

（1）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成28年10月中旬頃
入札説明会	平成28年10月下旬頃
現場説明会	平成28年10月下旬頃
入札等に関する質疑応答	平成28年10月下旬以降
入札書類の提出期限	平成29年1月上旬頃
入札書類の評価	平成29年1月下旬頃
開札・落札予定者の決定	平成29年は2月上旬頃
契約の締結	平成29年3月下旬頃

（2）入札実施手続

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、防衛省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会后に、防衛省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び防衛省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）及び上記3.（6）に示す業務確認書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、施設管理業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとし、当該入札書は、必ず封筒に入れて封かん

し、公告番号、入札者の氏名等を表記すること。

また、法第10条各号に規定する欠落事由の審査に必要な書類を併せ提出すること。

ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.(1)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載すること。

なお、下記(カ)における提案については、法令に反しない範囲のものとする。また、提案に当たり、入札参加者は、企画書提出期限前に防衛省に対し質問を行うことができ、防衛省は、入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう、速やかに回答する。

(ア) 企業の代表責任者及び業務担当者（様式第1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び業務担当者

(イ) 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式第1に添付のこと）

(ウ) 業務実績（様式第2）

本実施要項1.で示す業務ごとに過去3年間の実績

(エ) 施設管理業務実施の考え方（様式第3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント

(オ) 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法（様式第4）

本実施要項1.で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す（業務ごとに担当企業が異なる場合には、業務ごとに作成のこと。）。

(カ) 業務に対する提案事項（様式第5、様式第6及び様式第7）

a 業務の質の確保に関する提案

b 従来の実施方法（6.で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（あるいはその両方）を具体的に示す。

(キ) 緊急時の体制及び対応方法（様式第8）

緊急時（施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

(ク) 女性の活躍推進

評価の対象となる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を提出すること。

(ケ) その他事項

コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する施設において連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請け負った実績、又は上記と同等以上と官側が認めた類似施設において連続して複数年に

わたり施設管理業務を統括して請け負った実績を証明する書類の写しを提出すること。

(3) 開札に当たっての留意事項

- ア 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札及び開札手続を実施している間は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札参加者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。
- カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。

なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的及び趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙第3による。

ア 必須項目審査（100点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（100点）を付与し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 実施体制

- a 各業務の業務水準が維持される体制であること。
- b 提案された内容が実現可能な体制であること。
- c 入札参加グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

(イ) 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

(ウ) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

イ 加点項目審査（最大201点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法及び仕様書と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点する。

(ア) 業務の質についての提案内容（99点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

表1 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	99
B	優れている	66以上
C	標準的・普通	33以上
D	記載なし、又は期待できない	0

(イ) 改善提案内容（51点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	51
B	優れている	34以上
C	標準的・普通	17以上
D	記載なし、又は期待できない	0

(ウ) 緊急時への対応についての考え方及び体制（42点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、緊急時等に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制や訓練等による現実的な対策が提案されているか。

表3 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	42
B	優れている	28以上
C	標準的・普通	14以上
D	記載なし、又は期待できない	0

(エ) 女性の活躍推進（9点）

評価の対象となる女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用推進法に基づく認定等（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）を有しているか。

表4 審査基準

評価	評価内容	得点
----	------	----

A	非常に優れている	9
B	優れている	6以上
C	標準的・普通	3以上
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

ア 落札者の決定方法

必須審査に得られた基礎点（100点）と加算項目審査で得られた加算点（201点）を加算し、入札価格（予算価格の制限の範囲内のものに限る。）で除した値を総合評価点とし、（官の評価及び）入札参加中で最も高い値の者を落札予定者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (100点)} + \text{加点項目審査による加算点}) \div \text{入札価格}$$

イ 留意事項

(ア) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- c 当該契約期間中における他の契約請負状況
- d 手持機械その他固定資産の状況
- e 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(イ) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるとき又は直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

(ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度

の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

(4) 入札の無効

入札後契約を締結するまでの間に、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者のした入札は無効とする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙第4のとおり

7. 民間事業者を使用させることができる防衛省の施設及び設備等（法第14条第2項第7号）

(1) 使用施設

三宿地区内において施設管理業務を実施するために必要な場所は別紙第4付紙第2のとおりとする。

(2) 事務スペース等の借受

民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙第4付紙第2に示す事務スペース等は無償で借り受けることができる。

(3) 使用設備等

ア 使用可能な設備等については、仕様書に示したもの及び別紙第4付紙第3のとおりとする。

なお、使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

イ 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は、施設管理担当者と協議の上、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。

ウ 上記イにより民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、三宿地区における施設管理業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことのないよう、適切な管理を行うこと。

エ 機器・設備等の持込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

(4) 使用目的の制限

上記(1)から(3)までに示す施設等については、三宿地区における施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

(5) 施設及び設備等の使用に係る経費

ア 民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する三宿地区の施設及び設備等

については、防衛省と協議を行い、承認を受けた上で、無償で使用することができる。

イ 民間事業者が、三宿地区に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

ア 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うに当たり、防衛省が指定する期日までに、年度ごとの施設管理業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を業務報告書として作成し、業務終了後速やかに防衛省へ提出する。

ウ 国等の監督及び検査体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の監督及び検査体制は以下のとおりとする。

(ア) 施設管理責任者

自衛隊中央病院管理施設 : 自衛隊中央病院総務部管理課長

陸上自衛隊衛生学校管理施設 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課長

防衛装備庁電子装備研究所管理施設 : 防衛装備庁電子装備研究所総務課長

(イ) 分任支出負担行為担当官 : 自衛隊中央病院総務部会計課長

(ウ) 分任支出負担行為担当官補助者

自衛隊中央病院 : 自衛隊中央病院総務部管理課施設班長
自衛隊中央病院総務部管理課施設班企画係長

陸上自衛隊衛生学校 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班長

陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班企画管財係長

防衛装備庁電子装備研究所 : 防衛装備庁電子装備研究所総務課用度係長
防衛装備庁電子装備研究所総務課庶務係長

(2) 防衛省による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該管理・業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

防衛省は、次に掲げる事態が発生した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

ア 施設管理業務の不備により、職員等からの苦情が多数寄せられた場合

イ 施設管理業務の不備による設備の停止

ウ 施設管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生等

また、業務の監督及び検査において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合及び業務改善計画の遂行が確認できない場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、民間事業者が指示に従わない場合は、下記(5)ス(ウ)に該当するものとみなし、契約を解除できるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、施設管理業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の施設管理業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取り又は与えてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び施設管理業務に従事する者は、施設管理業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

オ 法令の遵守

民間事業者は、施設管理業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

カ 安全衛生

民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了した日、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

(ア) 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置をとらなくてはならない。

(イ) 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、施設管理業務の対象施設において、防衛省の許可を得ることなく自ら行う事業又は防衛省以外の者との契約（防衛省以外との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、施設管理業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は防衛省以外の者との契約（施設管理業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託の住所及び名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には再委託に関する事項を明らかにした上で防衛省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記（イ）及び（ウ）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、上記の（4）秘密の保持及び（5）イからサまでに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ス 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

(イ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用される法第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

(ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することがで

きないことが明らかになったとき。

- (エ) 上記（ウ）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (オ) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ク) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

セ 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記スに該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに施設管理業務を本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- (イ) この場合、民間事業者は、契約金額（本契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。契約の一部解除の場合には、当該一部解除の部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、上記（イ）の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じた年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- (エ) 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、防衛省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

ソ 一般的損害

施設管理業務を行うにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

タ 業務途中における入札参加グループからの脱退

民間事業者が、入札参加グループによる場合、代表企業及びグループ企業（以下「参加企業」という。）は、施設管理業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。ただし、代表企業と防衛省で協議を行い、防衛省の承諾を得た場合を除く。

チ 業務途中における参加企業の脱退、破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において脱退、破産又は解散した場合においては、防衛省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び防衛省の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加

グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して脱退、破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

ツ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(ア) 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

a この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（下記cにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d この契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(イ) 民間事業者は、上記(ア)の規定による金額を防衛省の指定する期日までに払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

テ 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、施設管理業務の質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ト 実施期間中に設備が更新等される際は、更新等機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

ナ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省が

協議するものとする。

9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防衛省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は防衛省に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成31年5月時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した施設管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目及び方法

1. 2において設定した事項

(4) 実施状況の提出

防衛大臣は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、上記(1)の評価を受けるため、平成31年4月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 監理委員会への報告等

防衛省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。

(2) 防衛省の監督及び検査体制

本契約に係る監督及び検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

ア 民間事業者の責務等

施設管理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

エ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について

(ア) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(イ) 民間事業者は、上記（ア）について、誠意をもって適切に対応すること。

対象施設の一覧

区分	建物番号	建物名称	構造	建設年月日	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
自衛隊中央病院	23	教育棟	RC-4	S47.3.30	947	3,669
	37	隊舎	RC-5	S50.3.25	164	821
	45	第6隊舎	RC-8	H12.10.3	2,265	16,646
	46	ゴミ置き場	RC-1	H12.10.3	22	22
	47	自転車置き場	S-1	H12.10.3	24	24
	48	自転車置き場	S-1	H12.10.3	68	68
	49	自転車置き場	S-1	H12.10.3	34	34
	52	倉庫	S-2	H17.7.12	60	121
	53	病院	RC-10一部SRC/B3	H21.1.29	7,388	68,261
	54	職能補導所	RC-4	H21.1.29	897	2,241
	56	ポンプ室	RC-1	H21.1.29	7	7
	57	自動車修理工場	S-1	S30.2.15	174	174
	58	カーバイト庫	S-1	S30.2.15	3	3
	59	マニホールド室	RC-1	H20.3.27	12	12
陸上自衛隊衛生学校	2	油脂庫	RC-1	S30.2.15	9	9
	4	警衛所	CB-1	S30.12.30	3	3
	5	医実隊庁舎	RC-4	S55.3.15	1,339	4,507
	6	倉庫	RC-1	S30.5.31	323	323
	7	汽缶室	S-1	S30.3.25	311	311
	8	特高受電所	RC-1	S30.5.31	129	129
	13	学校庁舎	RC-3	S30.5.31	1,914	5,811
	14	警衛所	RC-1	S30.12.30	26	26
	15	給水ポンプ室	RC-1	S30.10.17	58	58
	20	木工所	W-1	S30.10.30	59	59
	31	塗料保管庫	CB-1	S45.8.20	2	2
	34	面会所	S-1	S47.3.31	29	29
	36	油脂庫	CB-1	S49.4.30	9	9
	37	ポンプ小屋	CB-1	S49.11.25	3	3
	38	第1隊舎	RC-4	S50.5.20	592	2,371
	39	蒸気ポンプ室	RC-1	S53.3.20	10	10
	40	電話局舎	RC-1	S55.1.31	280	280
	42	変圧塔	RC-1	S30.12.30	9	9
	43	第2隊舎	RC-4	S57.2.28	503	2,033
	44	ポンプ室	RC-1	S57.2.28	7	7
	45	倉庫	RC-1	S57.2.28	60	60
	46	ポンプ室	RC-1	S58.3.2	3	3
	47	ポンプ室	RC-1	S62.11.27	3	3
	48	炭酸ガス室	RC-1	S62.11.27	5	5
	49	厨房・教場	RC-4	H5.3.22	1,047	3,396
	50	倉庫	S-1	H8.3.28	150	150
	51	保管庫	S-2	H11.7.16	280	560
	52	教場	S-2	H12.10.3	109	195
	53	保管庫	RC-1	H12.10.3	30	30
	55	第3隊舎	RC-3	S44.3.31	274	824
	56	第4隊舎	RC-5	S48.3.15	377	1,885
	57	第5隊舎	RC-5	S57.3.10	277	1,404
	58	自転車置き場	S-1	S55.7.1	14	14
	59	ポンプ室	RC-1	S57.3.10	7	7
60	電源室	RC-1	H14.10.8	44	44	
61	自動車修理工場	S-1	S37.3.31	144	144	
62	車庫	S-1	S46.3.25	166	166	
65	発電機室	RC-1	H26.8.7	43	43	
66	体育館	S-2	H27.3.30	1,655	2,074	
電子装備研究所	1	庁舎本館	RC-5	S30.8.15	1,293	6,840
	2	庁舎別館	RC-2	S30.8.15	389	812
	3	渡廊下	RC-2	S30.8.15	32	106
	6	器材庫	S-1	S31.3.31	194	194
	9	自転車置場	W-1	S37.3.31	16	16
	13	冷暖房機械室	RC-1	S51.8.31	144	144
	14	ドライバ-控室	R(軽量)-2	H9.1.13	211	407
	16	実験棟(光・電子)	RC-3	H3.11.22	1,128	3,230
	17	試験室(電波暗室)	RC-4	H7.3.20	644	1,019
18	倉庫	R(軽量)-2	H9.1.13	80	139	

評 価 表

実施要項区分	業務区分 実施要領区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点
				基礎点	加算点	
① 必須項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/20	-	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/20	-	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/20	-	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/20	-	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/20	-		
② 加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案					
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0~12	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	-	0~9	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~9	
	各設備点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~9	
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~9	
	2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~9	
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~6	
	病院施設点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~9	
		14	施設、特に病院機能を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~9	
15		病院受付業務において病院の窓口として来院者に適切に対応する工夫がみられるか	-	0~6		
2) 改善提案内容	16	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~9		
	17	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~6		
環境保全業務						
1) 業務の質についての提案内容	18	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~9		
	19	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~9		
2) 改善提案内容	20	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~9		
	21	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~6		

② 加 点 項 目 審 査	警備・受付業務					
	1) 業務の質についての提案内容	22	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~6	
		23	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~3	
	2) 改善提案内容	24	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~3	
		25	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~3	
	緊急時及び非常時対応					
	3) 緊急時への対応についての提案内容	26	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0~12	
		27	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0~9	
		28	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0~9	
		29	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0~12	
	女性の活躍推進					
	1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	30	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)のいずれかを有しているか。	—	0~9	
	合計得点			100	201	

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成26年度	平成27年度	平成28年度
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	委託費		465,853	481,015	443,531
計(a)			465,853	481,015	443,531
参考 値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			465,853	481,015	443,531
(注記事項)					
1. 委託費の内容は付紙第1を参照。					
2. 平成21年4月から新自衛隊中央病院を運用している。					
3. 平成26年4月から平成29年3月までの間、三宿地区施設管理業務を実施している。					
4. 平成22年4月から医学実験隊隊庁舎を運用している。					
2. 従来の実施に要した人員					
区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
常勤職員					
非常勤職員					
(業務従事者に求められる知識・経験等)					
(1)実施要項及び仕様書を参照。					
区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
統括管理業 務※1	統括管理責任者	1	1	1	
	副統括管理責任者	1	1	1	
運転・監視及び日常点検等業務※2		15	15	15	
【備考】					
※1 当該人員については、平成26年から平成28年度の4事業を一つに包括した業務					
※2 当該人員については、交代勤務者を含めた人員を示す					
(業務の繁閑の状況)					
(2)繁忙時期:通年					
(その他)					
(3)対象業務については、民間競争入札(総合評価落札方式)で外部委託により実施している。					

3. 従来の実施に要した施設及び設備

仕様書のとおり

(注記事項)

1. 仕様書に記載された施設及び設備は無償で貸与する。
2. 業務を実施するため付紙第2及び付紙第3に示すスペース並びに備品類を無償で貸与する。
3. 仕様書において民間事業者が用意すると記載された設備等は防衛省の業務に支障を与えないものとする。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

防衛省三宿地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- (1) 業務請負者の不備に起因した三宿地区各機関の行う業務の中断回数:0回
- (2) 業務請負者の不備に起因した三宿地区各施設入居者、病院施設利用者のけが:0回
(病院で治療を要する重大なもの)
- (3) 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数:0回
- (4) 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

5. 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

- (1) 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は付紙第4の業務区分表のとおり。
- (2) 従来業務を実施してきた部署は付紙第5の組織図のとおり。

委託費の内訳

(単位:千円)

業務内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備 考
消防設備の保守				
エレベータ等の保守				
空調装置の保守				
ゴミ処理設備等の保守				
防災監視業務の部外委託				
集中監視システム等の保守等				
非常用自家発電装置の保守				
ボイラー保守				
給水設備の消毒	465,853	481,015	443,531	
水質検査料				
尿尿くみ取り料				
ばい煙測定の部外委託				
厨房器材点検保守				
配電設備の定期点検				
地下燃料タンク等点検保守				
駐屯地紙裁断機保守点検				
電気工作物(二次変電設備)の保安業務委託				
守衛業務の部外委託				
計	465,853	481,015	443,531	
税込み額	503,121	519,496	479,013	

※ 平成26年度から平成28年度の間、三宿地区施設管理業務を実施
平成28年度の内訳は、契約額を計上

使用可能な施設の内訳

区分	建物名	場 所	面積(m ²)	備 考
自衛隊中央病院	病院	B1冷凍機械室の一部	490.247	病院施設点検保守業務
	病院	B1ボイラー室の一部	286.659	病院施設点検保守業務
	病院	B1コージェネレーション機械室	326.794	病院施設点検保守業務
	病院	B1ガスコン室	50.79	病院施設点検保守業務
	病院	B1電気室	483.193	病院施設点検保守業務
	病院	B1制御盤室	69.586	病院施設点検保守業務
	病院	B1中央監視室	50.95	病院施設点検保守業務
	病院	B1中央監視仮眠室	7.36	病院施設点検保守業務
	病院	B1更衣室・シャワー室	7.139	病院施設点検保守業務
	病院	1F防災センター	56.633	病院施設点検保守業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	7.039	病院施設点検保守業務
	病院	1F前室の一部	4.619	病院施設点検保守業務
電子 装備 研究所	庁舎本館	1F当直室	27.3	警備・受付業務

※上記内容については、平成28年8月末現在のものであり、今後変更となる場合がある。

使用可能な備品等の内訳

区分	建物名	場所	備品等名	数量	備考	
自衛隊中央病院	病院	B1ボイラー室の一部	鋼製書棚	4台	病院施設点検保守業務	
	病院	B1ボイラー室の一部	コピー機	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視室	机(事務用)	8台	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視室	いす(事務用)	8台	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視室	監視装置機器	1式	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視室	PHS	2台	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視室	ホワイトボード	2個	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視仮眠室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設点検保守業務	
	病院	B1中央監視仮眠室	毛布	3枚	病院施設点検保守業務	
	病院	B1メンテナンスピット	更衣ロッカー1連	12個	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	鋼製書棚	4台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	机(事務用)	4台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	いす(事務用)	4台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	いす(監視機器等用)	3台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	監視装置機器	1式	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	PHS	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	冷蔵庫	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	電子レンジ	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	拡声器	2個	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	ホワイトボード	2個	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	プリンター(リース)	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F防災センター	キーボックス	1個	病院施設点検保守業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設点検保守業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	毛布	2枚	病院施設点検保守業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	鋼製棚	1台	病院施設点検保守業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	パイプいす	2台	病院施設点検保守業務	
	電子装備研究所	庁舎本館	1F当直室	更衣ロッカー(一人用)	1個	警備・受付業務
		庁舎本館	1F当直室	冷蔵庫	1台	警備・受付業務
庁舎本館		1F当直室	机(脇)	1台	警備・受付業務	
庁舎本館		1F当直室	机(両袖)	1台	警備・受付業務	
庁舎本館		1F当直室	いす(事務用)	1台	警備・受付業務	
庁舎本館		1F当直室	いす(会議用)	1台	警備・受付業務	
庁舎本館		1F庁舎本館裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設点検保守業務	
光電子実験棟		1F光電子実験棟裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設点検保守業務	

※上記内容については、平成28年8月末現在のものであり、今後変更となる場合がある。

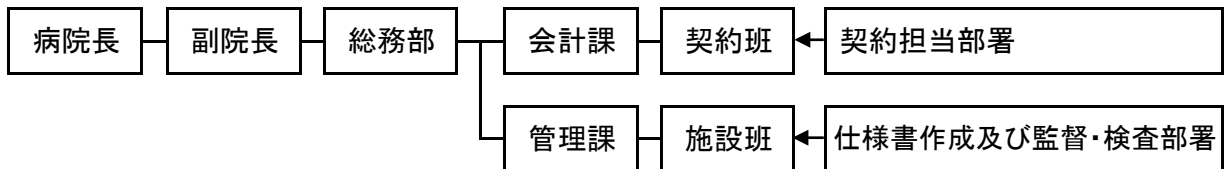
業務区分表

業務内容	業務細目	現状 民間競争入札		平成29年度から平成31年度 民間競争入札			備 考
		防衛省	委託業者	防衛省	委託業者	経年劣化による部品 交換等整備所要増	
1. 病院施設点検 保守業務	消火設備保守業務		○		○		詳細は、 仕様書に よる。
	厨房ダクト消火設備保守業務		○		○		
	防災設備保守業務		○		○	○	
	エレベーター保守業務		○		○		
	エスカレーター保守業務		○		○		
	物品搬送設備保守業務		○		○	○	
	自動ドア保守業務		○		○	○	
	シャッター点検保守業務		○		○	○	
	冷凍機設備及び吸収式冷温水発生機保守業務		○		○	○	
	空気調節装置保守業務		○		○		
	給排気ファン保守業務		○		○	○	
	ファンコイルユニット保守業務		○		○		
	クリーンファンユニット保守業務		○		○		
	熱交換器保守業務		○		○		
	空調機保守業務		○		○	○	
	空調用純水設備保守業務		○		○	○	
	特殊空調設備保守業務		○		○		
	厨芥処理設備保守業務		○		○	○	
	ごみ処理設備保守業務		○		○	○	
	排水再利用設備保守業務		○		○	○	
	プールろ過装置保守業務		○		○	○	
	RI排水設備保守業務		○		○	○	
	滅菌処理設備保守業務		○		○	○	
	人工透析排水処理設備保守業務		○		○	○	
	非常用ろ過装置保守業務		○		○	○	
	防災監視・巡視及び病院受付業務		○		○		
	放送設備保守業務		○		○		
	インターホン設備保守業務		○		○		
	無線通信補助設備保守業務		○		○		
	防犯・入退室管理設備保守業務		○		○	○	
	監視カメラ設備保守業務		○		○	○	
	中央監視設備保守業務		○		○	○	
	特高受変電設備保守業務		○		○		
	高圧受変電設備保守業務		○		○	○	
	直流電源設備保守業務		○		○	○	
	計装設備保守業務		○		○	○	
	施設維持管理役務(中央監視・巡視)		○		○		
	動力制御盤・電灯分電盤保守業務		○		○		
	診察案内表示システム保守業務		○		○	○	
	出退情報・院内案内表示システム保守業務		○		○	○	
	院内呼出設備保守業務		○		○	○	
	構内情報通信網設備保守業務		○		○	○	
	交流無停電電源装置保守業務		○		○	○	
	自家発電設備保守業務		○		○	○	
	ボイラー保守(貫流ボイラー)業務		○		○	○	
	蒸気発生器保守業務		○		○		
	ポンプ設備保守業務		○		○	○	
製缶類保守業務		○		○	○		
厨房除害設備保守業務		○		○	○		
貯水槽清掃業務		○		○			
井水ろ過設備保守業務		○		○	○		
飲料水水質検査業務		○		○			
排水槽清掃		○		○			
グリストラップ定期整備		○		○			

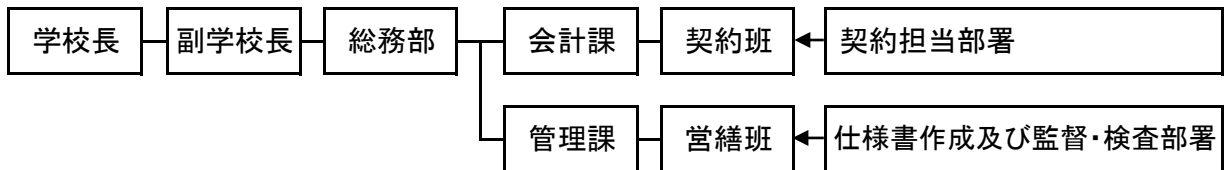
	煤煙測定(発電機)		○		○	
	厨房器材保守		○		○	○
	建物定期点検		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
2. 電気設備点検 保守業務(病院 以外の施設)	高圧受変電設備保守業務				○	
	計装設備保守業務		○		○	
	特高受変電監視設備保守		○		○	○
	配電設備の定期点検作業業務		○		○	
	電気工作物保安管理業務委託		○		○	
	非常用予備発電機保守		○		○	
	業務の管理・監督	○		○		
3. 機械設備点検 保守業務(病院 以外の施設)	消火設備保守業務		○		○	
	防災設備保守業務		○		○	
	エレベーター保守業務		○		○	
	吸収式冷温水発生機保守業務		○		○	
	空気調節装置保守業務		○		○	
	パネルヒーター保守業務		○		○	
	給排気ファン保守業務		○		○	
	ファンコイルユニット保守業務		○		○	
	熱交換器保守業務		○		○	
	空調機保守業務		○		○	
	構内情報通信網設備保守業務		○		○	○
	ボイラー保守業務		○		○	
	ポンプ設備保守業務		○		○	
	貯水槽清掃業務		○		○	
	煤煙測定業務(ボイラー・冷温水発生機)		○		○	
	地下燃料タンク点検業務		○		○	
	紙裁断機保守業務		○		○	
	冷却水用薬品注入装置保守点検整備等作業業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
4. 環境保全業務	樹木剪定・庭園管理業務		○		○	○
	ねずみ・害虫総合的有害生物管理業務		○		○	
	ドバト等防除業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
5. 警備・受付業務	病院受付業務		○		○	
	警備・案内業務委託業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		

組 織 図

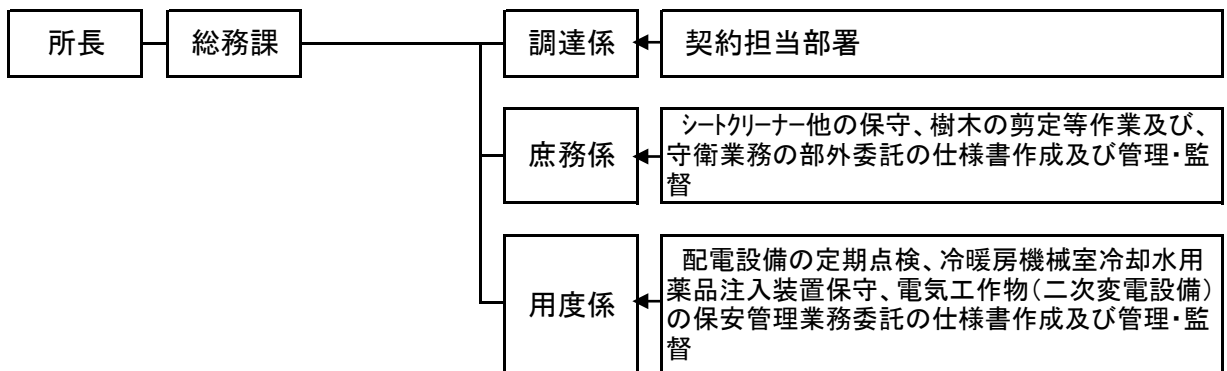
1. 自衛隊中央病院組織図



2. 陸上自衛隊衛生学校組織図



3. 防衛装備庁(電子装備研究所)組織図



施設管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載すること。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務ごとに過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 病院施設点検保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2) 電気設備点検保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3) 機械設備点検保守業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4) 環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5) 警備・受付業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■本実施要項(1.)で示す業務ごとに年次計画を記載すること(引継ぎ期間を含む。)。本業務を確実かつ安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。

なお、各設備点検保守業務、環境保全業務、警備・受付業務の各業務ごとに提案書を作成することができる。

(1). 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

(2). 質の確保に関する提案事項

6.. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。</p> <p>なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1)各設備点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2)病院施設点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3)環境保全業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4)警備・受付業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■提案を行う各業務の項目につき、具体的かつ簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

作成年月日:平成28年10月 日

作成者:自衛隊中央病院

総務部管理課

仕様書番号:管 第 号

三宿地区施設維持管理等役務仕様書

共通事項

1 総 則

本役務は、特記事項・特記仕様書に記載してある事項のほか、『防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項』及び本共通事項、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成28年度版)」(以下、『共通仕様書』とする)の関係する項目を参照し、実施すること。また設計図、本仕様書に記載されていない事項については、監督官との協議によるほか、技術上当然すべき事項については請負者の負担により実施すること。

2 目 的

- (1) 防衛省三宿地区内の各建物に設置されている各種設備等の維持管理等業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ能率的に執行し、各種設備の良好な運転と延命を図ることを目的とする。
- (2) 請負業者は業務の実施に当り、常に効果的・効率的・経済的で環境に配慮した方法で業務を行うと共に、改善提案や作業能率向上のための提案を適時行うこと。

3 適用範囲

本共通事項は、施設管理業務に該当する事項のみ適用する。

4 請負者の業務遂行能力等の提示

請負業者は業務着手に先立ち、下記に示されている事項に関して業務実績及び必要な資格の写しを官側担当者に書面を持って提示すること。なお、共同企業体(以下、「入札参加グループ」という。)を結成する場合については、特記がない限り筆頭企業の実績等について提示すること。但し(4)の事項については、入札参加グループの全体が対象となる。

- (1) コ・ジェネレーション設備(ガスタービン発電能力1,000kw以上)を有する病院施設(病床数300床以上)において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績
- (2) 上記と同等以上と官側が認めた類似施設において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績。
- (3) ISO9001の承認を取得済み、若しくは平成29年3月末までに取得が見込まれていること。
- (4) 請負業者は過去5年間の間に国又は地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設の委託業務を受注していて、尚且つ契約解除の実績が無いこと。

5 請負業者の負担の範囲

- (1) 中央監視・防災監視業務のための控室、仮眠室及び寝具類(ベッド等)、作業の為の作業台等については官側が提供する。業務管理に必要なOA機器等については請負業者負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。また持ち込む機材等については、原則としてJIS工業規格等の指定品で、且つ、良好な物を使用し、保管管理にあたっては、整理整頓に努めること。
- (3) 保守に必要な消耗部品や材料及び油脂類等の他、各設備点検保守で記載されている指定交換部品については、請負業者の負担とする。但し、空調用フィルター、ボイラー用薬品(並塩含む)、冷凍機用薬品、Vベルト等は官側からの支給とする。
- (4) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、官側負担とする。但し特記がある場合に限り請負業者の負担とする。

6 各種法令等の遵守

請負業者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。

7 業務従事者

- (1) 業務従事者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- (3) 官側は、業務従事者の業務履行中に、著しく不適格又は不適当な行動が明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来たさないうに必要な措置を直ちに採らなければならない。また請負業者は、業務場所が防衛施設内という特性を十分理解した上で、業務従事者の人選を行うこと。

- (4) 請負業者は、業務従事者全員に対して統一された会社名入の作業服及び名札（写真付き）を着用させ、常に清潔な物を着用させること。なお、業務の効率的な遂行の為、請負業者の計画で業種区分別に作業服をわけることに関しては妨げないものの、過度な細分化は行わないこと。
また、『警備・受付業務委託』の業務従事者及び『防災監視・巡視及び病院受付』の業務の内、『病院受付』の業務従事者についてはそれぞれの業務にふさわしい服装とする。
- (5) 従事者は患者及び職員等に不快の念をいだかせる言動及び行動を慎むこと。また身だしなみについては、華美な化粧、きつい匂いのする香水、さらに無精ヒゲや汚れた作業服を身に着ける等、不快感を伴う身なりは慎むこと。
- (6) 請負業者は、業務従事者に対して健康診断を実施し、業務従事者の健康管理を行うこと。
- (7) 請負業者は、全ての業務従事者それぞれ就業する業務に対して本役務の仕様書の内容を十分に把握し、業務実施に必要な知識等を教育すること。

8 部門別責任者

- (1) 請負業者は、業務従事者の中から部門別責任者を選任するものとする。なお、選任に当たっては部門毎の業務に関して十分な知識を持ち、さらに5年以上の実務経験を有したものを選任すること。
- (2) 部門別責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、従事者にして指導監督を実施するとともに、統括管理者の補佐を行うものとする。

9 統括管理責任者

- (1) 請負業者は、業務を取り纏める統括管理責任者を選任するものとする。
- (2) 統括管理責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、各部門別責任者及びそれぞれの従事者に対して指導監督を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- (3) 三宿地区は東京都条例で定められている特定地球温暖化対象事業所に指定されているため、統括責任者は東京都が主催する講習会に参加し『技術管理者』の認定を受け、地区内各種設備の負荷に応じた効率的な運転計画の立案及び省エネに寄与する設備等の改善計画の立案を逐次行うこと。また毎月開催される『三宿地区CO2削減推進委員会会議』に参加し、技術的な面から進言等を行うこと。
- (4) 統括管理責任者は『省エネ診断』が可能な有資格者であること。

10 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、業務実施体制、業務実施工程、その他業務を適性に行う上で必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し、協議するものとする。

11 安全管理・衛生管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険を伴う作業及び危険な場所については業務従事者に対して適切な安全措置及び注意喚起を講じて事故の防止を図るものとする。また業務実施中は、常に火災・障害・盗難等の事故防止に十分注意を払うこと。
- (2) 業務従事者の不注意等により施設等を損傷させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負業者の責任において原状復旧を行うものとする。また業務実施中は、隊員及び第三者に対して危害又は損害を与えないように、万全の措置を講じて作業すること。また万一危害等を与えた場合は請負者の責任において誠実に対応、補償すること。
- (3) 請負業者は、機会を有する毎に業務従事者に対して安全管理・衛生管理教育を実施し、徹底させること。

12 保全上の注意点

- (1) 地区内への立入及び各施設の立入については、定められた部内規則を遵守し、必要な手続き等がある場合については所定の手続きを経た後に立入ること。
- (2) 許可を受けていない場所への立入については厳禁とするため、不必要に近づくことが無いように十分に注意すること。但し、業務実施に際して立入の必要が生じた場合は、監督官と調整の上、必要な手続きへた後に立入すること。
- (3) 業務関係図書等は、業務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。また業務実施の目的で二次請負業者等の関係者に対して設計図書の複製が必要となった場合は、複製数を把握した上で関係者に配布し、紛失には十分注意すること。また発注者から寄与された設計図書等（複製した設計図書含む）は業務完了後速やかに監督官へ返納すること。
- (4) 請負業者として業務実施に必要なOA機器を施設内へ持込む場合は、官側に事前に調整を行い許可された後に持込むこと。また業務実施中に知り得た各種施設に関するデータは、請負業者の責任において適切に管理し、漏洩事故等の防止に努めること。また、請負契約が満了した際は当該データを破棄し、官側の確認を受けること。

13 関連業務との調整

本業務とは契約対象外であっても、関連する業務については、相互調整を図るものとする。

14 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書式については、官側と協議の上、決定すること。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

15 提出書類

受託者は、官側の指定する期日までに次の書類を提出するものとする。様式については『役務完了届』を除き、任意の様式とするものの、見やすい様式にて提出すること。

- (1) 契約後、速やかに提出する書類
 - ・ 業務計画書
年間及び月毎の各設備点検実施予定表
 - ・ 業務実施体制
請負者の勤務員一覧（資格等の経歴を記載）
設備保守の下請業者の連絡先及び担当者一覧
非常時の体制
 - ・ 各部門別責任者、統括責任者の選任届
 - ・ 秘密保全実施計画書

※ 請負業者は、勤務者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務体制や名簿については変更があった場合は、直ちに官側に報告し、承認を得ること。
- (2) 各種業務完了後に提出する書類
 - ・ 業務日報及び作業記録等

※ 毎日の業務の完了後に直ちに作成し、原則として翌日（土日祝祭日の場合は次の平日）の朝に監督官へ報告すること。
- (3) 役務完了後、速やかに提出する
 - ・ 役務完了届
- (4) その他、各種業務毎に指定されている書類
 - ※ それぞれ指定された時期に提出すること。

16 その他

官側から業務実施の為に提供される事務室、守衛室、更衣の為に控え室等については、常に整理整頓し、清潔に保つこと。

17 業務の再委託について

請負業者は、本役務を一括して他の企業へ再委託することは禁止する。但し、各極設備の点検に際して、製造メーカー等にその設備の点検保守を委任することに関して、官側は妨げないものとする。

18 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示を受けるものとする。

添付資料

- ・ 別冊：設備点検保守等役務仕様書

設備点検保守等役務仕様書

管理 番号	中項目	階数	法定 点検	機 器 名 称	仕 様 ・ 内 容	数 量	定期点検		メンテナンス (整備)	項目 交換 頻度	官給品	備 考				
							内 容	周 期								
1 消 防 設 備 の 保 守	各 階	●	設置場所：自衛隊中央病院 スプレインクラー設備	水源	水位・水質・電極確認 1 目視確認	1						ホーチキ機				
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				圧力タンク	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1					2/年					
				補助加圧ポンプ	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				呼吸装置	水位・水質・電極確認 1 目視または性能確認	1										
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他 33 目視または性能確認	33										
				末端試験弁	配置・結線・外観・起動他 33 目視または性能確認	33										
				消火用補助散水栓	配置・結線・外観・起動他 219 目視または性能確認	219										
				送水口	配置・結線・外観・起動他 2 目視確認	2					1/年					
				配線点検	各所配線確認 一式 目視確認	一式					2/年					
				SPヘッド	外観・個数他 5868 目視確認	5868					1/年					
				放水試験	末端試験・補助散水栓放水試験 一式 性能確認	一式					1/年					
				泡消火設備												ホーチキ機
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				圧力タンク	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1										
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1						2/年				
				泡ヘッド	外観・個数他 一式 目視確認	一式										
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他 5 目視または性能確認	5										
				一斉開放弁	外観・起動他 127 目視または性能確認	127										
				手動起動装置	外観・起動他 127 目視または性能確認	127										
				配線点検	各所配線確認 一式 目視確認	一式						1/年				
				泡混合器	外観 1 目視確認	1						2/年				
				泡放出試験	外観 1 目視確認	1						2/年				
泡放出試験	泡放出試験 一式 性能確認	一式						1/年								
窒素消火設備																
窒素ボンベ	外観・個数他 62 目視確認	62						2/年				ホーチキ機				
起動用ガス容器	配置・結線・外観・起動他 20 目視または性能確認	20						2/年				H29交換実施				
手動起動装置	配置・結線・外観・起動他 10 目視または性能確認	10						2/年								
制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1						2/年								
スビーカー	配置・結線・外観・起動他 14 目視または性能確認	14						2/年								
放出表示灯	配置・結線・外観・起動他 31 目視または性能確認	31						2/年								
配線点検	各所配線確認 1 目視確認	1						1/年								
閉口部自動閉鎖装置	外観・起動他 36 目視確認	36						1/年								
噴射ヘッド	外観 68 目視確認	68						2/年								
作動試験	外観・起動他 1 性能確認	1						2/年								
放出試験	擬似放出試験 1 性能確認	1						1/年								
感知器	配置・結線・外観・起動他 105 目視または性能確認	105						1/年								
消防用水設備																
水源	水位・水質・電極確認 1 目視確認	1														
ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1						2/年								
起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1						2/年								
ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他 1 目視または性能確認	1						2/年								
呼吸装置	水位・水質・電極確認 2 目視確認	2						2/年								
採水口	配置・結線・外観・起動他 1 目視確認	1						2/年								
配線点検	各所配線確認 一式 目視確認	一式						1/年								

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考					
								内容	周期								
消防設備の保守	1	消火設備保守	各階	●	消火水設備	水位・水質・電極確認 配置・結線・外観・起動他	1	目視確認	2/年								
					ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年								
					起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年								
					ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年								
					排水装置	水位・水質・電極確認	1	"	2/年								
					取水口	配置・結線・外観・起動他	2	目視確認	2/年								
					配線点検	各所配線確認	一式	目視または性能確認	1/年								
					連続送水管設備												
					●	送水口 (ホースなし)	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年							
					●	放水口 (ホースあり)	配置・結線・外観・起動他	33	"	2/年							
					●	配線点検	各所配線確認	4	"	2/年							
					●	移動式粉末消火設備	各所配線確認	一式	"	1/年							
					●	消火薬剤貯蔵タンク	配置・外観	16	目視確認	2/年							
					●	起動用ガス容器	配置・外観	16	"	2/年							
					●	消火薬剤の点検	外観	16	"	2/年							
					●	表示灯	配置・結線・外観	16	"	2/年							
					●	ホースリール	配置・外観	16	"	2/年							
					●	泡モーター砲消火設備											
					●	水質・水質・電極確認	水位・水質・電極確認	1	目視確認	2/年							
					●	放水銃制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年							
					●	放水銃操作盤	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年							
					●	泡タンク	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年							
					●	ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年							
					●	混合器	配置・外観他	1	目視確認	2/年							
					●	放水銃	配置・結線・外観・起動他	4	目視または性能確認	2/年							
●	ITVカメラ	配置・結線・外観・起動他	4	"	2/年												
●	カラモニター	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	直接制御リモコン	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	電磁弁	配置・結線・外観・起動他	4	"	2/年												
●	配線点検	各所配線確認	一式	目視確認	2/年												
●	配管点検	各所配管確認	一式	"	2/年												
●	放水試験	擬似放水試験	一式	性能確認	1/年												
●	消火器	強化液 3kg	192	目視または性能確認	2/年												
●	消火器	粉末ABC 3kg	147	"	2/年												
●	設置場所：電子装備研究所 ハログン化物消火設備 (庁舎本館)																
●	ハロンガス容器	外観・個数他	5	目視確認	2/年												
●	容器弁開放装置 (電磁式)	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年												
●	容器弁開放装置 (ガス圧式)	配置・結線・外観・起動他	4	"	2/年												
●	不選弁	外観・起動他	1	"	2/年												
●	起動用操作函	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	スピーカー	配置・結線・外観・起動他	3	"	2/年												
●	連動盤 (L1)	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	音声盤	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	ハロンガス放出表示灯	配置・結線・外観・起動他	2	"	2/年												
●	電源装置	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	圧力スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"	2/年												
●	ハロン噴射ヘッド	外観	14	目視確認	2/年												
●	ピストンレリーパー (ダンパー)	配置・起動他	2	目視または性能確認	2/年												
●	火災感知器	配置・結線・外観・起動他	5	性能確認	2/年												
●	作動試験	外観・起動他	1	性能確認	2/年												
●	放出試験	擬似放出試験	1	性能確認	1/年												
●	放出試験	放出用テストボンベ	1	性能確認	1/年												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期								
消防設備の保守	1	消火設備保守	各階	屋内消火栓設備	加圧送水装置(庁舎本館・実験棟)	外観・電源等・起動他	2	目視または性能確認	2/年								
				ポンプ表示盤()	配置・結線・外観・起動他	2	目視	2/年									
				ポンプ操作盤()	配置・結線・外観・起動他	2	目視	2/年									
				吸水装置()	配置・結線・外観・起動他	2	目視	2/年									
				● 室内消火栓(庁舎本館・別館・実験棟)	配置・結線・外観・起動他	25	目視	2/年									
				起動手スイッチ()	配置・結線・外観・起動他	25	目視	2/年									
				水源	水位・水質・電極確認	1	目視	2/年									
				配管・配線点検	各所確認	1	目視	2/年									
				放水試験	総合点検(ポンプ動作、圧力、水量)	1	性能試験	1/年									
				● 連結送水管	放水試験	1	性能試験	1/年									
				● 透水路	配置・結線・外観・起動他	6	目視または性能確認	2/年									
				● 配管点検	各所配管確認	一式	目視	2/年									
				● 消火器	強化液 3 ¹ 2	17	目視または性能確認	2/年									
				● 消火器	粉末ABC 3kg	50	目視	2/年									
				● 消火器	Co2	2	目視	2/年									
				● 誘導灯	外観・表示・電源他	3	目視または性能確認	2/年									
				● 避難口誘導灯(電波暗室)	外観・表示・電源他	3	目視または性能確認	2/年									
				設置場所：陸上自衛隊 衛生学校													
				● 二酸化炭素消火設備	二酸化炭素ポンプ	外観・個数他	11	目視確認	2/年								
				● 点検用閉止弁	配置・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年									
● 容器弁開放装置(電磁式)	配置・結線・外観・起動他	2	目視	2/年													
● 容器弁開放装置(ガス圧式)	配置・結線・外観・起動他	9	目視	2/年													
● 手動起動装置	配置・結線・外観・起動他	1	目視	2/年													
● 圧力スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	目視	2/年													
● 制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視	2/年													
● 配線点検	各所配線確認	1	目視	1/年													
● スピーカー	配置・結線・外観・起動他	1	目視	1/年													
● 噴射ヘッド	外観	14	目視確認	2/年													
● 作動試験	外観・起動他	1	性能試験	2/年													
● 放出試験	擬似放出試験	1	性能試験	1/年													
● 設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター																	
● スプリングラアー設備	スプリングラアー	配置・結線・外観・起動他	4	目視または性能確認	2/年												
● アラーム弁	配置・結線・外観・起動他	4	目視	2/年													
● 末端試験弁	外観	4	目視または性能確認	2/年													
● 消火用補助散水栓	配置・結線・外観・起動他	7	目視または性能確認	2/年													
● 配線点検	各所配線確認	一式	目視または性能確認	1/年													
● SPヘッド	外観・個数他	181	目視	2/年													
● 放水試験	末端試験・補助散水栓放水試験	一式	性能試験	1/年													
● 酸素消火設備	酸素消火設備	各所配線確認	1	目視または性能確認	2/年												
● 配線点検	開口部自動閉鎖装置	外観・起動他	3	目視または性能確認	1/年												
● 噴射ヘッド	噴射ヘッド	外観	15	目視	2/年												
● 作動試験	作動試験	外観・起動他	1	性能試験	2/年												
● 放出試験	窒素放出試験	窒素放出試験	1	性能試験	1/年												
● 感知器	感知器	配置・結線・外観・起動他	16	目視または性能確認	1/年												
● 連結送水管設備	連結送水管設備	配置・結線・外観・起動他	16	目視または性能確認	2/年												
● 放水口	放水口	外観	2	目視	2/年												

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること。また、点検結果報告については法令で定められた様式にて取りまとめること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		官給品	備考					
								内容	周期	リスト	項目交換頻度							
消防設備の保守	3	防災設備保守	各階	●	設置場所：自衛隊中央病院													
					総合操作盤	構造 デスクトップ型 構成機能 LCDモニタ 18.1型 1台 6000アドレス異常 自立型	1											
					GR型受信機	インターフェイス盤 非常電話制御盤 150回線 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-B2-1)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-B2-2)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-B1)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-1)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-2)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-3)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-4)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-5)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-6)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-7)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-8)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-9)	510アドレス 自立型	1											
					主中継器盤 (LM-10)	510アドレス 自立型	1											
					スッフェン表示機	壁掛型	14											
					中継器盤 (R-B2)		1											
					中継器盤 (R-B1)		1											
					中継器盤 (R-1)		1											
					中継器盤 (R-2)		1											
					中継器盤 (R-3)		1											
					中継器盤 (R-4)		1											
					中継器盤 (R-5)		1											
					中継器盤 (R-6)		1											
					中継器盤 (R-7)		1											
					中継器盤 (R-8)		1											
中継器盤 (R-9)		1																
中継器盤 (R-10)		1																
機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアドレス付	98																
機器収容箱	補助散水栓内蔵	79																
機器収容箱	補助散水栓・通送併設型 発信機はアドレス付	23																
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型 発信機はR型	8																
機器収容箱	補助散水栓通送併設型 防滴型 発信機はR型	1																
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	9																
機器収容箱	R型 埋込型	2																
機器収容箱	R型 埋込型 放水口上部設置	2																
機器収容箱	R型 露出型	6																
機器収容箱	連結送水管内蔵 発信機はアドレス付	4																
機器収容箱	連結送水管内蔵 防滴型	1																
機器収容箱	送水口、採水口用消火パネル内蔵	1																
消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	2																
機器収容箱	防災用・送水口連絡装置用 埋込型	1																

外観及び法令で定められている機能試験

2/年

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期							
消防設備の保守	3	防災設備保守			機器収容箱	防災ベル・送水口連絡装置用 防滴型	1									
					移動式粉末消火設備	表示灯のみ	24									
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	1042									
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	1742									
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、機能点検用付	11									
					差動式スボット型感知器	2種 露出型 自動試験付	483									
					差動式スボット型感知器	2種 埋込型 自動試験付	8									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	47									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込型 自動試験機能付	10									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出防水型 自動試験機能付	6									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	130									
					移法器（消火栓始動器）	4 OVA	1									
					メッセージ表示機	壁掛型	1									
					中継器盤 (R-S-2)		1									
					中継器盤 (R-S-4)		1									
					機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアド레스付	2									
					機器収容箱	補助散水栓内蔵	2									
					機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	1									
					機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアド레스付	2									
					消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	1									
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付	24									
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	63									
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、機能点検用付	1									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込型 自動試験機能付	2									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	5									
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 3種 自動試験機能付	67									
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 3種 自動試験機能付	1									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出防水型	1									
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	1									
					自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	147									
					自動閉鎖装置	シャッター用（結線調整工事）	78									
					自動閉鎖装置	防火戸（引き戸用）用（結線調整工事）	177									
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）可動垂れ壁用	61									
自動閉鎖装置	（結線調整）ダンパ用遠方復旧	120														
自動閉鎖装置	（結線調整）排煙口用遠方復旧	245														
自動閉鎖装置	（結線調整）排煙口用	245														
電子ブザー	露出型	14														
連動中継器（切換器）	タイマリレー付	135														
自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	5														
自動閉鎖装置	（結線調整工事）シャッター用	7														
自動閉鎖装置	（結線調整）排煙口用遠方復旧	2														
自動閉鎖装置	（結線調整工事）排煙口用	2														
電子ブザー	露出型	3														
連動中継器	（切換器）タイマリレー付	3														
ガス漏検知器	都市ガス用	27														
ガス漏検知器	LPガス用	4														
ガス漏検知器用中継器	埋込型	4														
水災通報装置 本体	露出型	1														
電話増設装置	露出型	12														
増設装置用電源装置	露出型	2														
連動停止スイッチ		1														

外観及び法令で定められている機能試験

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		官給品	備考				
								内容	周期	リスト	項目交換頻度						
消防設備の保守	3	防災設備保守		●	設置場所：電子装備研究所 庁舎本館	受信機	1						ニッタン㈱				
					差動式スボット型感知器	露出型	176										
					定温式スボット型感知器	露出型	10										
					煙感知器	露出型	29										
					発信機		14										
					音響装置	ベル式	14										
					表示灯		12										
					電源装置		1										
					制御盤		1										
					防災防火ダンパー		15										
					設置場所：電子装備研究所 庁舎別館												
					受信機		1										
					差動式スボット型感知器	露出型	18										
					定温式スボット型感知器	露出型	8										
					煙感知器	露出型	4										
					発信機		2										
					音響装置	ベル式	2										
					設置場所：電子装備研究所 光・電子実験棟												
					受信機		1										
					差動式スボット型感知器	露出型	54										
					定温式スボット型感知器	露出型	8										
					煙感知器	露出型	21										
					発信機		11										
音響装置	ベル式	11															
表示灯		11															
電源装置		1															
制御盤		1															
防災防火ダンパー		5															
設置場所：電子装備研究所 電波暗室																	
受信機		1															
差動式スボット型感知器	露出型	18															
定温式スボット型感知器	露出型	4															
煙感知器	露出型	15															
発信機		4															
音響装置	ベル式	5															
表示灯		4															

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること。また、点検結果報告については法令で定められた様式にて取りまとめること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	運行方式	付加装置	数量	定期点検内容	周期	メンテナンスリスト	交換頻度	備考
エレベーター等の保守	4	エレベーター保守	-	●	設置場所：自衛隊中央病院 エレベーター1号機	人荷兼非常用 33人乗90m/min=2,200kg=13停止 寝台用 15人乗90m/min=1,000kg=5停止	乗合全自動方式 乗合全自動方式	有(地震、非常用)	1	建築保全共通仕様書による フルメンテナンス契約	12/年	随時		(1~5号機) 三菱電機株 (6~10号機) 日立製作所株 (11号機) 三菱電機株 (12号機) エレベーターカンパニー
					エレベーター2号機	乗用 15人乗90m/min=1,000kg=5停止	群管制	有(地震、火災、停電、自家発)	3					
					エレベーター3号機	寝台用 15人乗90m/min=1,000kg=12停止	乗合全自動方式	有(地震、火災、停電、自家発)	1					
					エレベーター4号機	寝台用 15人乗90m/min=1,000kg=10停止	乗合全自動方式	有(地震、火災、停電、自家発)	2					
					エレベーター5号機	荷物用 60m/min=1,500kg=10停止	乗合全自動方式	有(地震、非常用)	1					
					エレベーター6号機	人荷兼非常用 33人乗90m/min=2,200kg=13停止	乗合全自動方式	有(地震、火災、停電、自家発)	1					
					エレベーター7号機	寝台用 15人乗90m/min=1,000kg=4停止	乗合全自動方式	有(地震、火災、停電、自家発)	1					
					エレベーター8号機	※1ボート用15人乗30m/min=1,000kg=2停止	乗合全自動方式	有(地震、火災、停電、自家発)	1					
					エレベーター9号機	人荷用 45m/min=1600kg=5停止	方向性乗合全自動方式	有(地震、火災、停電)	1					
					エレベーター10号機	荷物用 45m/min=1000kg=4停止	エレベーター式コントロール	有(地震、火災、停電)	1					
					エレベーター11号機	荷物用 30m/min=1000kg=4停止	乗合全自動方式		1					
					エレベーター12号機	乗用 11人乗45m/min=750kg=4停止	乗合全自動方式		1					
		乗用 13人乗60m/min=750kg=8停止	乗合全自動方式	3										
		荷物用 20m/min=300kg=2停止	相互押迫方式	2										
		開口：φ1,860mm 奥行：φ1,860mm 高さ：6,750mm			リフト及びタワーの外観 エアシリンダーの作動・位置 エアコンプレッサーの作動・圧力 ベルト (SS,AC) の外観、動作 各駆動部の給油 総検測定、リミットスイッチ等の動作 総合作動試験									
		1階部分 ・トレーリターンコンベア 1,640×700×850 2階部分 ・SSコンベア 900×500×850 ・トレーリターンコンベア 3,900×500×850												
		食器スライラルリフト (トレイ搬送設備)												
		食器スライラルリフト (トレイ搬送設備)												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
エレベーターの保守タワー	5	エスカレータータワー保守	1階	●	エスカレーター	600型 S-600MX 30m/min	2	建築保全共通仕様書による	1/年	外装露出照明ランプ	通時 (故障発生時)		日本エレベーター製造株式会社
									12/年	主リレー用コンタクト 各ヒューズ 電動機カーボン刷子 点検用油脂 くし板			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		備考
								内容	周期	リスト	交換頻度	
エレベーター等の保守	6	物品搬送設備保守	各階		大型搬送設備	ロープ式ケーシング	5台	錆、変形の有無	2/年	フレーム		
								弛みの有無				
								損傷の有無				
								油量、油漏れの確認				
								摩擦、破損の有無				
								作動状態の確認				
								スライプ機能の確認				
								発熱、異常音の有無				
								テンション状態の確認				
								給油				
								変形、摩耗、破断の有無				
								作動状態の確認				
LEDの点灯、スイッチ機能の確認												
LEDの点灯確認												
取付状態の確認												
スライプ機能が正常か確認	2/年	タッチパネル(L1~L5, L6用)	5~10年									
エレベーターケーシングとの干渉を確認			5~10年									
スライプ機能が正常か確認			5~10年									
スライプとの干渉、ボルトの弛み確認			7~10年									
着床の確認			7~10年									
減速の確認			7~10年									
錆、変形、破損の確認			7~10年									
パネの変形の確認			7~10年									
傷、干渉の有無			7~10年									
レベル継ぎの段差有無			7~10年									
発熱、異常音の有無			7~10年									
絶縁測定、電流値測定			15~20年									
摩擦、亀裂、伸びの有無	10~15年											
油量、油漏れ、発熱の有無	10~15年											
錆、発熱、異常音、油量、油漏れ、油圧の有無	5~10年											
回転方向の確認	2/年	油圧シリンダー	25年									
錆、傷、油漏れの有無												
空気抜き	2/年											
摩耗、錆、伸びの有無												
スライプ機能の確認確認	2/年											
弛みの有無												
錆、変形の有無	2/年	ガイドシユュー	10~15年									
油量、油漏れの有無												
摩擦、破損の有無	2/年	検出器類	10~15年									
弛み												
発熱、異常音の有無	2/年											
摩耗、破断の有無												
作動動作の確認	2/年											
取付状態の確認												
スライプ機能の確認	2/年											
LEDの点灯、スイッチ機能の確認												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所：自衛隊中央病院	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
エレベーター等の保守	8	シャッター点検保守	各階		防火シャッター	中病26箇所 (1階は3箇所4台) 職能棟3台	30	建築保全共通仕様書による	1/年				文化シャッター(株)
					防火シャッター	B1Fごみ処理場	1	建築保全共通仕様書による	1/年				三和シャッター(株)

大項目	管理番号	中項目	階数	法定 点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考																									
								内容	周期																												
9 空調装置の保守	B1F	冷凍機設備及び 吸収式冷温水発生機保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt 蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt 蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt 蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt	1 1 1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・シーズンの点検 ・シーズンの点検 ・シーズンの点検 	3/年	冷却水系伝熱管プランシ洗浄 ダイヤジウムセル パラジウムセル 電極棒キセット チタンチューブ サイトグラフィスキット	パナソニック 毎年実施 H31実施項目																											
													3F	設置場所：電子装備研究所 冷暖房機械室	空冷チリングユニット 30Rt ダイキン工業 (UWAPI180G5B5)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・シーズンの点検 ・シーズンの点検 (2回) ・シーズンの点検 	4/年	ダイキン工業㈱																		
																				10F	冷却塔 (CT-1-1, 2) 角型開放式超低騒音タイプ 4,950Kw 冷却塔 (CT-2-1, 2) 角型開放式超低騒音タイプ 2,480Kw 薬注装置 (YCP-1) ユニット型 4m ³ /min×2台 薬注装置 (YCP-2) ユニット型 4m ³ /min×2台	2 2 2 2	<ul style="list-style-type: none"> 充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み ボルトナットの作動状態 細部内容は、建築保全 共通仕様書による 	2/年 随時 1/年	Vベルト モーター軸受 ボール ボールタック他 充填剤 故障時随時 欄アークアス												
																										1F	吸収冷温水機 東芝製 TAG-028	1	<ul style="list-style-type: none"> ・シーズンの点検 ・シーズンの点検 ・シーズンの点検 ・スレーブ清掃 ・チューブ洗浄 細部内容は、建築保全 共通仕様書による 	4/年	溶液ろ過フィル設置 溶液ろ過フィル交換 H30実施項目						
																																RF	冷却塔 東芝製 RTC-2906PNW	1	<ul style="list-style-type: none"> 充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み ボルトナットの作動状態 散水装置動作確認 細部内容は、建築保全 共通仕様書による 	2/年	Vベルト モーター・ファン軸受 モーター・ファンブリー ボールタック他 東芝キヤリ7棚

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
空調装置の保守	9	冷凍機設備及び 吸収式冷温水発生機保守	BIF	設置場所：自衛隊中央病院 第6隊舎	吸収式冷温水発生機	矢崎総業(株) CH-M80H	2	<ul style="list-style-type: none"> 暖房システム(IN, OFF)点検 暖房システム(ON)点検 冷房システム(IN, OFF)点検 冷房システム(ON)点検 チェンジ洗浄(10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	6/年	【冷却水薬品洗浄】 <small>ニエーネオワックス(ワルソール)</small> ショータリナーチャー(シリカ洗剤) チヒロローP4(中和剤) チヒロローP6(中和剤) VC-2L(防食剤)	40kg 20kg 25kg 35kg 2本	H29実施項目 (2号機)
									1/年			
					冷却塔	空研工業(株) SKB-82GR	2	ファンベルトの緩み ボールタップの作動状態 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	3/年			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期								
10 空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院	ハ ッケージ エイコン室内機	天井隠蔽ダクト型	17	熱交換器 汚れ確認	2/年	ポンプ・ライブラリカー	5年						
					ハ ッケージ エイコン室内機	天井カセット型	84	ファン電動機 定期判定 結露測定	2/年	ヒューズ	10年		日立アライヴァル				
					ハ ッケージ エイコン室内機	天井露出型厨房用	7	電流測定 外観	2/年	ファンカーブスター	8年		東プレ㈱				
					ハ ッケージ エイコン室内機	ヒールの隠蔽型	19	目視点検 作動確認	2/年				ダイキン工業				
					ハ ッケージ エイコン室内機	床置ダクト型冷房専用	5	トレパン 確認 ヒス・ボルトの緩み 交換	2/年								
					ハ ッケージ エイコン室内機	床置下吹型冷房専用	3	電線端子の増結等 自然発熱式加湿器 点検	2/年								
					ハ ッケージ エイコン室内機	床置型	1		2/年								
					ハ ッケージ エイコン室内機	壁掛けトレUP付	1	作動確認及び汚れ、劣化	2/年	フロム排出抑制法による							
					ハ ッケージ エイコン室内機	壁掛型	2	簡易点検 (全台)	2/年								
					ハ ッケージ エイコン室内機	天井吊型	2										
					ハ ッケージ エイコン室内機	クローリアンハ ッケージ	13										
					ハ ッケージ エイコン室内機	外気処理ハ ッケージ	3										
					ハ ッケージ エイコン室内機		157										
					設置場所：自衛隊中央病院					室外機： 冷暖フリー	9	圧縮機 定期判定 結露測定	2/年				
										室外機： 冷暖切替	33	電流測定 汚れ確認	2/年				
					単独室外機	7	ファン電動機 定期判定 結露測定	2/年									
						49	電流測定 高圧圧力閉閉器 作動確認	2/年									
							高低圧力センサー 作動確認 可溶性 外観点検	2/年									
							ファンカーブスター 総線抵抗測定	2/年									
							運転コンデンサー 目視点検 パワースイッチ 目視点検	2/年									
							電磁弁 作動確認 プリント基板 作動確認	2/年									
							他電気・電子部品 作動確認 ヒス・ボルトの緩み 交換 電線端子の増結等 確認	2/年									
							簡易点検 (全台)	2/年	フロム排出抑制法による 室外機7台薬品洗浄	3年		H29実施項目					

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考							
								内容	周期											
空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：電子装備研究所 庁舎本館 ハックージ エアコン室内機	SVP560A 電算室101 SHYGP40CT システムバー、当直室 SHYGP40CT 端末室 SMAYP224BM ネットワーク技術共用実験室 SMYG80BD 業務係・調整官、システム室・ 暗号実験室 SMWGP112BD 研究企画官、所長室(会議室) SZYG40CBNT 所長室 SHBP140C シェルト ルーム	3 2 1 1 4 2 1 1 1	・シーズイン点検 ・動作確認 ・フィルター清掃 ・ドレパン点検 ・吹出、吸込温度測 細部内容は、建築保 全共通仕様書による	2/年	フロン排出抑制法による	ダイキン 工業㈱										
													ハックージ エアコン室外機	同上	17	・シーズイン点検 ・動作確認 ・冷媒ガス圧調整 ・配管状況確認 細部内容は、建築保 全共通仕様書による 簡易点検(全台)	2/年	フロン排出抑制法による		
													設置場所：電子装備研究所 光・電子実験棟 ハックージ エアコン室内機	PLHY-125HKD PLHY-100HKD PLHY-80HKD PLHY-71HKD PLHY-63HKD PLHY-50HKD PLHY-40HKD PLHY-32HKD PAD-15F MPLZX-RP112AA2 MMU-AP711WH PUHY-250B PUHY-10B PUHY-8B PVD-8A MPLZX-RP224AC MMY-WAP280IH	1 4 2 15 6 40 8 5 2 2 4 1 8 17 4 1 1	・シーズイン点検 ・動作確認 ・フィルター清掃 ・ドレパン点検 ・吹出、吸込温度測 細部内容は、建築保 全共通仕様書による	2/年			三菱電機㈱
													設置場所：電子装備研究所 電波暗室 ハックージ エアコン室外機	RAS-AP280GH2	4	・モーター動作確認(方向、音) ・運転電流測定(モーター) ・温度測定 ・エラーコードの確認 ・サーモスタット動作確認 ・外観(熱交、回路)点検 ・フィルター点検清掃 ・シーズイン点検 ・動作確認 ・フィルター清掃	2/年			日立

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：電子装備研究所 電波暗室 バックアップエアコン室内機	RP-AP800RHVP	1	・モーター確認(方向、音) ・運転電流測定(モーター) ・温度測定 ・エラーログの確認 ・サーモスタット動作確認 ・外観(熱交、回路)点検 ・フィルタ点検・清掃 ・負荷電圧測定 ・負荷電流測定 ・動作確認(回路、圧縮機、モーター) ・高圧圧力測定 ・低圧圧力測定 ・モーター動作確認(方向、音) 簡易点検(全台)	2/年	フロン排出抑制法による			東芝機	
					設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター 床置型	4	・冷房システム点検 ・フィルタ清掃 年2回	1/年					
					設置場所：衛生学校(食厨) RC-3F	天井カセット型2方向	4	・運転状態確認・概観 簡易点検(全台)	2/年	Vベルト (特高電圧室PACのみ)	○	三菱電機機	
					設置場所：衛生学校(食厨) RC-3F	バックアップ型空調機	1	・冷房システム点検 ・フィルタ清掃 年2回	1/年	熱交換器洗浄(室内・室外)		毎年実施	
					1F			細部内容は、建築保全 全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3/年	フロン排出抑制法による			
					RF			細部内容は、建築保全 全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3/年	モーター軸受		H31実施項目	
					4F			冷却塔	1	フロン排出抑制法による			
					設置場所：衛生学校(食厨) RC-3F	4階機械室給気ガラリ		0Aフィルター清掃	2/年	0Aフィルター(27枚)		H30実施項目	
					設置場所：衛生学校(医実隊庁舎)	バックアップ型空調機	ダイキン工業機 FRPJ280	1	・冷房システム点検 ・フィルタ清掃 年2回	1/年	熱交換器洗浄(室内・室外)	ダイキン工業機 毎年実施	
					1F			ダイキン工業機 CRJ280P	1	細部内容は、建築保全 全共通仕様書及びメーカー仕様書による			
					設置場所：衛生学校(医実隊庁舎)	GHP式空気調和機	ダイキン工業機 AXMP12A(室内機) AXRP140MF(室内機) AXZP80GAM(室内機) AXYP280MF(室内機) AXPP28MC(室内機) AXPP36MC(室内機) AXPP45MC(室内機) AXPP56MC(室内機) AXPP71MC(室内機) AXPP80MC(室内機) AXPP90MC(室内機) AXPP112MC(室内機) AXPP140MC(室内機) AXCP22M(室内機) AXCP28M(室内機)	111	・定期点検 細部内容は、建築保全 全共通仕様書及びメーカー仕様書による	1/年	特記事項 (設置年数2010年) ①運転時間30000時間 ②設置より13年		

大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		項目 交換 頻度	官給品	備考
							内容	周期	リスト				
空調 係 装 置 守 置	11	パネルヒーター保守	-	設置場所：陸上自衛隊 衛生学校(体育館) パネルヒーター	PH-1	2	運転状態確認・外観確認 各部位点検	1/年					
					PH-2	2							
					PH-3	3							

大項目	管理番号	中項目	階数	法定 点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換 頻度	官給品	備考												
								内 容	周 期																
空調装置の保守	12	給排気ファン保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院	給気ファン	ラインファン	15	起動状態の確認 Vベルトの張力	1/年	グリソ給油 Vベルト交換 ファンベアリング交換 モーターベアリング交換 ファン-リ交換 モーター-リ交換	随時 随時 5~7年 3~5年 5~7年 5~7年	○	参照、写真、軸受、バルブ 参照ラベルキョクドウ 故障時別途												
						ストレットシロッコファン	28																		
						シロッコファン	10																		
						軸流ファン	6																		
						ラインファン	27																		
						ストレットシロッコファン	291																		
						シロッコファン	61																		
						軸流ファン	7																		
						リミットロードファン	2																		
						天井扇	4																		
						圧力扇	10																		
						有圧扇	9																		
						アリベンドファン	16																		
						リミットロードファン	12																		
						軸流ファン	2																		
						合計	500																		
						設置場所：電子装備研究所	機械室																		
						1F										設置場所：自衛隊中央病院	排煙機	5SRP3H	1	起動状態 ファン-ベアリング点検整備 ファン-ベアリング表置調整 エアフィルター清掃 給気弁動作調整 燃料噴射弁動作調整	1/年	駆動部給油 Vベルト交換	随時 随時	○	機注原製作所
																		空調換気扇	20	フィルター清掃・結露試験 運転状態確認・外観確認 各部位点検	2/年 1/年	Vベルト交換 ファンベアリング交換 モーターベアリング交換 ファン-リ交換 モーター-リ交換	随時 5~7年 3~5年 5~7年 5~7年	○	故障時別途
						各階										設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 (体育館)	給気ファン	有圧扇	2	起動状態の確認 異常音(軸受)	1/年				
排気ファン	4	細部内容は、建築保 全共通仕様書による																							
					送風機・排風機	特高電気室換気	2																		
					有圧扇	ストレットシロッコファン	4																		
					有圧扇	有圧扇	9																		
					天井理込型換気扇	天井理込型換気扇	3																		

大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考										
							内容	周期														
空調装置の保守	13	ファンコイルユニット保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 ファンコイルユニット	天井カセット2方向	338	2/年	<ul style="list-style-type: none"> 風量切替確認 温度測定 作動確認(異音振動) 外観点検 電動弁作動確認 ドレンパン排水確認 コイル内エア抜き フィルタ確認(清掃含む) 	中性能フィルタ	1/年	○	昭和鉄工㈱										
					CSR-CX21V																	
					CSR-CX31V	189																
					CSR-CX42V	156																
					CSR-CX62V	165																
					CSR-CX83V	47																
					CSR-CX124V	1																
					CSR-CX131V	1																
					CSR-D-21N2V	82																
					CSR-D-31N2V	25																
					CSR-D-42N2V	77																
					CSR-D-62N2V	41																
					CSBF-22N2V	24																
					CSBF-32N2V	31																
					CSBF-44N2V	15																
					CSBF-64N2V	52																
					CSBF-88N2V	14																
					CSBF-128N2V	5																
					CS-21N2V	1																
					CS-42N2V	1																
					CS-84N2V	2																
					CPR-CX21V	1																
					合計	1268																
					ファンコイルユニット保守	13							各階	各階	設置場所：電子装備研究所 庁舎本館及び別館 ファンコイルユニット	天井カセット型	116	2/年	<ul style="list-style-type: none"> シーツイン点検 風量切替確認 温度測定 作動確認(異音振動) 外観点検 電動弁作動確認 ドレンパン排水確認 コイル内エア抜き フィルタ確認(清掃含む) 			
																床置型	7					
別館設置	7																					
本館設置	11																					
合計	134																					
エアハンドリングユニット	3																					
DHU-15	361,457																					
DHU-20	559																					
DHU-25	261,451																					
DHU-35S	551																					
合計	8																					
フィルターユニット	1,2																					
DS-600-22H-REA-25J	1																					
DS-600-22-REA-25J	1																					
合計	2																					
設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター ファンコイルユニット	48	2/年	<ul style="list-style-type: none"> フィルタ清掃・総縁試験 運転状態確認・外観確認 	フィルタ	1/5年		昭和鉄工㈱															

※ファンコイルの点検、清掃にあわせて空調機SA・EAの制気口(フエイス)清掃を実施すること。

大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考												
							内容	周期	リスト	交換頻度														
空調装置の保守	16	空調機保守	各階	自衛隊中央病院 職業能力開発センター 外調機	軸受異常有無の点検有無の点検 有無の点検 ファンベルト本体の損傷の有無及びヒビ割れ ファンベルトの磨耗有無点検への測定実施 ファンベルトの潤滑油の注油の有無、駆動油の有無 (3) 冷水・温水コイル クーリングの洗浄、汚れの有無の点検 フィンチューブ腐食有無点検 ヘンダー腐食有無の点検 ツグ、テープからの脱れ有無の点検 (4) 加湿器タンク及びパナゲー 発錆、腐食有無点検 噴霧状態の点検 (5) 骨格他 機器内部の汚れ、腐食有無の点検 (骨格、底板、ドレンパン等) 外板内部保温材剝離有無の点検	2/年																		
													設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター											
													外調機	1	各部位点検・フィルター清掃 運転状態確認・外観確認	2/年	Vベルト プレフィルター交換洗浄	随時 6回/年	○	昭和鉄工㈱				
													設置場所：第6隊舎											
													空気調和機	3	各部位点検・フィルター清掃 運転状態確認・外観確認	2/年	Vベルト 軸受・ファンコリ交換	随時	○	故障時別途				
													設置場所：衛生学校 体育館											
													空気調和機	1	各部位点検・フィルター清掃 運転状態確認・外観確認	2/年	Vベルト	随時	○					

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		交換頻度	官給品	備考
								内容	周期	リスト	項目			
空調装置の保守	17	空調用純水設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	RO装置 (RO-1)	ユニット型RO装置 2,400ℓ/h 型式：RON-300	1	目視点検	日常	プレフィルタ交換	随時	○	○	欄アケアス
								RO膜洗浄	2/年	圧力計 透過水量計 濃縮水量計	6年 6年 6年			
								瞬間流量計点検清掃	1/年	ROモジュール	5年	○		H30交換実施
								圧力計点検						
								電気伝導率、抵抗率計		水質計	10年			H30交換実施
								高圧ポンプ異音振動点検	1/月	ROポンプ	10年			
								水質監視盤						
								水質の点検	日常	樹脂量の10%交換補充	1年			欄アケアス
								食塩の補充						
								カチオン樹脂の点検						
								圧力計、手動弁の点検		イオン交換樹脂	3年		○	
								再生槽の内部点検清掃		パッキン類	3年			
								食塩吸上げポンプ点検	1/年	エゼクターセット	3年			H29交換実施
								エゼクター点検清掃		プラインバルブ	3年			
								逆洗流量設定器点検清掃		インナーパイプ	3年			
工程切替ピストン点検		陰水管シール	3年											
下部キヤップ点検		プログラマタイマー	6年			H29交換実施								
マニホールドパッキン点検		圧力計	6年			H29交換実施								
カムセット点検		再正槽	9年			H29交換実施								
		処理水側電磁弁	6年			H29交換実施								
		自動弁	9年											
		降水管シール点検												
		上部ストレーナ点検清掃												
		インナーパイプ点検清掃	1/年											
		タイマーパネル点検清掃												
		曜日ダイヤル点検												
		再生起動カム点検												
		タイマーモーター点検												
		アウトレットコネクタ点検												
		目視点検	日常	プレフィルタ交換	随時	○	欄アケアス							
		RO膜洗浄	2/年	圧力計 透過水量計 濃縮水量計	6年 6年 6年									
		瞬間流量計点検清掃	1/年	ROモジュール	5年	○	H30交換実施							
		圧力計点検												
		電気伝導率、抵抗率計		水質計	10年		H30交換実施							
		高圧ポンプ異音振動点検	1/月	ROポンプ	10年									
		水質監視盤												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
空調装置の保守	17	空調用純水設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	活性炭濾過装置 (ROF-1)	活性炭濾過装置 1.5~6.0 m ³ /h 型式：NCR-150B	1	目視点検	1/年	白色珪石		備アクアス
								圧力計点検		ハントボートバルパッキン	毎年交換実施	
								運転点検		ガンジ管パッキン40A		
										マルチボート弁リペアキット		
										上部デイストリビューター		H29交換実施
										圧力計		
										ハイロッドバルブアッセンブリ		
										活性炭 150L	○	毎年交換実施
										ATM操作盤タイマボックス		H31交換実施
										マルチボート弁		
								目視点検	1/年	ガスクケット類		備アクアス
								圧力計点検		バルブデイスクセット		毎年交換実施
								運転点検		カムシャフト		
										パイプアダプタ		
										インナーパイプ		H29交換実施
										アッパースクリュー		
										活性炭 50L	○	毎年交換実施

交換対象HEPAフィルター一覧表

階数	系統名	仕様	機器	HEPAフィルター (アルミ枠、アルミセパレーター)				
				仕様	参考型式	寸法 (H×W×D)	数量	
1階	X線透視検査室2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
	X線透視検査室2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
	救急総合診療処置室2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	4	
	救急処置前室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	救急手術室			特寸・多風量・オゾン滅菌	SPZ-269-A	410×915×150	4	
	救急手術室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2	
	無菌製剤室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
2階	前室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2	
	エアロック室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2	
	第3PCR室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	6	
	前室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2	
	エアロック室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2	
	検査室Ⅲ			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	6	
3階	特殊検査室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
				多風量・オゾン滅菌	MP-762-A	610×915×290	1	
4階	401号室前室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
	402号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	403号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	404号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	405号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	406号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	407号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	408号室			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1	
	熱傷浴			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	ICUホール			殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-270-A	610×610×150	12	
	前室2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	心カテ室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2	
	心カテ室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	心カテ室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1	
	IVR-CT検査室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2	
	IVR-CT検査室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	IVR-CT検査室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1	
	OR-1				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2
	OR-2				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
OR-3				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
OR-4				多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	8	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	

交換対象HEPAフィルター一覧表

階数	系統名	仕様	機器	HEPAフィルタ (アルミ枠、アルミセパレーター)				
				仕様	参考型式	寸法 (H×W×D)	数量	
4階	OR-5			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	OR-6 (連結)				多風量・オゾン滅菌	SPZ-130-A	610×305×150	2
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	8
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	9
	OR-7 (連結)				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	8
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-130-A	610×305×150	2
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	6
	OR-8				多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	2
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	14
	BCR前室				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4
	手術ホール				多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	2
	回復ホール				殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	18
	検査室3				多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	3
	器材1				多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
器材2				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
滅菌組立室 (陽圧)				多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2	
既滅菌器材室				多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	15	
4				多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	4	
5階	特別病室2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1	
7階	無菌病室前室			特寸・多風量・オゾン滅菌		460×1220×150	2	
	無菌病室			特寸・オゾン滅菌	USL-500122066-A	500×1220×66	16	
8階	LDR1			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2	
	LDR2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2	
	未熟児室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
	未熟児室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
	新生児室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1	
	新生児室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1	
	分娩室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	4	

浮遊粒子濃度測定 仕様書

1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) JIS B9920:2002「クリーンルームの空気清浄度の評価方法」を参考に、室床面積(m²)の平方根を切り上げた整数と同数のポイントにて測定を行う
- (2) 測定は、JIS B9921:1997(光散乱式粒子計数器)に準拠したパーティクルカウンターを用いて、1ポイント当り下表の最少サンプリング空気量以上の手術室内の空気を3回連続的にサンプリングして測定し、その平均値を、そのポイントの測定値とする
- (3) 測定高さは、床上1mを標準とし、0.8~1.2mとする
- (4) 0.3 μ m \leq ~ 5 μ m \leq の粒径を測定し、あらかじめ協議の上定めた粒径の測定結果によって評価する
- (5) 結果は、JIS B9920:2002「クリーンルームの空気清浄度の評価方法」または、ISO14644-1「クリーンルーム及び関連制御環境-第1部:空気清浄度の分類」に基づいて性能を評価する

清浄度 クラス (N)	上限濃度 (個/m ³)						最少サン プリング空気 量 (リットル)	旧規格[209D] 清浄度クラス (1CFUあたりの 0.5 μ m粒子数)
	測定粒径							
	0.1 μ m	0.2 μ m	0.3 μ m	0.5 μ m	1 μ m	5 μ m		
クラス5	100,000	23,700	10,200	3,520	832	29	6	100
クラス6	1,000,000	237,000	102,000	35,200	8,320	293	2	1,000
クラス7				352,000	83,200	2,930	2	10,000
クラス8				3,520,000	832,000	29,300	2	100,000
クラス9				35,200,000	8,320,000	293,000	2	1,000,000

3. 使用機器

- ① 機器名称 パーティクルカウンター
- ② 型 式 KM-27
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 22310066

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG(エチレンオキサイドガス)滅菌済みのクリーンウエア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

室内空気圧力差測定 仕様書

1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) クリーンルーム出入り口扉等の開口部と、クリーンルーム周囲の関連区域との空気圧力差の大きさと圧力方向を測定する
- (2) 測定は、高性能微差圧計を使用する
- (3) 測定高さは、床直上 0 mm とする
- (4) 結果は、「JACA No. 40-2005 クリーンルームの性能試験方法指針(日本空気清浄協会)」に基づいて性能を評価する (下表は指針に記載されている評価基準)

評価基準	清浄度の異なる隣室間	複数の清浄度クラスを有する場合の最も清浄度の高いクリーンルームの室内と大気圧との間
1	5Pa～(50Pa)* ¹	10Pa～(100Pa)* ¹
2	室間の隙間を通過する空気の流れの方向が清浄度の高い側から低い側への流れであること* ²	5Pa～(50Pa)* ¹

*1: 差圧の上限値は表記の値の範囲でドア開閉など実用上不具合の無い値とする。
 *2: クリーンルームが陽圧に官理される場合を示す。クリーンルームが陰圧に官理される場合は、”室間の隙間を通過する空気の流れの方向が清浄度の低い側から高い側への流れであること”とする

3. 使用機器

- ① 機器名称 マノメーター
- ② 型式 WO-81FN50DH
- ③ メーカー 山本電気製作所株式会社
- ④ 製造番号 No. 832971

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG (エチレンオキサイドガス) 滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

温湿度測定 仕様書

1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) クリーンルーム中央部の 1 ポイントにて測定する
- (2) 測定は、アースマン通風乾湿計又は電子式温湿度計を使用する
- (3) 測定高さは、床上 1 m を標準とし、0.8～1.2m とする
- (4) 結果は乾球温度 (°C) 相対湿度 (%) で示す
- (5) 結果の評価は、設計値に準じているか、又は日本医療福祉設備協会規格、病院空調設備の設計・管理指針「HEAS-02-2004」に沿って行う。

3. 使用機器

- ① 機器名称 デジタル式温湿度計
- ② 型 式 RH-77Ui
- ③ メーカー 株式会社ティアンドディ

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG (エチレンオキサイドガス) 滅菌済みのクリーンウエア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

換気回数測定 仕様書

1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) クリーンルームの空調吹出口のパンチンググリルの吹出風速を、JIS T8202:1997（一般用風速計）に準拠した微風速計を使用し、パネルごとに 3～6 ポイントの風速を測定し、その平均値をそのパネルの平均吹出風速とする
- (2) 空調吹出口のパンチンググリルの開口面積と、開口率を測定し有効面積を測定する
- (3) 平均吹出風速と有効面積から、建築設備定期検査業務基準指導書（建設省住宅局建築指導課監修）の計算式を参考にして、吹出風量を計算する
- (4) 結果は吹出風量とクリーンルーム容積から求められる換気回数とする
- (5) 結果の評価は、設計値に準じているか、又は日本医療福祉設備協会規格、病院空調設備の設計・管理指針「HEAS-02-2004」に沿って行う。

3. 使用機器

- ① 機器名称 クリモマスター風速計（クリモマスタープローブ）
- ② 型 式 6541-21
- ③ メーカー 日本カノマックス株式会社
- ④ 製造番号 6541210282

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

フィルターリーク測定 仕様書

1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) クリーンルームのHEPAフィルタが内蔵された空調吹出口において、パンチンググリルからの吹出清浄空気を、JIS B9921:1997（光散乱式粒子計数器）に準拠したパーティクルカウンターでパネルごとに測定する
- (2) 測定は、サンプリングプローブを空調吹出口のパンチンググリルから10mm程度離して走査することによりリークの有無を確認する
- (3) 走査はパネル面ごとに、サイズにより2～3回行う
- (4) 空調機から供給される空気の浮遊粒子数を測定する
- (5) 結果は0.3μm以上の粒径の粒子を対象に、下記の計算式によって99.97%以上の捕集効率を得られた場合に良好とする

$$\text{捕集効率} = \frac{(\text{供給空気の浮遊粒子数}) - (\text{走査で得られた平均値})}{(\text{供給空気の浮遊粒子数})} \times 100 \quad (\%)$$

3. 使用機器

- ① 機器名称 パーティクルカウンター
- ② 型式 KC-03A
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 10330602

- ① 機器名称 パーティクルカウンター プリンター
- ② 型式 KP-06
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 32731209

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

清浄度回復測定 仕様書

1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

2. 方法

- (1) クリーンルームの中央部の 1 ポイントにて測定を行う
- (2) あらかじめ空調設備を停止した後、スモークテスター等を利用して室内の浮遊粒子数を人為的に増加させる
- (3) 測定はパーティクルカウンタを用いて、クリーンルームの空気を連続的にサンプリングし、人為的に増加させた浮遊粒子数が空調設備を運転後、通常性能に回復するまで行う
- (4) 測定の高さは、床上 1 m を標準とし、0.8～1.2m とする
- (5) 対象粒径は 0.5 μ m 以上とする
- (6) 結果は性能回復するまでの時間で表示する

3. 特記事項

- (1) この測定のために、スモークテスターを使用して室内の浮遊粒子数を増加させても、手術室内の壁面、器具が汚染されることはありません
- (2) 『ポータブルファンなどを用いて、清浄区域外の空気を導入する』『PAO 粒子を発生させる』などの方法も可能です
- (3) 『空調機を停止させて浮遊微粒子が増加するのを待つ』という方法も可能ですが、2 室以上ある場合で空調系統が共通の場合には、一室ずつ測定する毎に次の部屋の浮遊粒子数を増加させる時間を要するため、全体の測定に長時間を要します

4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG (エチレンオキサイドガス) 滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません
- (3) 結果はデータの分析、評価と現場写真の添付を行い、報告書にて必要部数提出します

清潔エリア清浄度管理内容

別紙第3 空気清浄度-1

階	室名	性能 (class)	床面積 (㎡)	性能測定						
				浮遊粒子数測定	浮遊微生物測定	温湿度測定	室内空気差圧測定	換気回数測定	フィルター測定	清浄度回復測定
1	救急総合診療処置室2	100,000	52.76	8	8	1	1	4	4	—
1	前室	100,000	15.65	5	5	1	1	1	1	—
1	救急手術室	10,000	43.42	7	7	1	1	6	6	—
1	X線透視検査室 2	10,000	33.21	6	6	1	1	2	2	—
1	無菌製剤室	10,000	20.71	4	4	1	1	1	1	—
	1F 合計			30	30	5	5	14	14	—
3	特殊検査室	10,000	12.70	4	4	1	1	2	2	—
	3F 合計			4	4	1	1	2	2	—
4	OR-1	10,000	49.14	7	7	1	2	6	6	1
4	OR-2	10,000	50.17	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-3	10,000	51.94	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-4	10,000	81.57	10	10	1	2	10	10	1
4	OR-5	10,000	50.29	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-6	100	78.53	9	9	1	2	27	27	1
4	OR-7	100	73.74	9	9	1	2	20	20	1
4	OR-8	10,000	50.74	8	8	1	2	6	6	1
4	BCR前室	1,000	15.10	4	4	1	1	2	2	—
4	手術ホール	10,000	196.57	14	14	1	3	18	18	—
4	回復ホール	10,000	22.18	5	5	1	—	3	3	—
4	滅菌組立	10,000	146.21	13	13	1	2	16	16	—
4	滅菌器材庫	10,000	62.82	7	7	1	4	4	4	—
4	器材庫1	10,000	14.58	4	4	1	1	—	—	—
4	器材庫2	10,000	32.39	6	6	1	1	2	2	—
4	心カテ検査室	100,000	58.41	8	8	1	2	3	3	—
4	IVR-CT検査室	100,000	54.17	8	8	1	2	3	3	—
4	401号室	100・1000	30.68	6	6	1	1	6	6	—
4	401号室前室	1,000	14.08	4	4	1	1	1	1	—
4	402号室	100,000	32.32	6	6	1	1	1	1	—
4	403～405号室	100,000	66.69	9	9	1	—	3	3	—
4	406号室	100,000	22.17	5	5	1	1	1	1	—
4	407～408号室	100,000	27.52	6	6	1	—	2	2	—
4	熱傷浴室	10,000	17.11	5	5	1	1	1	1	—
4	ICU準備室	100,000	15.90	5	5	1	1	1	1	—
4	ICUホール	100,000	213.74	15	15	1	7	12	12	—
4	人工透析室	100,000	95.99	10	10	1	5	—	—	—
4	隔離室	100,000	11.11	4	4	1	1	—	—	—
4	CAPD室	100,000	9.94	3	3	1	1	—	—	—
	4F 合計			214	214	29	52	166	166	8

清潔エリア清浄度管理内容

別紙第3 空気清浄度-1

階	室名	性能 (class)	床面積 (㎡)	性能測定						
				浮遊粒子 数測定	浮遊微生物測定	温湿度 測定	室内空気 差圧測定	換気回数 測定	フィルター リーク測定	清浄度 回復測定
7	770号室無菌ユニット	100	13.27	4	4	1	1	8	8	—
7	770号室無菌ユニット前室	10,000	8.56	3	3	1	2	1	1	—
7	770号室無菌ユニット手洗室	100,000	2.45	2	2	1	1	—	—	—
7	771号室無菌ユニット	100	13.27	4	4	1	1	8	8	—
7	771号室無菌ユニット前室	10,000	8.56	3	3	1	1	1	1	—
7	771号室無菌ユニット手洗室	100,000	2.45	2	2	1	1	—	—	—
	7F 合計			18	18	6	7	18	18	—
8	831号室	100,000	32.63	6	6	1	2	2	2	—
8	832号室	100,000	32.46	0	6	1	2	2	2	—
8	833号室	100,000	30.70	6	6	1	1	2	2	—
8	834号室	100,000	36.74	6	6	1	2	2	2	—
8	分娩室	10,000	41.64	7	7	1	1	4	4	—
	8F 合計			25	31	5	8	12	12	—
	総 合 計			291	297	46	73	212	212	8

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
ゴミ処理設備の保守	23	R1排水設備保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院 R1排水処理用御座 水中ポンプ 電動弁 連続水位計 フロートスイッチ 配管類漏水点検 浄化槽 分配槽 貯留槽・希釈槽	自立型、シーケンサー内蔵 SUS製、雑排水用、3φ200V SUS製、1φ100V 静電容量式、4〜20mA出力 SUS製、3接点1台、4接点1台 VP, SGP-PB, DVLP 社, 777社, 接着接合 DCPD製、嫌気濾床濾過式、5人槽 SUSハネルタンク、有効3t SUSハネルタンク、有効30t	1 16 24 6 2 一式 2 1 6	外觀・機能試験 性能確認 性能確認 性能確認 性能確認 目視 汚泥の回収 槽内の清掃 槽内の清掃	1/年	RP9第4貯留槽移送ポンプ1 RP11第5貯留槽移送ポンプ1 RP3第1貯留槽移送ポンプ1 RP5第3貯留槽移送ポンプ1 電動弁(第2貯留槽流入)M2 電動弁(第3貯留槽流入)M3 電動弁(第4貯留槽流入)M4 RP1分配槽移送ポンプ1 RP2分配槽移送ポンプ2		ラドセンサー構 H29交換実施 H30交換実施 H31交換実施	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定 点検	機 器 名 称	仕 様 ・ 内 容	数量	定期点検		メンテナンス (整備)	交換 頻度	備 考	
								内 容	周 期				
ゴミ処理設備の保守	26	非常用ろ過装置保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院	原水ポンプ		2 (作動確認)	1/年	原水ポンプ	MF膜	2年	三菱レイヨン欄	
					薬液ポンプ		1 (電流, 電圧測定)		薬液ポンプ		2年		
					薬液ポンプ		2 (フロア量測定)		薬液ポンプ		1年		
					MF膜		12 (水質検査 (51項目))		原水ポンプMC		3年		
									薬液ポンプMC		3年		
									コンプレックス-部品 (圧縮機等)		2年		
									フロア-部品 (ベアリング/ベルト)		2年		
									MF膜		3年		
													○
													○
					消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム6%	20 薬品補充			2/年			

1 件 名 防災監視・巡視及び病院受付業務

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 自衛隊中央病院

3 業務概要 自衛隊中央病院内の消防設備、放送設備、エレベーター制御設備、エスカレーター設備、防犯設備、ITV 設備等の運転監視・確認及び施設内の巡視業務を行う他、病院1階の総合受付にて受付業務を行う。

4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
医療施設	自衛隊中央病院	SRC-10 B2F	
医療施設	職業能力開発センター	RC-4	
宿舎	第6隊舎	RC-8	搬送緊急対応のみ
研究施設	電子装備研究所	RC-5	搬送緊急対応のみ
研究施設	光電子実験棟	RC-3	搬送緊急対応のみ
研究施設	電波暗室	RC-4	搬送緊急対応のみ
学校施設	食厨棟	RC-4	搬送緊急対応のみ

5 細部業務実施項目

(1) 医療施設

ア 防犯・防災監視

- (ア) 防災監視設備及び監視カメラ設備等からの情報に基づく異常発生箇所の確認及び緊急措置。
- (イ) 非常時及び通常時の館内放送の実施。
- (ウ) 対象施設内の巡視、監視対象設備の監視操作及び目視点検の実施。監視対象設備については、『24 業務対象設備等一覧』の通りとする。
- (エ) ヘリコプター離発着時対応
- (オ) トイレ呼出対応

イ エレベーター、エスカレーター運行管理

エレベーターの運行管理及び緊急時（火災、救急時等）の操作。

ウ 受付案内

- (ア) 病院総合受付にて来院者に対しての案内の実施、職員への連絡等の実施。
- (イ) 医療行為にあたらぬ患者の補助

6 従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

ア 勤務期間及び時間等については下記の通りとする。

名称	構造	業務種別	備考
病院施設	防犯、防災監視等	期間：通年 土日祝祭日を含む 時間：08：20～翌08：30（3交代制）	エレベーター運行管理含む
	受付案内	期間：通年 土日祝祭日及び年末年始除く 時間：07：45～17：30	

イ 勤務者配置表（基準）

- (ア) 防災監視、巡視 日中（08：30～17：15）：2名以上
夜間（17：15～08：30）：2名以上（交代要員含む）
- (イ) 病院受付 日中（07：45～17：30）：1名以上（ " ）
ただし（08：00～11：45）：2名以上

(2) 資格等

ア 防災監視、巡視業務従事者に関する事項

イ 防災センター要員講習修了証 ・自衛消防技術認定証

(3) その他

ア 当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとする、また入札参加グループを結成し業務の委任をする場合については、当該委任企業の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

イ 業務に関して、十分な実務経験を有し、心身共に健全で、業務遂行に支障を来たさない者。

ウ 業務従事者は外来者との対応に際し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に対応するものとし、また病院受付案内の業務に従事する者は、当該施設が自衛隊医療の最高位機関であることを十分に理解し、来院者に対して接すること。なお、従事者については、来院者に対する印象の観点から『原則女性』とし、受付業務にふさわしい者を選定すること。

7 一般事項

(1) 共通事項

『共通事項 1 総則』の項を参照の事。

(2) 保全上の注意点

『共通事項 1 2 保全上の注意点』の項を参照の事。

(3) 業務体制

請負業者は、それぞれの業務対象建物規模及び業務種別に応じて業務従事者を必要数配置すること。

8 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、防災監視業務等の従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練及び再講習を実施するものとする。

9 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者』の項を参照の事。

10 業務計画書等

『共通事項 15 提出書類』の項を参照の他、個々の業務に関して指定された書類を提出すること。
警備業務概要記載書（警備業法第19条に基づく書類）

11 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 15 提出書類』の項を参照の事。

12 監督官の立会等

請負業者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

13 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 官側が実施若しくは参加する防災訓練、その他施設運営上必要な訓練
- (3) その他、官側からの協力を求められた事項

14 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他天候等の各種災害時に施設に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な対応を速やかに行うこと。

15 協力体制

災害、事故等の緊急時には、防災機器等の操作及び作動状況の確認の実施、館内非常放送及び関係各所への連絡を行うほか、現場へ業務従事者を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

16 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断を元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

17 業務の安全確保等

『共通事項 11 安全管理・衛生管理』の項を参照の事。

18 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲』の項を参照の事。

19 危害及び損害予防措置

『共通事項 11 安全管理・衛生管理』の項を参照の事。

20 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。
但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものは、省略することができる。

21 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者』の項を参照の事。

22 遺失物及び不審物等の取扱

請負業者は、施設内巡回の細に取得した遺失物については、速やかに官側担当者に報告し、拾得物した場所時間等を簡潔に書面にまとめ、物品と共に提出すること。また不審物及び不審者を発見した場合については、速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

23 業務対象設備等一覧

- (1) エレベーター制御管理設備
- (2) I T V設備
- (3) 出入場管理設備（電気錠）
- (4) 防災監視設備
- (5) 消防設備
- (6) 駐車場管制装置
- (7) エスカレーター制御管理設備
- (8) 消火器・消火栓点検（ISS・免震階・地下2階駐車場）
- (9) 電気錠解錠点検
- (10) トイレ呼出設備（オンコール対応）
- (11) 非常放送設備（コードブルー・ホワイト放送・非常放送）
- (12) ヘリポート点検（点灯確認・離発着時待機等）

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考		
								内容	周期	リスト	交換頻度				
防災監視及びび病院受付業務	28	放送設備保守	1F	● 設置場所：自衛隊中央病院	アンプ・非常電源	280W	1	2/年	【全館放送用】						
			1F		スピーカーセレクト	140局	1							1・機能確認全数音出確 認、任意音測 ・年2回	
						遠隔制御部	30曲							8	1回目：外観、機能点 検 2回目：外観、機能点 検+精密点検
						スピーカー (アッテネータ無)								6	
						スピーカー (アッテネータ有)								832	
						音量調節器								735	
						非常用カットリレー								570	
						BGM用CDプレイヤー								8	
						自火報連動(140局)								2	
						フロアユニット								1	
						モニタパネル								4	
						プリアンプ								1	
						ラジオチューナーユニット								1	
						プログラムタイマー								1	
						メモデイクス								1	
						BGM用CDプレイヤー								1	
						コンパクトディスクプレイヤー								1	
						ミニディスクデッキ								1	
						デジタルアナウンスマシン								1	
						入力マトリクスパネル								2	
		電源分配パネル		3											
		接続端子盤		3											
		直流電源パネル		1											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期							
防災監視及び病院受付業務	29	インターホン設備保守	-	設置場所：自衛隊中央病院	ドアホン親機		8									
					ドアホン親機		1									
					ドアホン増設親機		3									
					ドアホン子機		13									
					ドアホン親機 6局用		3									
					ドアホン増設親機 6局用		8									
					親子式インターホン親機 10局用		1									
					同上2.0局増設速局部		1									
					ドアホンアダプター10局用		1									
					親子式インターホン子機		10									
					ドアホン子機		7									
					ドアホン親機3局用B		1									
					ドアホン親機3局用A		2						1/年			
					ドアホン親機		1									
					ドアホン増設親機A		2									
					電気錠コントローラ		5									
					ドアホン子機		5									
					カメラ付玄関子機		2									
					モニター付ドアホン親機		2									
					インターホン親機		6									
					インターホン子機		6									
					インターホン親機 3局用		1									
					電源アダプタ		1									
インターホン子機 3局用		1														
インターホン親機 6局用		2														
電源アダプタ		2														
インターホン子機 6局用		7														

大項目	管理番号	中項目	階級	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考	
								内容	周期				リスト
防災監視及びび病院受付業務	30	無線通信補助設備保守	B2, B1, ISS	●	設置場所：自衛隊中央病院								
					難燃耐熱性漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					耐熱形UUアンテナ	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
					UU共用器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
					2分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
					3分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
					4分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認	2回/年				
					2分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					1分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	2	・外観、通話確認					
					非耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	10	・外観、通話確認					
					耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					消防用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
					警察用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考																																									
								内容	周期																																													
防災監視及び病院受付業務	31	防犯・入退室管理設備保守	1F	設置場所：自衛隊中央病院 セキュリティセンター装置 中央処理装置 液晶ディスプレイ キーボード・マウス メッセージ・プリンタ	主処理装置32ビットCPU・AC100V 1.7型・表示2.56色以上 JISキーボード・機械式	1	システム機能確認 LED等の表示機能確認 印字濃度確認、調整 1 伝送電圧等確認、調整 伝送信号点検 外観点検 目視点検及び清掃	1/年	UPS1バッテリー 4個 UPS2バッテリー 8個 UPS3バッテリー 6個 UPS4バッテリー 1個 UPS5バッテリー 1個 ACUIPバックアップバッテリー1個 盤内冷却ファン 6台	2年		H29交換実施	(株)山武																																									
														各階	セキュリティモニター盤 通信インターフェース 入出力モジュール	供給電源・AC100V 照合方式・個別照合 供給電源・DC24V	12	供給電源電圧及び各制御 電圧チェック ソフトウェアモジュール、各 I/Oスロット取付状態チェック 盤面表示灯の確認 外観点検・絶縁抵抗試験 定電圧特性試験 内外面清掃	1/年	UPS1本体 4個 UPS2本体 8個 UPS3本体 6個 UPS4本体 1個 UPS5本体 1個 UPS6本体 1個	4年	H31交換実施																																
																							各階	カードアダプタセキュリティユニット	供給電源・DC24V カード種類・非接触ICカード	71	リアルタイムロックスの確認 電源電圧、リップルの測定 71 充放電電圧測定 LED表示・ヒューズ点検 動作確認	1/年	中央監視装置用HDD	H32実施予定																								
																															各階	電気錠	供給電源・DC24V 適用動作型式・瞬時通電施開錠型	113	外観点検 取付状態確認	1/年		(株)美和ロック																
																																							各階	熱線センサー	供給電源・DC12V	12	ミラー角度の微調整 警報出力確認 動作確認	1/年		(株)山武								
																																															各階	ストライクスイッチ	供給電源・DC12V	20	接点の確認 動作確認	1/年		(株)美和ロック

管理番号 大項目	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考
							内容	周期			
33 集中監視システム等の保守	中央監視設備保守	B1F	● 設置場所：自衛隊中央病院	中央監視装置	クライアントPC	2	1/年	各部清掃、動作状況をテストプログラム等により確認。			
					データサーバー (F5サーバの1装置)	3					
					中央監視制御盤 (IconT装置)	1					
					中央監視制御盤 (ネットワーク)	2					
					レーザプリンター	1					
					ネットワークプリンター	1					
					カラーハードコピー	1					
					グラフィックパネル	1					
					インターホン	1					
					液晶カラーディスプレイ	3					
					NC (ネットワーク)	2					
					PLC (シーケンサー)	1					
IOM (入出力モジュール)	1										
NC (ネットワーク)	2										
PLC (シーケンサー)	1										
IOM (入出力モジュール)	1										
NC (ネットワーク)	2										
PLC (シーケンサー)	1										
IOM (入出力モジュール)	1										
NC (ネットワーク)	2										
PLC (シーケンサー)	1										
IOM (入出力モジュール)	1										
中央監視装置 (セントラルシステム)	総合点検 1回/1年、巡回点検 3回/1年										
同上	総合点検 1回/1年										
*巡回点検は、シーズン交替時(夏季/秋季)の機能確認と、法定停電作業時の立会い確認作業等を実施。											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考					
								内容	周期	リスト	交換頻度							
集中監視システム等の保守	34	特高受変電設備保守	IF	●	設置場所：自衛隊中央病院	(C-G I S)	1											
					22kV瓦斯絶縁開閉装置	8000kVA	2.3											
					●	主変二次盤	A系	17.20										
					●	G-R盤	A系	10.27										
					●	●	高圧配電盤	A系	11									
					●	●	高圧配電盤	A系	12~15									
					●	●	高圧配電盤	B系	16									
					●	●	高圧配電盤	B系	22									
					●	●	高圧配電盤	B系	23~26									
					●	●	高圧配電盤		21									
					●	●	高圧母線連絡盤		18,19									
					●	●	高圧切替盤		40~47									
					●	●	所内引込盤		60									
					●	●	所内TR盤		61									
					●	●	所内MCCB盤		62									
					●	●	高圧コンデンサ盤	A系	70~74									
					●	●	高圧コンデンサ盤	B系	75~79									
					●	●	●	特高現場操作盤	90									
					●	●	●	系統運務保護リレー盤	91									
					●	●	●	中継端子盤	92									
●	●	●	制御用直流電源盤	93														
●	●	●	接地端子盤	100														

1/年
建築保全共通仕様書による

【特高電気室】
特高操作制御用蓄電池
整流器部品交換

H30実施項目

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考	
								内容	周期				リスト
集中監視システム等の保守	35	高圧受変電設備保守	B1F	●	設置場所：自衛隊中央病院								
					●	高圧引込盤	A系	1	・清掃	1/年			中立電機機関
					●	高圧配電盤 1	A系	1	・締付確認				
					●	高圧配電盤 2	A系	1	・外観確認				
					●	高圧配電盤 3	A系	1	・開閉器の開閉確認				
					●	高圧配電盤 4	A系	1	・継電器動作試験				
					●	高圧母線連絡盤 1	A系	1	・保護連動試験				
					●	高圧母線連絡盤 2	A系	1	・インパルス試験				
					●	高圧配電盤 5	A系	1	・停復電連動試験				
					●	高圧配電盤 6	A系	1	・各種操作試験				
					●	高圧配電盤 7	A系	1	・絶縁抵抗試験				
					●	高圧配電盤 8	A系	1	・変圧器温度計動作確認				
					●	高圧配電盤 9	A系	1	・コネクタ、D77H保護接点確認。				
					●	C-G連絡盤	A系	1					
					●	高圧引込盤	B系	1					
					●	高圧配電盤 1	B系	1					
					●	高圧配電盤 2	B系	1					
					●	高圧配電盤 3	B系	1					
					●	高圧配電盤 4	B系	1					
					●	高圧母線連絡盤 1	B系	1					
					●	高圧母線連絡盤 2	B系	1					
					●	高圧配電盤 5	B系	1					
					●	高圧配電盤 6	B系	1					
					●	高圧配電盤 7	B系	1					
					●	高圧配電盤 8	B系	1					
					●	高圧配電盤 9	B系	1					
					●	C-G連絡盤	B系	1					
					●	高圧コンデンサ切替盤	高圧盤 (VCB)	1					
					●	高圧コンデンサ盤	No.1	1					
					●	高圧コンデンサ盤	No.2	1					
					●	高圧コンデンサ盤	No.3	1					
					●	高圧コンデンサ盤	No.4	1					
					●	高圧コンデンサ盤	No.5	1					
●	高圧コンデンサ盤	No.6	1										
●	一般電灯高圧切替盤		1										
●	一般電灯盤	No.1 LBS盤	1										
●	一般電灯盤	No.1 TR盤	1										
●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤1	1										
●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤2	1										
●					高圧遮断器他精密点検								
●					HS2006U 38台								
●					VZ2-VL 22台								
●					HS2006 20台								
									稼働高注油			3年	
									開閉特性試験			6年	
									真空度点検			6年	
									キャップ及び接点ワイフ長点検			6年	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考
								内容	リスト			
集中監視システム等の保守	35	高圧変電設備保守	B1F	●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤3	1	<ul style="list-style-type: none"> 清掃 締付確認 外観確認 開閉器の間隙確認 継電器動作試験 保護連動試験 インターロック試験 停復電連動試験 各種操作試験 絶縁抵抗試験 変圧器温度計動作確認 				
					一般電灯盤	No.2 MCCB盤1	1					
					一般電灯盤	No.2 MCCB盤2	1					
					一般電灯盤	No.2 TR盤	1					
					一般電灯盤	No.3 LBS盤	1					
					一般電灯盤	No.3 TR盤	1					
					一般電灯盤	No.3 MCCB盤1	1					
					一般電灯盤	No.3 MCCB盤2	1					
					一般動力盤	高圧盤 (VCB)	1					
					一般動力盤	No.1 MCCB1	1					
					一般動力盤	No.1 MCCB2	1					
					一般動力盤	No.1 TR盤	1					
					一般動力盤	No.1, 2 LBS盤	1					
					一般動力盤	No.2 TR盤	1					
					一般動力盤	No.2 MCCB盤1	1					
					一般動力盤	No.2 MCCB盤2	1					
					一般動力盤	高圧盤 (VCB)	1					
					一般動力盤	No.3 MCCB盤1	1					
					一般動力盤	No.3 MCCB盤2	1					
					一般動力盤	No.3 TR盤	1					
					一般動力盤	No.3, 4 LBS盤	1					
					一般動力盤	No.4 TR盤	1					
					一般動力盤	No.4 MCCB盤1	1					
					一般動力盤	No.4 MCCB盤2	1					
					放射線動力盤	高圧盤 (VCB)	1					
					放射線動力盤	No.1 TR盤	1					
					放射線動力盤	No.1 MCCB盤	1					
					放射線動力盤、電灯切替盤	高圧盤 (VCB)	1					
					放射線動力盤	LBS盤	1					
					放射線動力盤	No.2 TR盤	1					
					放射線動力盤	No.2 MCCB盤	1					
					放射線電灯盤	TR盤	1					
					放射線電灯盤	MCCB盤	1					
					UPS電源高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1					
					UPS電源盤	No.1 TR盤	1					
UPS電源盤	No.1 MCCB盤	1										
UPS電源盤	高圧盤 (VCB)	1										
UPS電源盤	No.2 TR盤	1										
UPS電源盤	No.2 MCCB盤	1										
保安電灯盤	高圧盤 (VCB)	1										
保安電灯盤	No.1 MCCB盤1	1										
保安電灯盤	No.1 MCCB盤2	1										

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考
								内容	リスト			
集中監視システム等の保守	35	高圧受変電設備保守	B1F	●	保安電灯盤	No.1 TR盤	1	<ul style="list-style-type: none"> 清掃 締付確認 外観確認 開閉器の間隙確認 継電器動作試験 保護連動試験 インターロック試験 停復電連動試験 各種操作試験 絶縁抵抗試験 変圧器温度計動作確認 				
				●	保安電灯盤	No.1, 2 LBS盤	1					
				●	保安電灯盤	No.2 TR盤	1					
				●	保安電灯盤	No.2 MCCB盤	1					
				●	保安電灯高圧切替盤2	高圧盤 (VCB)	1					
				●	保安電灯盤	No.3 MCCB盤	1					
				●	保安電灯盤	No.3 TR盤	1					
				●	保安電灯盤	No.3, 4 LBS盤	1					
				●	保安電灯盤	No.4 TR盤	1					
				●	保安電灯盤	No.4 MCCB盤	1					
				●	保安動灯高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1					
				●	保安動灯盤	No.1 TR盤	1					
				●	保安動灯盤	No.1 MCCB盤	1					
				●	保安動灯盤	保安動灯高圧切替盤2	1					
				●	保安動灯盤	No.2 TR盤	1					
				●	保安動灯盤	No.2 MCCB盤1	1					
				●	保安動灯盤	No.2 MCCB盤2	1					
				●	保安動灯高圧切替盤3	高圧盤 (VCB)	1					
				●	保安動灯盤	No.3 TR盤	1					
				●	保安動灯盤	No.3 MCCB盤1	1					
				●	保安動灯盤	No.3 MCCB盤2	1					
				●	保安動灯高圧切替盤4	高圧盤 (VCB)	1					
				●	保安動灯盤	No.4 TR盤	1					
				●	保安動灯盤	No.4 MCCB盤1	1					
				●	保安動灯盤	No.4 MCCB盤2	1					
				●	非常動灯高圧切替盤	高圧盤 (VCB)	1					
				●	非常動灯盤	LBS盤	1					
				●	非常動灯盤	TR盤	1					
				●	非常動灯盤	MCCB盤1	1					
				●	非常動灯盤	MCCB盤2	1					
				●	非常動灯盤	TR盤	1					
				●	非常電灯盤	MCCB盤	1					
				●	DT盤	電灯	1					
				●	DT盤	動力	1					
				●	放射線高圧切替盤3	高圧盤 (VCB)	1					
●	放射線動灯盤	No.3 TR盤	1									
●	放射線動灯盤	No.3 MCCB盤	1									

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
集中監視システム等の保守	35	高圧受変電設備保守		設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 動力屋外キュービクル	● 保護継電器 (OCR, DGR)	仕様・内容	数量	内容	1/年	メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検							
					● 断路器点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)							
					● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					設置場所：食厨・教場変電室							
					● 保護継電器 (OCR, DGR)							
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検							
					● 断路器点検							
					● 有荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
					● コンデンサ・リアクトル点検							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					設置場所：第1隊舎変電室							
					● 保護継電器 (OCR, DGR)							
					● 断路器点検							
					● 有荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
● 高圧関係絶縁抵抗測定												
● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)												
● 接地抵抗測定												
● 配電盤												
設置場所：ポイラー屋外キュービクル												
● 断路器点検												
● 有荷開閉器 (LBS) 点検												
● 変圧器点検												
● 絶縁油酸価耐圧試験												
● 高圧関係絶縁抵抗測定												
● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)												
● 接地抵抗測定												
● 配電盤												
設置場所：第2隊舎屋外キュービクル												
● 保護継電器 (OCR, DGR)												
● 断路器点検												
● 有荷開閉器 (LBS) 点検												
● 変圧器点検												
● 絶縁油酸価耐圧試験												
● 高圧関係絶縁抵抗測定												
● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)												
● 接地抵抗測定												
● 配電盤												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
35 集中監視システム等の保守	高圧受変電設備保守	高圧受変電設備保守		設置場所：地中引込盤 1・・4	● 断路器点検	仕様・内容	数量	内容	1/年	メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					● 設置場所：地中引込盤 2							
					● 断路器点検							
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					● 設置場所：警衛所等 屋外キュービクル							
					● 断路器点検							
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					● 設置場所：基通通信隊 屋外キュービクル							
					● 断路器点検							
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					● 設置場所：第4隊舎変電室							
					● 断路器点検							
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検							
					● 変圧器点検							
					● 絶縁油酸価耐圧試験							
					● 高圧関係絶縁抵抗測定							
					● 接地抵抗測定							
					● 配電盤							
					● 設置場所：医実庁舎変電室							
					● 保護継電器 (OCR, DGR)							
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検							
					● 断路器点検							
● 負荷開閉器 (LBS) 点検												
● 変圧器点検												
● 絶縁油酸価耐圧試験												
● 高圧関係絶縁抵抗測定												
● 接地抵抗測定												
● 配電盤												
● 設置場所：地中引込盤 3												
● 断路器点検												
● 負荷開閉器 (LBS) 点検												
● 高圧関係絶縁抵抗測定												
● 接地抵抗測定												
● 配電盤												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考																																																							
								内容	周期	リスト	交換頻度																																																									
集中監視システム等の保守	35	高圧受変電設備保守		設置場所：地中引込盤 5	● 断路器点検	仕様保全共通仕様書による	1	仕様保全共通仕様書による	1/年																																																											
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
					● 配電盤																																																															
					設置場所：地中引込盤 6									仕様保全共通仕様書による	1	仕様保全共通仕様書による	1/年																																																			
					● 断路器点検																																																															
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
					● 配電盤																																																															
					設置場所：新設体青箱																				仕様保全共通仕様書による	1	仕様保全共通仕様書による	1/年																																								
					● 保護継電器 (OCR, DGR)																																																															
					● 断路器点検																																																															
					● 負荷開閉器 (LBS) 点検																																																															
					● 変圧器点検																																																															
					● 絶縁油酸価耐圧試験																																																															
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線)																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
					● 配電盤																																																															
					設置場所：第6隊舎 AC-GC切替盤-1																															仕様保全共通仕様書による	1	仕様保全共通仕様書による	1/年																													
					● 断路器点検																																																															
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検																																																															
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
					● 配電盤																																																															
					設置場所：学校庁舎東 AC-GC切替盤-2																																										仕様保全共通仕様書による	2	仕様保全共通仕様書による	1/年																		
					● 断路器点検																																																															
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検																																																															
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
					● 配電盤																																																															
					設置場所：学校庁舎 AC-GC切替盤-3																																																					仕様保全共通仕様書による	2	仕様保全共通仕様書による	1/年							
					● 断路器点検																																																															
					● 真空遮断器 (VCB) 普通点検																																																															
					● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																															
					● 接地抵抗測定																																																															
● 配電盤																																																																				
設置場所：基地通信隊 AC-GC切替盤-4	仕様保全共通仕様書による	1	仕様保全共通仕様書による	1/年																																																																
● 断路器点検																																																																				
● 真空遮断器 (VCB) 普通点検																																																																				
● 高圧関係絶縁抵抗測定																																																																				
● 接地抵抗測定																																																																				
● 配電盤																																																																				

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
集中監視システム等の保守	36	直流電源設備保守(制御用)	B1F	設置場所:自衛隊中央病院	直流電源装置(制御部)	サイリスタ全自動方式 整流器:TR-SNR10020 蓄電池:SNS-100-6 54E#100Ah	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 交流入力電圧確認 浮動充電電圧確認 負荷電圧確認 整流器室力電流確認 縮付確認 清掃 	1/年	整流器本体部品交換	10年			
					直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 100Ah 18E# 10min 蓄電池:SNSX-100-6	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 縮付確認 清掃 単電池電圧確認 内部抵抗値測定 蓄電池温度確認 	1/年	蓄電池	13~15年		H31実施項目	
					●	直流電源装置(制御部)	サイリスタ全自動方式 整流器:TR-SNR10075	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 交流入力電圧確認 浮動充電電圧確認 負荷電圧確認 補償負荷電圧確認 整流器室力電流確認 縮付確認 清掃 	2/年	整流器本体	10年		6ヶ月点検 1カ年年点検
					●	直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 800Ah 54E# 10min 蓄電池:SNSX-800 (SNS-500+SNS-300)	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 縮付確認 清掃 単電池電圧確認 内部抵抗値測定 蓄電池温度確認 	2/年	蓄電池本体	13~15年		6ヶ月点検 1カ年年点検

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	官給品	備考	
								内容	周期				
集中監視システム等の保守	37	計装設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	中央管制装置	savic-netEVmode100	1	1/年	清掃・単体動作確認 外観確認・締付確認 ループ点検	3年		H31実施項目	
						(セントラルシステム本体)	1						
						・MCU	1						
						(セントラルシステム周辺機器)	1						
						・LCD	1						
						・IIC	8						
						・SMS	3						
						熱源・ローカル一般機器							
						配管挿入形温度調節器	TY6800Z						8
						室内形温度検出器	TY7043Z						246
						室内形温度検出器	HTY7043T						2
						室内形CO濃度発信器	CY7200A						4
						室内形CO2濃度発信器	CY7100A						4
						ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z						13
						ダクト挿入形温度発信器	HTY7803T						23
						ダクト挿入形露点温度発信器	HTY7903T						42
						エント用温度検出器	TY7820Z						45
						配管挿入形温度検出器	TY7830B						60
						ワイヤ・アンテナ式温度検出器	TY83						2
						室内形湿度調節器	HY8000Z						36
						室内形湿度発信器	HY7043T						8
						微差圧スイッチ	PYY-604						56
						差圧発信器	JTD9						4
						圧力発信器	JTG9						4
						勝圧発信器	PY8000D						25
						電磁流量計							2
						蒸気流量計							23
						オイル用流量計							4
						熱量モニタ	NV70						16
						冷却水フロー装置	R7010B						4
						レバルスイッチ	LC-12						6
						ミニスイッチ	MS-21						35
						排煙濃度計	GY-Y-S2000						1
						液面計	GY-Y-ELR						2
						磁面調節器	GY-Y-DL						2
						マグダージ	FM-12						3
						感震装置	V-725						6
						デジタル指示調節計	R36						40
						FCUコントローラ	WY5205W						1460
						GAV/VAVコントローラ	WY5206C						20
タンバ操作器	MY6040A	283											
補助スイッチ	QY6031B	81											
電動2方弁 (冷水・温水用)		1											
電動2方弁 (蒸気用)		1											
電動ボールド弁	VY6300B	41											
電動ボールド弁 (蒸気用)	VY5115J	2											
電動ボールド弁 (蒸気7リットル/分)	PMK	10											
オイル用電磁弁	ADK21	2											
電動バタフライ弁 (2位置)	VY6971C	24											
電動バタフライ弁 (比例)	508V-4I	4											
偏心軸回転調節弁	VFR	2											
デジタル式操作器	QY7205A	820											
集中操作器	QY7209A	16											
フロートスイッチ	FM-17	5											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	交換頻度	官給品	備考			
								内容	周期							
集中監視システム等の保守	37	計表設備保守	B2F		自動制御盤	RP-B2-1・3~5・8~10	7									
			B1F			RP-B1-1・3~9・CGS	9									
			ISS			RP-ISS-1~7	8									
			1F			RP-1-1~5	5									
			2F			RP-2-1~5	5									
			3F			RP-3-1~5	5									
			4F			RP-4-1~5	5									
			5F			RP-5-1~5	3									
			6F			RP-6-1	1									
			7F			RP-7-1	1									
			8F			RP-8-1	1									
			9F			RP-9-1	1									
			10F			RP-10-1・2	2									
			屋外			RP-G	1									
			1F				1		排気切替操作盤 (AC-01-01系)	1						
			2F				3		ダンバ操作盤 (AC-01-02系)	3						
			3F				1		警報プザー盤 (AC-02-09系)	1						
			4F				1		ダンバ操作盤 (AC-03-03系)	1						
							1		FCU室圧操作盤 (AC-04-02系)	1						
							1		OR8圧力操作盤 (AC-04-06系)	1						
							1		OR8室圧表示盤 (AC-04-08系)	1						
							1		ダンバ操作盤 (AC-04-10系)	1						
							5F		室圧切替盤	1						
							6F		室圧切替盤	1						
							8F		ダンバ操作盤	1						
							9F		ダンバ操作盤	1						
									設置場所：第6階							
									自動制御盤	CP-B1-1	3					
									感震装置	ピエゾ型V-725	4					
									室内型湿度調整器	H615A2036	2					
									モジュロートーク	M904F1076	11					
									弁リレー	Q455C	2					
									直結型リレー操作器	MY6040A1001	2					
									切替付遠隔設定器	QM406BP	9					
									排煙濃度計	GY-S2000-1	1					
									手動スイッチ	APN2102	11					
									アースカット	T631C1046	7					
					挿入型温度調節器	T991A	18									
					室内型温度検出器	TY70-2-3	1									
					挿入型温度検出器	TY78-00-C	2									
					配管温度検出器	TY7830B-0-B	2									
					マルチセンサー	TY110A04J1	1									
					デジタル指示調節計	R31-0D-001	3									
					デジタル指示調節計	R31-2G-0	1									
					電子式温度調節器	R7701A	1									
					電子式温度設定器	Q7705A	1									
					トランス	AT72-11	2									
					混合型三方弁	V5065A	11									
					小室集中管理ハル	スマートタッチ	1									
					設置場所：電子設備研究所 庁舎本館 各機械室等											
					空調用自動制御機器		8									
					制御盤		8									
					換気ファン発停器		13									

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考		
								内容	周期	リスト	交換頻度				
集中監視システム等の保守	37	計装設備保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター	集中管理装置		1	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検 ・回路及び端子確認 ・プログラム、ハードウェア点検 ・各信号伝送確認 	1/年						
					自動制御盤	SRP-1・4	2	清掃・絶縁抵抗測定							
					室内形温度検出器	TY7043Z	3	清掃・絶縁抵抗測定							
					室内形温度検出器	HY7043T	1	清掃・単体動作確認							
					ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	2	清掃・単体動作確認							
					ダクト挿入形温度差信器	HY7803T	1	清掃・単体動作確認							
					室内形湿度調節器	HY6000Z	16								
					微差圧スイッチ	PYY-604	1								
					FCUコントローラ	MY5205W	1								
					ダンパ操作器	MY6040A	48								
					電動2方弁(冷温水用)	VY5302A/MY5340	5								
					電動2方弁(FCU用)	VY5502A/MY5560C	1								
					小型電動ボール弁	VY6051A	45								
					電動バタフライ弁(2位置)	VY6971C	3								
					デジタル式操作器	QY7205A	4								
					集中操作器	QY7209A	17								
												1			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
集中監視の保守システム	38	動力制御盤保守	各階		設置場所：自衛隊中央病院 動力制御盤 動力手元開閉器 接地端子盤		65	清掃・絶縁抵抗測定 99 外観確認・締付確認 67	1/年				網かわでん	
							99							
							67							
		電灯分電盤保守	各階			電灯分電盤 手元開閉器		93	清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1/年				網別川製作所
								12						

1 件 名 施設維持管理役務（中央監視・巡視）

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 自衛隊中央病院

3 業務概要 自衛隊中央病院及び職業能力開発センターに設置されている各種電気設備、機械設備等の運転状況確認及び巡視確認業務を行う。

4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10 B2F 延べ床面積 68,261 m ²	運転確認及び、 巡視、監視	
職業能力開発センター及び 特高開閉所	RC-4 延べ床面積 2,241 m ²		

5 業務対象設備等

業務対象設備は『26項 業務対象設備等一覧』の通りとし、対象機器の機器点数等は管理番号別仕様・機器表の該当する設備の項目によるものとする。

6 用語の定義

- (1) 巡視とは、設備機器の運転状態及び、施設設備の機能低下の状況について、日常行う現場巡視を言う。
- (2) 運転確認とは、設備機器を稼働させ、その状況を確認すること及び、制御を適切に行い、効率的な運転を行うことをいい、中央監視室等において業務することを言う。
- (3) 監視とは、自動制御される設備機器の状況を監視することを言い、中央監視室等において業務することを言う。

7 業務従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

ア 巡視業務は、平日及び土日祝祭日（通年）の08：30～翌08：30までの間とする。

イ 運転確認及び漢詩業務についても上記と同様とする。

ウ 運転確認・監視等の業務従事者配置表（基準）

・ 統括管理者	平日	08：30～	17：30	1名以上
・ 電気及び機械設備監視員	平日	08：30～	17：30	4名以上
		17：30～翌	08：30	2名以上
	休日	08：30～	17：30	〃
		17：30～翌	08：30	〃

※ 休日とは、土日祝日及び官側が定めた休日とする。

(2) 資格等

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・ 第3種電気主任技術者 | ・ 危険物取扱者（乙種4類） |
| ・ 1級ボイラー技士 | ・ 2種ボイラータービン技術者 |
| ・ 第3種冷凍保安責任者 | ・ 第1種電気工事士 |

・建築物環境衛生管理技術者

※ 勤務者の資格要件は上記による、但し、2種ボイラータービン技術者については1級ボイラー技士、第1種電気工事士及び第3種電気主任技術者の資格を同一人が有する場合のみ同等とする。※

(3) その他

当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

8 一般事項

(1) 共通事項

『共通事項 1 総則』の項を参照の事

(2) 保全上の注意点

『共通事項 1 2 保全上の注意点』の項を参照の事

(3) 業務体制等

ア 業務従事者及び業務体制

- ・ 請負業者は、統括管理者、業務主任、業務従事者をもって業務体制を組むものとする。また他の業務と兼務させる場合は、支障の出ない範囲で兼務を認める。
- ・ 統括管理者とは、契約内容の履行、業務主任及び業務従事者に対する指揮監督、官側担当者及び関係部署との連絡調整業務等について統括できる者とし、請負者が官側に届け出た者とする。

区分	技能等	備考
統括管理者 ※ 技士補	運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者	
業務主任 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で1名選任し、この中から『設備管理部門責任者』を選任する。
業務従事者 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、業務主任の指示に従って作業を行う能力を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で業務量に応じて適当数選任する。

9 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、施設管理業務に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練を実施するものとする。

10 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者』の項を参照の事

1 1 業務計画書等

『共通事項 1 5 提出書類』の項を参照の事

1 2 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 5 提出書類』の項を参照の事

1 3 監督官の立会等

統括責任者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

1 4 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 施設の整備（保守業務関連）に伴う測定試験、検査その他
- (3) 官側が実施する自主保全検査及び調査

1 5 使用機器について

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲』の項を参照の事

1 6 保安材料等の経費負担

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲』の項を参照の事

1 7 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他施設等に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な処理を速やかに行うこと。

1 8 協力体制

請負業者は、業務対象建物において、官側から別途発注している業務について作業工程等を緊密に連絡調整し、施設管理業務の実施に支障を生じないようにすること。特に、災害、事故等の緊急時には、勤務者及び機器等を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

1 9 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

2 0 業務の安全確保等

『共通事項 1 1 安全管理・衛生管理』の項を参照の事

2 1 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲』の項を参照の事

2 2 危害及び損害予防措置

『共通事項 1 1 安全管理・衛生管理』の項を参照の事

2 3 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。
但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。

2 4 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者』の項を参照の事

2 5 業務内容

(1) 一般業務

ア 運転確認・監視及び巡視

当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書（最新版）の第3編『運転・監視及び日常点検・保守』による。

イ 特別運転確認・監視及び巡視

当該業務は、別途契約の各種点検保守役務及び工事等が実施された際は、監督官と調整のうえ、当該業務を実施する。
細部内容は上記と同様とする。

ウ 光熱水量の検針補助

官側が行う電気、ガス、水道、油等の検針の記録補助を行う。

(2) 電気設備

ア 当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書（最新版）の第2編『電気設備』の該当項目による。

イ 電力制御等

電気主任技術者の指示の下、次の制御・調整を行うものとする。

- ・最大電力の監視制御
- ・力率の調整
- ・電圧変動の監視

(3) 機械設備

当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『機械設備』の該当項目による。

(4) 監視制御設備

当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『監視制御設備』の該当項目による。

(5) コ・ジェネ設備

発電機・タービン部・排熱ボイラー部のシステムを安定且つ効率的な運転・監視業務を行うものとし、巡視業務内容はそれぞれの下記の当該設備一覧による。

2.6 業務対象設備等一覧

(1) 巡視

ア 電気設備

(ア) 受変電設備

(イ) 自家発電設備

(ウ) 監視制御設備

(エ) 特高開閉所中央監視盤

(2) 運転確認・監視

ア 中央監視設備

イ コ・ジェネ監視設備

ウ ボイラー設備

エ 高圧受電設備

オ 特高受電設備

(3) 機械設備

ア 温熱源機器

イ 冷熱源機器

- 1 件名：施設維持管理役務（特高受電設備等監視及び点検役務）
- 2 役務場所：東京都世田谷区池尻1-2-24 陸上自衛隊三宿駐屯地
- 3 履行期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日
- 4 業務概要：特高受電設備の監視・操作業務、電気設備の日常点検業務、機械設備(空調・給湯)の運転・日常点検業務及び消防用設備の不測時における対応業務
- 5 一般共通事項
 - (1) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成28年版）」により実施する。また、電気事業法及び自衛隊関連規則等による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して設備の運転・監視及び日常点検業務を行うものとする。
 - (2) 本業務の実施にあたっては、関係諸法令、条例等を遵守するものとする。
 - (3) 仕様書に記載なき事項で、その内容に疑義を生じた場合は、官側及び監督官と協議しその指示に従い実施するものとする。
 - (4) 庁舎内施設への立入りについては、定められた関係規則に従うものとする。
 - (5) 業務関係図書は、第三者に貸与・複写又は閲覧させてはならない。また複製したものを含め、業務終了後は速やかに返却すること。
 - (6) 用語の定義
 - ア 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
 - イ 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
 - ウ 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
 - エ 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
 - オ 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
- 6 特記事項
 - (1) 業務実施要領
別紙第1「業務実施要領」による。
 - (2) 業務対象設備
別紙第2「運転・監視対象点検設備機器一覧表」及び別紙第3「構内受変電設備詳細」による。
 - (3) 勤務体制
 - ア 勤務時間は平日及び土日祝祭日（通年）の0830～翌日0830までの間、3名以上による交代制で実施する。
 - イ 勤務者は、施設管理担当者に対して平日の0800から0830までの間に現場指定場所で報告及び引き継ぎを行う。
 - ウ 勤務計画については受注者の計画とするも、事前に官側と協議すること。また勤務員のシフト体制に変更が生じる場合についても同様とする。
 - エ 勤務体制は、労働基準法に抵触しない勤務体制とし、細部は請負者計画とする。

オ 請負者は役務の履行に際し、必要により官側の支援を受けることが出来る。

カ 請負者は不測の事態等で勤務員を変更しても対応できるよう、交代要員を当駐屯地で実務研修（2週間程度）させること。また、契約期間等に伴い請負業者が変わったときは事前準備期間（2週間程度）を設けて引継ぎに協力すること。

(4) 勤務員の資格

ア 勤務員は、特高受電設備の監視・操作及び電気・機械・消防用設備の維持管理業務について内容の判断ができる技能を有し、官側の指示に従って業務を行う能力を有するものとする。

イ 業務責任者は、第3種電気主任技術者の有資格者とし、運転・監視及び日常的な点検保守業務について5年以上の実務経験を有する者とする。

ウ 業務担当者は、第1種または第2種電気工事士の有資格者とし、運転・監視及び日常的な点検保守業務について5年以上の実務経験を有する者とし、かつ監視勤務中に消防用設備等に不具合が生じた場合でも速やかに対応ができるよう消防設備士(乙4)または消防設備点検資格者(1種及び2種)を有するものとする。

(5) 勤務員の服務規律

ア 勤務員は、業務を行うに適した統一した服装で名札及び腕章を付けるものとする。

イ 勤務員は、勤務中に知り得た情報等を外部に漏洩してはならない。

ウ 勤務員は、許可を受けていない施設に立ち入ってはならない。

エ 勤務員は、駐屯地の規則を理解し、遵守できる者とする。

オ 勤務員に不適格事項があった場合、官側はその理由を明示して交代等必要な措置を求めるものとする。

(6) 安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

(7) 提出書類

請負者は、官側の指定期日までに次の書類を提出し、施設管理担当者の承認をうけるものとする。なお、各機械室の点検表は設置機器類等の状況に応じ、様式を基準として個々にあった内容に修正して使用すること。

ア 勤務員の指定(取消)届

イ 業務関係者の経歴書及び免状の写し(様式随意)

ウ 業務体制表及び緊急時連絡網(様式随意)

エ 当直勤務計画表(様式随意)

オ 運転監視及び業務日誌

カ 設備巡視点検表

キ その他官側の指定するもの

(ア) 役務に関する提出書類は全て官側で示す規格様式により官側が提供するPCにて保管・管理・作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。

(イ) 官側より受けたデータは一切請負業者側に残してはならない。関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

7 その他

(1) 請負者の要件

ア 勤務員の労働災害及び管理に関する事項は、すべて請負者が行うものとする。

イ 請負者は、業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、自ら実施できること。

(2) 請負者は、官側の不測の事態及び災害派遣、訓練演習、行事等により運転監視等業務

- の変更、修正を求められた場合、その趣旨に沿うよう適切に対応するものとする。
- (3) 本業務を行うにあたって使用する場所の借料、光熱水料は無償とする。ただし、勤務に必要と思われる備品類や工具類については請負者が準備すること。

業務実施要領

1 監視・操作・運転業務

- (1) 別紙第2に示す「監視設備機器」の異常及び機器故障時の状態把握
- (2) 「運転監視及び業務日誌」の記録
- (3) 運転データ等の整理（記録・確認）
- (4) 第1、第4、第5隊舎及び医実隊舎機械室の給湯ボイラーの運転・停止及び貯湯槽の温度を「運転日誌」に記録
- (5) 第4、第5隊舎の冷温水発生機の運転・停止
- (6) 食厨・教場機械室の食堂用空調機の運転・停止
- (7) 第2、第3隊舎の空調機の運転・停止

2 点検保守業務

- (1) 構内受変電設備の巡視点検（別紙第2及び別紙第3に示す受変電設備に対する）「設備巡視点検表」の記録
- (2) 点検・処置等（異常を発見した場合は、原因探求する。）の実施
- (3) 監視設備機器の異常報知の点検及び対応
- (4) 各変電室及び機械室内の各種設備の異常の有無及び機器故障時の状態把握
- (5) 不測事態の対応
 - ア 駐屯地当直勤務者と連携し、電気設備（各隊舎の分電盤）、機械設備及び消防用設備等の不具合状況の確認をする。
 - イ 応急対応及び処置（原因究明を含む。）が軽微であれば現状復旧し、完了後その旨を駐屯地当直に報告する。
 - ウ 応急対応及び判断が困難な場合は、まず業務責任者に連絡しその指示に従い対応を行うこと。それでも対応が困難であると業務責任者が判断した場合は、駐屯地当直を通じて施設管理担当者へ連絡しその指示に従う。
 - エ 不測事態があった場合は、その状況を書面にて報告する。
 - オ 後日、改善のための提案書や見積書及び今後の処置の提示等、協力体制をとる。

3 その他

- (1) 備品及び工具類の整理並びに保管をすること。
- (2) 特高監視室の整理整頓、清掃を実施すること。
- (3) 備付けのPCを利用し、データ類が統合化できるものは整理すること。
- (4) 法定点検や計画停電等、特高監視システム停電時における保守点検業務（別契約業務）や部隊作業等実施の際には、施設管理担当者の指示に応じて業務支援をすること。
- (5) その他特に明記なき事項であっても、技術上必要な内容については施設管理担当者の指示に従い確実に実施すること。

運転・監視対象点検設備機器一覧表

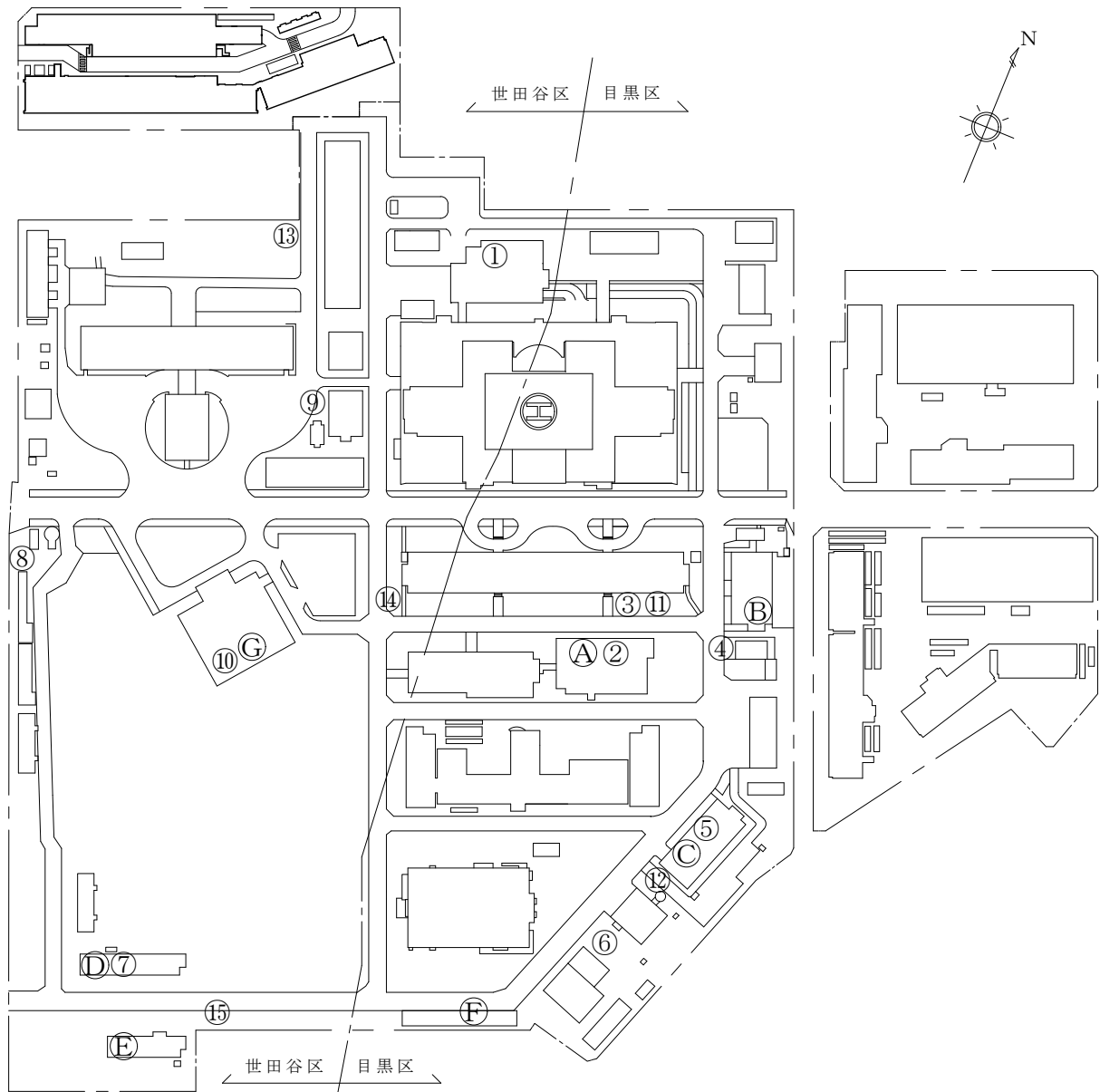
運転・監視対象設備機器				
監視設備機器の内訳				
番号	設備種目	設備の詳細等	数量	備考
1	電気設備	特別高圧電気設備機器	1式	
		高圧電気設備機器		
		その他設備機器		
2	監視設備	特別高圧監視装置	1式	日新電機 MATE370U

点検保守設備機器			
自家用電気工作物の仕様			
番号	設備種目	規模容量等	備考
1	受電方式	交流3相3線式	
2	受電電圧	22,000V	
3	周波数	50HZ	
4	電気方式	2回線受電(本線及び予備線)	
5	特別高圧トランス	8,000kVA×2台	日新電機 SF6ガス絶縁変圧器
6	供給電力会社	未定	
7	契約電力	3,120kW	
8	契約種別	特別高圧季節別時間帯別電力A	
9	構内電線路電圧	特別高圧 22,000V 高圧 6,600V 低圧 210V/105V, 210V	
10	構内受変電設備	特別高圧変電所 高圧電気室: 4箇所	
	高圧変圧器容量	キュービクル式受変電設備: 21箇所 21台 2,775kVA	
11	負荷設備容量	電灯合計: 273kW 4,252灯 動力合計: 779kW 327台 その他機器合計: 724kW 2,346台 負荷設備合計: 1,776kW	
12	直流電源設備	1組	
13	外灯設備	66基	
14	監視制御設備	無停電電源装置(UPS)含む: 1組	DL 9145-103JL
15	消防用設備	屋内消火栓設備、自動火災報知設備 及び誘導灯	不測事態における対応のみ

構内受変電設備詳細

番号	機器名等 変電設備名等	特別高圧 設備 (組)	高 圧 配電盤等 (面)	計器用 変成器 (台)	高圧進相 コンデンサ (台)	変圧器 (台)	備 考
1	特別高圧変電所	1	36	106	10	2	
2	本館動力屋外キュービクル		1	6		1	
3	食厨・教場変電室		1	22	1	3	
4	第1隊舎変電室		1	8		2	
5	第2隊舎屋外キュービクル		2	8		2	
6	第4隊舎変電室		1	6		2	
7	医実庁舎変電室		1	24		5	
8	ボイラー屋外キュービクル		1	4		2	
9	警衛所屋外キュービクル		1	6		2	
10	基地通信隊屋外キュービクル		1	2		2	
11	引込盤-1・4		2				
12	引込盤-2		1				
13	引込盤-3		1				
14	引込盤-5		1				
15	引込盤-6		1				
	合 計	1	52	192	11	23	

※三宿地区内の電気設備点検場所を付図に示す。



三宿駐屯地配置図 S = 1 / X

・電気設備点検場所一覧

- ① 特高監視室
- ② 食厨・教場変電室
- ③ 学校庁舎屋外キュービクル
- ④ 第2隊舎屋外キュービクル
- ⑤ 第1隊舎変電室
- ⑥ ボイラー屋外キュービクル
- ⑦ 第4隊舎変電室
- ⑧ 警衛所屋外キュービクル
- ⑨ 基地通信隊屋外キュービクル
- ⑩ 医学実験隊庁舎変電室
- ⑪ 高圧地中引込盤 - 2
- ⑫ 高圧地中引込盤 - 3
- ⑬ 高圧地中引込盤 - 6
- ⑭ 高圧地中引込盤 - 1・4
- ⑮ 高圧地中引込盤 - 5

・機械設備（空調・給湯）点検場所一覧

- Ⓐ 食厨機械室空調機 スイッチ 入・切
- Ⓑ 第2隊舎空調機 ブレーカー 入・切
- Ⓒ 第1隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓓ 第4隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓔ 第5隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓕ 第3隊舎パネルヒーター スイッチ 入・切
- Ⓖ 医学実験隊庁舎機械室 温水ボイラー 入・切

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
集中監視システム等の保守	42	診察案内表示システム保守	-	-	設置場所：自衛隊中央病院								5~10年	H29実施項目
					表示サーバー用PC	ラックマウント型サーバステーション	1	機能点検	12/年(定期点検)	バッテリー	随時	○		
					(モニター分離型)			外観清掃						
					診察室表示盤(小型PC付)	15型 TFT 1677万色	44	PC内部清掃		【外待合表示盤】				
					診察室表示盤(大型)	40型 TFT 1677万色	8	システムログ確認	1/年(総合点検)	40型LCDモニタ 8台				
					診察室表示盤(大型)用PC	Celeron G1820 2.7GHz	8	HDDデータバックアップ		【投薬案内表示システム】				
					ブロック入力・検査表示制御PC(モニター一体)	17型 TFT 1677万色	9	モニターローテーション		40型LCDモニタ 1台				
					PC用UPS	出力容量：500VA	8			【会計案内表示システム】				
					HUB	10BASE-T/100BASE-TXポ-ト×16ポ-ト	4			40型LCDモニタ 1台				
					HUB	10BASE-T/100BASE-TXポ-ト×8ポ-ト	4			【個別表示盤】				
					会計入力PC(モニター分離型)	17型 TFT 1677万色	1			制御装置 1台				
					PC用UPS	出力容量：350VA	1			15型LCDモニタ 1台				
					会計案内表示盤(大型)	42型 TFT 1677万色	1			FMV-D5240 44台				
					会計表示盤(大型)用PC	Celeron G1820 2.7GHz	1							
					PC用UPS	出力容量：350VA	1							
					薬局入力PC(モニター分離型)	15型 TFT 1677万色	1							
					PC用UPS	出力容量：350VA	1							
					薬局案内表示盤(大型)	42型 TFT 1677万色	1							
					薬局表示盤(大型)用PC	Intel® Pentium4 3.0GHz	1							

モニター×7 増加予定
 分配器×7 増加予定

1 作業の内容

本作業は、病院内各所に設置されている診察案内表示等のモニタ及び関連するパソコン等の点検保守の実施の他、地下1階電算機室内のサーバ本体の点検保守を実施する。

2 作業の詳細

- 2.1 上記の表に記載された機器について、機能点検及び外観清掃等を実施し動作に異常が無いかを毎月1回、確認を行う事。また、年1回全てのシステムの総合点検(動作確認及びイベントログ等の確認解析)を行い、動作に異常が無いか確認する事。
- 2.2 定期点検保守の際に各所に設置されているパソコン(小型PCを含む)の内部部品(ファンモータ部、基板部等)に堆積している埃等をケーシングを取り外し、清掃を行う事。
- 2.3 定期点検保守の際にサーバ及び各パソコン(小型PCを含む)端末のシステムログ確認を行い、重度の障害に繋がる様な深刻なエラーログが発見された場合は速やかに官側担当者へ報告し、エラーログの解析等を行い原因究明をする事。
- 2.4 定期点検保守の際に各パソコン端末(※サーバについては除く)のハードディスク内のデータバックアップ(年次点検時)を行い、万一障害発生した場合には速やかに復旧を行うこと事。なお、ハードディスクの物理的障害が伴うものについてはハードディスクの交換は別途契約とする。また診察室表示盤の小型PC端末についてはIPアドレス等の登録情報をバックアップする事。なお、毎月の実施台数については請負者計画とするもの、役務契約期間内に全て完了するように計画する事。
- 2.5 毎月の定期点検保守の際に表示モニタの使用頻度の多い箇所と少ない箇所を調査し、必要と判断された場合は、表示時間が均等になるように表示モニタのローテーションを実施する事。

2.6 定期点検又は、システム障害発生対応時に部品故障が生じた場合は、当該部品の交換及び設定復旧まで行う事。ただし、次の事象については本役務対象外とし、不具合発生の場合は官側担当者へ報告する事。

- ・液晶パネルの画面焼付き、液晶面劣化に伴う色変
- ・無停電電源装置のバッテリー劣化による交換

2.7 修理の際に、即日復旧が困難な場合は、代替品により仮復旧を行い、後日改めて現状に復旧する事。

2.8 保守範囲外での不具合が発生した場合は、不具合箇所の特定を行なうなどの技術支援を行なう事。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
集中監視システム等の保守	43	出退情報・院内案内表示システム保守	-		設置場所：自衛隊中央病院									
					出退情報表示システム点検保守	15インチ出退表示器	9	【通常点検】 内外観点検	1/年	バッテリー	随時	○		
					院内案内表示システム点検保守	15インチタッチパネル情報表示器	24	コネクタ類の接続確認		バッテリー	随時	○		
						23インチタッチパネル情報表示器	2	動作確認						
						情報表示用サーバー(タワー型)	1	通信確認		23インチ液晶情報表示器(タッチパネル)	2台			
						情報表示用サーバー(タワー型)ディスプレイ	1	ログ整理		15インチ液晶出退表示器	9台		H29実施項目	
						無停電電源装置	1	(不要ログ整理、異常確認)		15インチ液晶出退表示器(タッチパネル)	24台			
						スイッチングHUB	1							
						入力端末(ノート型)	16	【細部点検】		入力端末(ノート型)		故障時	○	
								機器内部清掃		情報表示用サーバー(タワー型)				
										情報表示用サーバー(タワー型)ディスプレイ		5年		H31実施項目
								【オンコール対応】		無停電電源装置				
								可能な限り即日対応		スイッチングHUB				

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考				
								内 容	周期	リ ス ト	交換頻度						
集中監視システム等の保守	44	院内呼出設備保守	各階		設置場所：自衛隊中央病院								(株)アイホン				
					ナースコール情報サーバ		1										
					バックアップサーバ		1					NFXPCサーバ-UPS	6年				
					呼出アンブ 1元		18					NSXPCバックアップサーバ-UPS	6年				
					呼出アンブ 2元		7					NFXPCクライアントUPS	6年				
					卓上形マイク 1元		67					NFXPCサーバ	5年				
					同上コンセント 1元		66					NFXPCサーバ用17インチモニター	5年			H31実施項目	
					同上フロアコンセント 1元		1					NFXPCバックアップサーバ	5年				
					卓上形マイク 2元		8					NFXPCクライアント	5年				
					同上コンセント 2元		8					NFXPCクライアント用19インチモニター	5年				
					手術室用インターホン交換機		1										
					手術系インターホン		10										
					手術室内インターホン		8										
					同上埋込ボックス		8										
					X線インターホン親機 1局用		7										
					X線インターホン親機 3局用		4										
					X線スピーカ		17										
					電源アダプタ		11										
					呼出表示器 1窓用		1										
					呼出表示器 3窓用		8										
					呼出表示器 5窓用		7										
					呼出表示器 10窓用		4										
					呼出表示器 15窓用		1										
					呼出表示器 20窓用 夜間受入		1										
					呼出表示器 3窓用 夜間切替		3										
					呼出表示器 5窓用 夜間切替		1										
					呼出表示器 10窓用 夜間切替		1										
					スピーカ子機		2										
					トイレ用押ボタン		52										
					引きひも付トイレ用押ボタン		29										
					確認灯付コンセント		49										
					呼出握りボタン		49										
					呼出握りボタン(フロアコンセント用)		1										
					フロアコンセント		1										
					天井付廊下灯		9										
					代表廊下灯 プザー付		13										
					代表廊下灯		44										
					復旧ボタン		49										
					20局用ナースコール親機(夜間切替)		1										
					20局用ナースコール親機		2										
	ハンド型子機		3														
	同上コンセント		3														
	8ポートHUB		5														
	ナースコールパソコン		10														

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
集中監視システム等の保守	44	院内呼出設備保守	各階		デジタル表示式親機		10	親機、子機間の相互呼出、通話および表示の動作確認	1/年				(株)アイホン
					ナースコール制御機		10						
					ナースコール親機 20局用		1						
					ナースコール親機 40局用		1						
					※インパ 祓用I/Oユニット 1~4床用		236						
					※インパ 祓用I/Oユニット 1~4床用		2						
					I/Oユニット 3回線		2						
					I/Oユニット 1回線		9						
					I/Oユニット 3回線		24						
					ハンド型子機		464						
					握り押ボタン		464						
					コンセント		464						
					マイクスピーカー押ボタン(ｽﾀｯﾌﾟ)		50						
					マイクスピーカー押ボタン		4						
					フットスイッチ		3						
					同上コンセント		3						
					埋込型子機 (処置室)		4						
					握り押ボタン (処置室)		4						
					トイレ・浴室用押ボタン		266						
					引きひも付トイレ用押ボタン		190						
					マイク・スピーカーユニット		276						
					天井埋込マイク子機		5						
					天井埋込スピーカー子機		5						
					代表廊下灯		81						
					復旧ボタン		81						
					チャイム		2						
					患者別表示部 (1床)		2						
					患者別表示部 (1床+トイレ)		114						
					患者別表示部 (2床)		8						
					患者別表示部 (2床+トイレ)		32						
患者別表示部 (4床)		9											
患者別表示部 (4床+トイレ)		67											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考			
								内容	周期	リスト	交換頻度					
集中監視システム等の保守	45	構内情報通信網設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	電子交換機	日立製作所製 CX9000M2 (内線収容装置)	1	目視点検	1/年	HDD交換	随時	○	H29実施項目			
					保守用コンソールPC		1	環境点検		HDD交換	随時	○				
			留守番応答装置	HIMAIL12	1	整備(データ補正・更新)	HDD交換	随時		○						
			料金管理装置		1	運転状態管理	HDD交換	随時		○						
			無停電電源装置	保守コンソール用	1	電源部点検										
			液晶ディスプレイ		1	清掃	シール型蓄電池									
			メディアコンバータ	主装置本体、内線収納装置接続用	1		(12V-65Ah 16個)									
			プリンタ		1											
			設置場所：三宿地区基地通信機器室							日立製作所製						
			-					電子交換機	日立製作所製 CX9000M2 (主装置本体)	1	目視点検	1/年	HDD交換	随時	○	H29実施項目
								保守用コンソールPC		1	環境点検		HDD交換	随時	○	
								料金管理装置		1	整備(データ補正・更新)		HDD交換	随時	○	
								無停電電源装置	保守コンソール用	1	運転状態管理					
								液晶ディスプレイ		1	電源部点検		シール型蓄電池			
								メディアコンバータ	主装置本体、内線収納装置接続用	1	清掃		(12V-65Ah 12個)			
								プリンタ		1						
集合転換器(10回線用)	アナログ局線切替装置	1														

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考						
								内容	周期	リスト	交換頻度								
非常用自家発電装置の保守	47	自家発電設備保守			設置場所：自衛隊中央病院														
					《原動機関係》														
					ガスタービン・ボアスコープ点検	1年													
					減速機・年次点検												H29実施項目		
					パッケージ内補機・ターニングモーター	3年											H30, H32実施項目		
					パッケージ内補機・年次点検	2年											H31実施項目		
					パッケージ内補機・部品整備交換	4年											H35実施項目		
					高温部分解点検														
					交換部品(消耗品類)	8年													
					《周辺機器関係》														
					ガスタービン盤・年次点検	1年													
					排ガスダンパ・簡易点検														
					ガス圧縮機・安全弁点検														
					冷却水循環ポンプ・年次点検														
					冷却塔・目視点検、清掃														
					ガス漏れ検知器・年次点検														
					始動弁ユニット・簡易点検														
					水噴射装置・総合点検														
					始動弁ユニット・簡易点検														
					ガス安全遮断弁・緊急開放弁		3年												
					緊急遮断弁・駆動部開放整備														
					計装用空気圧縮機・年次点検														
					始動弁ユニット・ダイヤフラム交換														
					軟水器・3年次点検														
					純水製造装置・3年次点検	4年													H30, H32実施項目
					純水加圧ポンプ・電動機・オーバーホール														
					排ガスダンパ・シリンダー分解点検	2年													H30, H32実施項目
					始動用空気圧縮機・分解整備	3年													H30実施項目
					ガス圧縮機・オーバーホール														
					始動用空気圧縮機・2年次点検	2年													H29, H31実施項目
パワーセクション交換	8年							H35実施項目											
ガス圧縮機・年次点検：保護装置	3年							H31実施項目											
安全管理審査立会																			
【高圧遮断器他精密点検】								H29実施項目											
HS2006X 8台						可動部注油	3年												
HN46AX-2L1 2台						開閉特性試験	6年												
						真空度点検	6年												
						ギヤップ及び接点ワイプ長点検	6年												

※安全管理審査に伴う申請手続きは官側で実施する。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考																	
								内容	周期	リスト	交換頻度																			
ボイラー保守	48	ボイラー保守	B1F	● ●	設置場所：自衛隊中央病院		5	ガス・油切替型 2,000kg/h 型式：GC-2000S	1/年	安全装置他点検整備 給水制御系点検整備 点火機器系点検整備 制御機器系点検整備 送風機系点検整備 燃焼系統整備調整 給水制御系統整備調整 送風機系統整備調整 薬注装置整備調整 給水ポンプ点検整備 油ポンプ点検整備 送風機点検整備 バーナー点検整備 エコノマイザ点検整備 制御基盤点検 缶体・水管点検整備 細部メーカー所定の整備を実施	Vベルト交換調整(官側支給) 電極保持器 PFA保護板 ゲージガラス ノズルチップ カットオフ弁 CPUボード・リレーボードASSY 逆止弁10A・電磁弁 トルクモータ・ギヤヘッド コンデンサ 圧力計(蒸気・油) 開閉器(給水・ファン・油) 圧力センサ 真空破壊弁 着火碍子 点火コード(油・ガス) 点火トランス(油・ガス) 逆止弁MI・25A	1年 1年 1年 1年 1年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3年 3~6年	○	三浦工業㈱ 毎年実施 H29交換実施 H30交換実施 H31交換実施																
					設置場所：自衛隊中央病院 第6隊舎										2	ガス型 1,047kw 型式：BH-G1100	4/年	バーナー等点検整備 点火機器系点検整備 温度制御装置点検整備 水位検出器点検整備 電磁弁点検整備 圧力スイッチ点検整備 煙道・煙突点検整備 缶体点検整備 燃焼状態確認 排ガス測定 自動制御装置点検整備 総合試験 細部メーカー所定の整備を実施			○	(東京都大気保全課) (東京都大気保全課)	(株)日本サーモナー							
					設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場																			2	ガス式 型式：EQSH2000CNM	1/年	安全装置他整備 給水制御系整備 点火機器系整備 制御機器系整備 送風機系整備 燃焼系統整備調整 給水制御系統整備調整 送風機系統整備調整 薬注装置整備調整 給水ポンプ整備 油ポンプ整備 送風機整備 バーナー整備 エコノマイザ整備 制御基盤整備 缶体・水管整備 細部メーカー所定の整備を実施	【交換部品】 オイルポンプ(水噴霧用) 圧力計(水噴霧用) ノズルチップ(水噴霧) フレームファンネル フロントデヒューザ 液面電極棒 L0 液面電極棒 L1 液面電極棒 L2 液面電極棒 L3 液面電極棒 L4 CPU基板リレー(3種類) 【交換部品】 油圧計 フレックスカップリング 噴燃ポンプ ノズルチップ(水噴霧) 点火トランス(油)	○ ○	H29実施項目 H30実施項目

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
ボイラー保守	48	ボイラー保守	1F	●	貫流ボイラー	ガス式 型式:EQSH2000CNM	2			電磁弁(油)		○	H30実施項目
										ノズルチップ(12.0,8.0)			
										パイロット電磁弁			
										点火プラグ			
										液面電極棒 L0			
										液面電極棒 L1			
										液面電極棒 L2			
										液面電極棒 L3			
										液面電極棒 L4			
										蒸気圧力計			
										圧力スイッチ			
										圧力センサー			
										電気伝導度センサー			
										サーミスタ			
										給水ポンプ・電磁弁			
										CPU基板リレー(3種類)			
										リレー			
										フレーム検出基板			
										ガス元圧力計			
										オイルポンプ(水噴霧用)			
										圧力計(水噴霧用)			
										ボールバルブ(水噴霧出口)			
										ノズルチップ(水噴霧)			
										電磁弁(水噴霧・油)			
										パイロットバーナー			
										エレクトロド(ガス・油)			
										ラインストレナー(油)			
										ノズルチップ(12.0,8.0)			
										パイロット電磁弁			
										パイロットガバナ			
		液面電極棒 L0											
		液面電極棒 L1											
		液面電極棒 L2											
		液面電極棒 L3											
		液面電極棒 L4											
		電気伝導度センサー											
		サーミスタ											
		CPU基板リレー(3種類)											
		リレー											
		フレーム検出基板											
		給水電磁弁											
								性能検査整備	1/年	1機毎 6月、10月			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考						
								内容	周期	リスト	交換頻度								
ボイラー保守	48	ボイラー保守	1F	法定点検	設置場所：衛生学校(第1隊舎) RC-4F	昭和鉄工(株) SKS-500WDG	1	・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書又はメーカー 仕様書による	1/年	イグナイター	3年	昭和鉄工(株)	昭和鉄工(株)						
					イグニッションロッド					2年	H30交換実施								
					フレームロッド					2年									
					ボイラーコントローラー					4年				H31交換項目					
					リモートスイッチ					4年									
					ファンユニット					5年									
					複合バルブ(パイロット・メイン)					4年									
					風圧スイッチ					3年									
					設置場所：衛生学校(第4隊舎) RC-5F					昭和鉄工(株) SV-804G-WH(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1			・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書又はメーカー 仕様書による	1/年	サーミスターセンサー	5年	昭和鉄工(株)	昭和鉄工(株)
					連成計											5年	H29交換実施		
					覗き窓ガラス・パッキン類											3年			
					ファンモーター用電磁開閉器											3年			
ガス圧力計	3年																		
マイコンコントローラー	4年	H30交換実施																	
複合バルブ(パイロット・メイン)	4年																		
イグニッションロッド(接続子付)	2年																		
イグニッションロッド(接続子付)	2年																		
抽気電磁弁(逆止弁)	3年	H31交換実施																	
溶解栓	3年																		
イグナイター(高圧リード線付)	3年																		
設置場所：衛生学校(第5隊舎) RC-5F	昭和鉄工(株) SV-804G-WH(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1	・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書又はメーカー 仕様書による	1/年	サーミスターセンサー	5年	昭和鉄工(株)	昭和鉄工(株)											
連成計					5年	H29交換実施													
覗き窓ガラス・パッキン類					3年														
ファンモーター用電磁開閉器					3年														
ガス圧力計					3年														
マイコンコントローラー					4年				H30交換実施										
複合バルブ(パイロット・メイン)					4年														
イグニッションロッド(接続子付)					2年														
イグニッションロッド(接続子付)					2年														
抽気電磁弁(逆止弁)					3年	H31交換実施													
溶解栓					3年														
イグナイター(高圧リード線付)					3年														

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
ボイラー保守	48	ボイラー保守	1F		設置場所：衛生学校(医実隊庁舎)	RC-4F	1	・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書又はメーカー 仕様書による			バーナー口断熱材	3年		昭和鉄工(株) H29交換実施
					鋼製簡易ボイラー	昭和鉄工(株) SKT-E504G(ヒーター部) RG-15G-5(バーナー部)					ガス圧(抵)スイッチ	3年		
											複合バルブ(パイロット・メイン)	4年		
											イグニッションロッド(接続子付)	2年		
											70-kvpt(高圧リード線・接続子付)	2年		
											サーミスターセンサー	5年		
											水高計	5年		
											電気防食配線類	7年		H31交換実施
											覗き窓ガラス・バッキン類	3年		
											ファンモーター	5年		
											ファンモーター用電磁開閉器	3年		
											イグナイター(高圧リード線付)	3年		
											ガス圧力計	4年		
					設置場所：陸上自衛隊 衛生学校(体育館)									
			1F		温水ボイラー BH-1	昭和鉄工(株) SV-2004G-H(ヒーター部) RG-40(バーナー部)	1	・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書又はメーカー 仕様書による			イグニッションロッド(接続子付)	2年		H30交換実施
								仕様書による	1/年	70-kvpt(高圧リード線・接続子付)	2年			

※ 保守にあたり、軽微な部品(パイロットランプ類、ヒューズ等)については請負者負担とする。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
ボイラー保守	49	蒸気発生器保守	B1F	●	蒸気発生器 (CS-1)	間接蒸気発生器 2,400kg/h	1	フロートレススイッチの点検清掃	1/年	支給品により 同左交換(状況により)	加熱コイル引出点検	1年	○	(所轄労働基準監督署)
								蒸気トラップの点検清掃			加熱コイル引出点検			
			給水ストレーナーの点検清掃	1/年	同左交換(状況により)	加熱コイル引出点検								
			蒸気ストレーナーの点検清掃			加熱コイル引出点検								
性能検査(第一圧力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)												
ボイラー保守	49	蒸気発生器保守	4F	●	蒸気発生器 (CS-2)	間接蒸気発生器 200kg/h	1	フロートレススイッチの点検清掃	1/年	支給品により 同左交換(状況により)	加熱コイル引出点検	1年	○	H29実施項目
								蒸気トラップの点検清掃			加熱コイル引出点検			
			給水ストレーナーの点検清掃	1/年	同左交換(状況により)	加熱コイル引出点検								
			蒸気ストレーナーの点検清掃			加熱コイル引出点検								
性能検査(第一圧力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)												

※第一種圧力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
ボイラー保守	50	ポンプ設備保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院										精デラルキョクトウ
				揚水ポンプ	上水揚水、中水揚水、冷却塔揚水 各2箇所	10	起動状態チェック	1/年						
				加圧給水ポンプユニット		4	揚水量、揚程チェック							
				給湯循環ポンプ		12	振動、騒音チェック							
				消火ポンプ		6	過負荷							
							グランドパッキン部の漏水							
							メカニカルシール部の漏水							
				水中ポンプ		56	起動状態チェック							
							揚水量、揚程チェック							
				原水ポンプ		2	振動、騒音チェック							
							過負荷							
							絶縁							
							細部内容は、建築保全共通仕様書による							
				設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター										
			湧水ポンプ			2	運転状態確認・外観確認							

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考		
								内容	周期	リスト	交換頻度				
ボイラー保守	50	ポンプ設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院										機テラルキョクトウ	
				ポンプ(WP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 6,410 $\frac{1}{2}$ rpm×330	2	月例点検(軸受、油量)	簡易点検1回/年	オイル交換	随時					
				ポンプ(WP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 6,410 $\frac{1}{2}$ rpm×280	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み								
				ポンプ(WP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 6,500 $\frac{1}{2}$ rpm×330	1	羽根車の詰まり 磨耗								
				ポンプ(WP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 6,500 $\frac{1}{2}$ rpm×280	1	主軸廻り状況								
							軸受けの発熱								
							軸受けの発熱								
							グランドパッキン漏水状態	総合点検4回/年							
							外観(異常音、振動)								
							絶縁抵抗(メガ)								
							ポンプ(CP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 4,750 $\frac{1}{2}$ rpm×140	1	月例点検(軸受、油量)	簡易点検1回/年				
							ポンプ(CP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 4,750 $\frac{1}{2}$ rpm×140	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み					
							ポンプ(CP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 2,380 $\frac{1}{2}$ rpm×180	1	羽根車の詰まり 磨耗					
							ポンプ(CP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 2,380 $\frac{1}{2}$ rpm×180	1	主軸廻り状況					
							ポンプ(CP-3-1)	片吸込渦巻ポンプ 188 $\frac{1}{2}$ rpm×250	1	軸受けの発熱	総合点検1回/年				
							ポンプ(CP-3-2)	片吸込渦巻ポンプ 188 $\frac{1}{2}$ rpm×250	1	メカニカルシール漏水状態					
							ポンプ(CP-4-1)	片吸込渦巻ポンプ 3,570 $\frac{1}{2}$ rpm×240	1	外観(異常音、振動)					
							ポンプ(CP-4-2)	片吸込渦巻ポンプ 3,570 $\frac{1}{2}$ rpm×240	1	絶縁抵抗(メガ)					
							ポンプ(CP-4-3)	片吸込渦巻ポンプ 3,570 $\frac{1}{2}$ rpm×240	1						
							ポンプ(CP-4-4)	片吸込渦巻ポンプ 3,570 $\frac{1}{2}$ rpm×240	1						
							ポンプ(CP-4-5)	片吸込渦巻ポンプ 380 $\frac{1}{2}$ rpm×240	1						
							ポンプ(HP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 3,390 $\frac{1}{2}$ rpm×120	1						
							ポンプ(HP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 3,390 $\frac{1}{2}$ rpm×120	1						
							ポンプ(HP-1-3)	片吸込渦巻ポンプ 1,140 $\frac{1}{2}$ rpm×120	1						
							ポンプ(HP-1-4)	片吸込渦巻ポンプ 1,140 $\frac{1}{2}$ rpm×120	1						
							ポンプ(HP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 1,820 $\frac{1}{2}$ rpm×270	1						
							ポンプ(HP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 1,820 $\frac{1}{2}$ rpm×270	1						
							ポンプ(HP-2-3)	片吸込渦巻ポンプ 1,820 $\frac{1}{2}$ rpm×270	1						
							ポンプ(HP-2-4)	片吸込渦巻ポンプ 1,820 $\frac{1}{2}$ rpm×270	1						
							ポンプ(HP-2-5)	片吸込渦巻ポンプ 1,820 $\frac{1}{2}$ rpm×270	1						
			ポンプ(P-1) (CGS補給水)	ラインポンプ 吐出量0.092m ³ /min 揚程140m	4	月例点検(軸受、油量)	簡易点検1回/年								
						電圧、電圧変動、ネジ緩み									
						羽根車の詰まり 磨耗									
						主軸廻り状況									
			(CGS加圧給水)	ラインポンプ 300 $\frac{1}{2}$ rpm×100Kpa	2	軸受けの発熱	総合点検1回/年								
						メカニカルシール漏水状態									
						外観(異常音、振動)									
						絶縁抵抗(メガ)									

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		項目交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期	リスト								
ボイラー保守	50	ポンプ設備保守	B1F		ポンプ(OP-1-1)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	月例点検(軸受、油量)	簡易点検1回/年	総合点検1回/年	故障の際適時			機テラキョクトウ				
					ポンプ(OP-1-2)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み										
					ポンプ(OP-2-1)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗										
					ポンプ(OP-2-2)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	主軸廻り状況										
					ポンプ(OP-C1-1)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	軸受けの発熱										
					ポンプ(OP-C1-2)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	メカニカルシール漏水状態										
					ポンプ(OP-C2-1)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	外観(異常音、振動)										
					ポンプ(OP-C2-2)	歯車ポンプ 40 $\frac{1}{2}$ %/min×120Kpa	1	絶縁抵抗(メガ)										
			1F		設置場所：電子装備研究所 冷暖房機械室												株荏原製作所	
					冷却水ポンプ	PCD-1 150×125FS4JM	1	月例点検(軸受、油量)	月例点検									
					冷温水ポンプ	PCD-1 150×125FS4KM	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	シーズンイン点検2回/年									
								羽根車の詰まり磨耗										
								主軸廻り状況										
								軸受けの発熱										
						グランドバッキング漏水状態												
						外観(異常音、振動)												
			-		設置場所：陸上自衛隊 衛生学校(体育館)													
					温水ポンプ(HP-1)	片吸込渦巻ポンプ 320 $\frac{1}{2}$ %/min×25m	1	月例点検(軸受、油量)	定期点検2回/年									
						電圧、電圧変動、ネジ緩み												
						羽根車の詰まり磨耗												
			主軸廻り状況															
			軸受けの発熱															
			メカニカルシール漏水状態															
			外観(異常音、振動)															
			絶縁抵抗(メガ)															

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
ボイラー保守	51	製缶類保守			設置場所：自衛隊中央病院									
					● 貯湯槽	8m3 (第1種压力容器)	2	内部開放清掃	1/年	パッキン	1/年		森松工業㈱	
					● 貯湯槽	3.5m3 (第1種压力容器)	2	加熱コイル清掃	1/年					
					● 貯湯槽	2m3 (第1種压力容器)	2	安全弁分解整備	1/年					
					● 膨張水槽	168L 600φ×1200H (第2種压力容器)	1	目視・外観	1/年				森松工業㈱	
						ドレンフィルター装置	耐熱中空糸膜フィルター方式 11.8t/h	1	通水流量、温度点検	日常	中空糸膜エレメント交換	2年		内外化学工業㈱
									フィルター出入口圧力点検	日常	送水ポンプ交換	10年		H29,31交換実施
									原水と処理水の水質点検					H30交換実施
						● オイルサービスタンク (OST-1)	950L	1	性能検査 (消防点検保守)	1/年	(所轄消防署)			㈱島倉鉄工所
						● オイルサービスタンク (OST-C)	950L (CGS用)	1	性能検査 (消防点検保守)	1/年	(所轄消防署)			〃
						● フラッシュタンク (FT-1)	立型 (円筒形) 1,750kg/h	1	性能検査 (第一種压力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)			〃
						蒸気ヘッダー (SH-1)	蒸気圧：0.8Mpa 300φ	1	性能検査 (第二種压力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)			〃
						蒸気ヘッダー (SH-2)	蒸気圧：0.4Mpa 300φ	1	性能検査 (第二種压力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)			〃
						蒸気ヘッダー (SH-3)	蒸気圧：0.2Mpa 350φ	1	性能検査 (第二種压力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)			〃
						蒸気ヘッダー (SH-4)	蒸気圧：0.4Mpa 150φ	1	性能検査 (第二種压力容器)	1/年	(所轄労働基準監督署)			〃
						選水タンク (TWH-1)	SUS製一体型タンク 9,400L	3	目視点検	日常				〃
									定期清掃	1/年				
							脱気装置 (OD-1)	2	原水、処理流量の確認	随時	フローセッタ (原水)	3~5年		H29実施項目
									給水ストレーナーの清掃		フローセッタ (処理水)	3~5年		
									封水流量の確認		モーターバルブ	3~5年		
									週間タイマの点検		真空ポンプ交換	3~5年		
											逆止弁ラインチェック	3~5年		
											逆止弁スイング	3~5年		
							膨張タンク (EXT-1)	1	密閉式膨張タンク 366 $\frac{1}{2}$ "	1/年	ブラダーゴム交換	10年		日立金属㈱
							膨張タンク (EXT-2)	1	密閉式膨張タンク 4,420 $\frac{1}{2}$ "					
							● オイルタンク (OT-1-1)	1	鋼板製地下設置二重殻タンク 58000L 3200φ	1/年	(所轄消防署)			㈱エヌ・ワイ・ケイ
							● オイルタンク (OT-1-2)	1	鋼板製地下設置二重殻タンク 58000L 3200φ	1/3年	(所轄消防署)			H30実施項目
		設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 (体育館)												
		膨張タンク (EXT-1)	1	密閉式膨張タンク 53 $\frac{1}{2}$ "	1/年	状態確認・目視点検								

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
給水設備の消毒	52	厨房除害設備保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院									日光プラント工業㈱
						ばっ気ブロワー	80A×3.37m ³ /min×20kpa×3.7kw	2	作動確認・清掃・絶縁測定・各種部品交換	48/年	ベルト・オイル	随時	使用頻度による
						調整ブロワー	40A×0.92m ³ /min×20kpa×1.5kw	1			汚泥貯留槽引抜実施	1回/年	毎年実施
						調整ポンプ	40A×0.1m ³ /min×3.43m×0.25kw	2			ばっ気フロア整備	3～5年	H29実施項目
						放流ポンプ	80A×0.3m ³ /min×19.6m×2.2kw	2			脱臭材ボエブ交換	1回/2年	
						生物脱臭装置	ホエ7260kg処理容量8.6m ³ /min	1			臭気測定	3～5年	H30実施項目
						フロートスイッチ	本体AAS樹脂製	8			調整槽フロートスイッチ交換	3～5年	
											調整槽清掃	1回/2年	H31実施項目
											調整槽ポンプ交換	3～5年	
											脱臭材ボエブ交換	1回/2年	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
給水設備の消毒	53	貯水槽清掃	B2F 10F	●	設置場所：自衛隊中央病院			清掃	1/年				
					高架水槽(上水系統)	46m ³	1						
					高架水槽(中水系統)	11m ³	1						
					高架水槽(感染系統)	1m ³	1						
					高架水槽(冷却塔系統)	18m ³	1						
					中水受水槽	169.6m ³	1						
					原水槽(非常用系統)	670m ³	1						
					受水槽	440m ³	1						
			-	●	設置場所：第6隊舎								
					高架水槽	30m ³	1						
				受水槽	70m ³	1							
				●	設置場所：研修医官隊舎								
					高架水槽	1m ³	1						
				受水槽	4m ³	1							
				●	設置場所：その他								
					食厨房高架水槽	6m ³ (2槽式)	1						
					食厨房貯水槽	36m ³ (2槽式)	1						
					第1隊舎貯水槽	9m ³	1						
					第2隊舎貯水槽	9m ³	1						
				第4,5隊舎貯水槽	20m ³	1							

上水系統については、清掃後の水質検査を実施する。
色度・濁度・臭気・味・残留塩素含有率

大項目	管理番号	中項目	階数	法定品種	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考		
								内 容	周期	リ ス ト	交換頻度				
給水設備の消毒	54	井水ろ過設備保守	B2F		設置場所：自衛隊中央病院										
					原水ポンプ	エバ ^ラ 32EQD 5.4A	2	作動確認	12回/年	逆洗ポンプ交換	3~5年		H29交換実施		
					攪拌ブローア	アソレ ^ト BSS25	1	作動確認		次亜塩素酸注入ポンプNo.1整備	3年				
					逆洗ポンプ	エバ ^ラ 32FQD5.75A	1	作動確認		移送ポンプNo.1,2交換	3~5年		H30実施項目		
					下水道放流ポンプ	エバ ^ラ 40FQD51.5A	2	作動確認		活性炭No.1交換	3年				
					移送ポンプ	エバ ^ラ 32FQD5.4A	2	作動確認		攪拌ブローア交換	3~5年		H31実施項目		
					次亜塩素酸注入ポンプ	ト ^ク ^ニ MCC 1601・NPBG	2	作動確認							
					活性炭吸着塔5方弁	YMコ ^ン ト ^ロ ^ー YM-GEK405F 40A	2	作動確認							
					原水貯槽			水質確認・レベルスイッチ点検							
					排水槽			水質確認・レベルスイッチ点検							
					逆洗水槽			水質確認・レベルスイッチ点検							
					薬液タンク			作動確認・薬液補充			次亜塩素酸ソーダ			○	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
水質検査料	55	飲料水水質検査	10F		設置場所：自衛隊中央病院									
					● 高架水槽(上水系統)	46m ³	水質検査	1	50項目	12/年				
					● 高架水槽(中水系統)	11m ³	水質検査	1	9項目					
					● 原水槽(非常用系統)	計670m ³	水質検査	2	9項目					

上水 50項目2回/年 9項目10回/年
 上水(非常用ろ過装置) 50項目 1回/年
 原水 9項目12回/年
 中水 9項目12回/年

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考			
								内容	周期	リスト	交換頻度					
尿尿汲り料	56	排水槽清掃	B2F		設置場所：自衛隊中央病院 本館											
				汚水槽1	容量：68.8m ³	1	槽内清掃 汚泥処理	3/年								
				汚水槽2	容量：54.5m ³	1										
				雑排水槽1	容量：34.0m ³	1										
				雑排水槽2	容量：40.0m ³	1										
				雑排水槽3	容量：23.2m ³	1										
				雑排水槽4	容量：41.6m ³	1										
				雑排水槽5	容量：70.6m ³	1										
				雑排水槽6	容量：32.1m ³	1										
				雑排水槽7	容量：40.5m ³	1										
				雑排水槽8	容量：25.6m ³	1										
				湧水槽1	容量：450m ³	1	槽内清掃 汚泥処理	1/6年								
				湧水槽2	容量：540m ³	1										
				湧水槽3	容量：645m ³	1										
				湧水槽4	容量：224m ³	1										
				湧水槽5	容量：307m ³	1										
			湧水槽6	容量：434m ³	1											
			湧水槽7	容量：300m ³	1											
			湧水槽8	容量：1,000m ³	1											
			湧水槽9	容量：224m ³	1											
			雨水槽1	容量：300m ³	1	槽内清掃 汚泥処理	1/6年									
			雨水槽2	容量：528m ³	1											
						1F		設置場所：陸上自衛隊 衛生学校								
								油水分離槽(洗車場)	1,000L	1	清掃	1/年				
								油水分離槽(スタンド)	容量:1.84m ³	2	清掃	1/年				H30・H31実施項目

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
尿尿汲取り料	57	グリストラップ定期整備	B1, B2	設置場所：自衛隊中央病院 本館	B1階厨房グリストラップ	250L	3	清掃	1/年				
						200L	1	清掃					
						80L	1	清掃					
						35L	2	清掃					
					B1階厨房茶処理グリストラップ	500L	1	清掃					
					2階厨房グリストラップ	62L	1	清掃					
					B2階駐車場ガソリントラップ	300L	11	清掃					

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考		
								内容	周期	リスト	交換頻度				
ばい煙測定 の部外委託	58	煤煙測定(発電機)	PHF	●	設置場所:自衛隊中央病院										
					コ・ジェネレーション設備(1号機)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1	2/年				5月, 11月実施			
		コ・ジェネレーション設備(2号機)			1					8月, 2月実施					
		煤煙測定(冷温水発生機)	1F		設置場所:電子装備研究所 冷暖房機械室										
					冷温水発生機(1機設置)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1	2/年				8月, 2月実施			
		煤煙測定(ボイラー)	1F		設置場所:陸上自衛隊 衛生学校										
貫流ボイラー(2機設置)	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年2回			1	2/年				8月, 12月実施						
煤煙測定(温水ボイラー)	B1F	設置場所:第6隊舎地下1階													
		温水ボイラー(2機設置)	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年2回	1	2/年				5月, 11月実施						
煤煙測定(冷温水発生機)	B1F	設置場所:第6隊舎地下1階													
		冷温水発生機(2機設置)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1	2/年				8月, 2月実施						

※なお、中央病院に設置されている『貫流ボイラー』のばい煙測定については、『管理番号48 ボイラー保守』内の項目を参照し、実施すること。

1 件 名 厨房器材保守

2 業務場所 東京都世田谷区1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院厨房内

3 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自衛隊中央病院地下1階厨房内に設置されている厨房器材点検保守（以下「本役務」という。本役務を請負契約した業者を以下「請負業者」という。）について規定する。

(2) 法令等

請負業者は本役務に係わる各種法令等を遵守し、業務を実施すること。

4 役務に関する要求

(1) 概 要

本役務は「大型浄水器×2台」「軟水機×5台」「真空冷却機」「オゾン水製水機×3台」「空気除菌脱臭装置×3台」「電磁調理器、2連×3台」「食缶洗浄機」「長靴殺菌庫」（以下「厨房器材他」という。）の定期検及び指定部品の交換、薬剤やフィルター類等の消耗品の交換、補充を実施すること。

(2) 役務の内容

ア 本役務作業要領は、以下に示す厨房器材他の取扱説明書手順に示された作業行程で実施すること。
なお、請負業者は業務実施にあたり、事前に設置されている厨房器材の取扱説明書を取り寄せし、メーカー所定の整備を実施すること。また本役務に含まれない修理交換部品等がある場合（その修理交換役務が本役務に必要な不可欠の時は）は請負業者自ら、製造販売業者、及び官側と調整し（見積、再度出張費等は本役務に含まれるものとする）官側の指示のもと再度、本役務を実施する。

イ 厨房器材他の本役務詳細

(ア) 大型浄水器

大型浄水器は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(イ) 軟水器

軟水器は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(ウ) 真空冷却機

真空冷却機は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(エ) オゾン水製水機

オゾン水製水機は「メンテナンス項目」別紙に示すとおりとする。

(オ) 空気除菌脱臭装置

空気除菌脱臭装置は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(カ) 電磁調理器、2連

電磁調理器、2連は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(キ) 食缶洗浄機

食缶洗浄機は別紙「メンテナンス項目」に示すとおりとする。

(3) 性能、機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

5 検査

(2) 項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

7 役務実施時期

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間とする。

8 その他指示

9. 1 本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。
9. 2 請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表1部を提出する。
9. 3 請負業者は事前に点検報告書を2部作成し官側に提出する。
9. 4 請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する。
9. 5 請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。
9. 6 請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において適法に廃棄処分等実施する。
9. 7 請負業者は本役務を実施するに当たり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正または推奨された物品を使用すること。
9. 8 請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
厨房器材点検保守	59	厨房器材保守	B1F	自衛隊中央病院 大型浄水器	PF-50	PF-50	2	性能確認・ろ和交換	1/年	ろ材	○	株式会社M/I	H30実施項目	
							3	性能確認、本体・制御盤清掃	1/年	活性炭 UV777		株式会社M/I		
							3	性能確認	1/年	活性炭 UV777	3年	酸素PSA用吸着剤		H29交換実施
											5年	酸素PSA用逆止弁		H30交換実施
											2年	活性炭用逆止弁		
											4年	活性炭用逆止弁		
											5年	希釈プロア		
							3	性能確認	1/年	活性炭 UV777	5年	活性炭用逆止弁		H31交換実施
											5年	活性炭用逆止弁		
											1年	活性炭用逆止弁		
											1年	活性炭用逆止弁		
							厨房器材保守	59	厨房器材保守	B1F	真空冷却機	CMJ-40QE		真空冷却機
1年	ドリアバッキン	毎年実施												
1年	潮温抵抗体													
1年	フィルター													
6年	洗浄ガン													
5年	陽イオン交換樹脂													
5年	ヒストクスベータ													
5年	モータASSY													
5年	エンスイパルプASSY													
5年	硬度指示薬													

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検実施場所	対象建物	構造・規模	数量	定期点検		作成・報告書類	備考
								内容	周期		
建物定期点検	60	建物定期点検	各階	●	○目黒隊中央病院 病院本館(建物番号53)	RC-10/一部SRC)+PH-1 延べ面積16,646㎡	1		1 建築物(敷地・構造) ア 敷地及び地盤 イ 建築物外部 ウ 屋上及び屋根 エ 建築物内部 オ 避難施設 カ その他特殊構造物	特定建築物定期検査報告書 (指定機関への提出含む)	H29点検実施
					教育棟(建物番号23)	RC-4 延べ面積3,669㎡			2 昇降機 ※対象機器は管理番号 4及び5のとおり。 (電子表備研究所除く。)	昇降機定期検査報告書 (指定機関への提出含む)	毎年実施
					職能補導所(建物番号54)	RC-4 延べ面積2,241㎡			3 防火設備 ※対象機器は管理番号 3及び8のとおり。 (電子表備研究所除く。)	防火設備定期検査報告書 (指定機関への提出含む)	H31点検実施 (経過措置適用)
					○衛生学校 学校庁舎(建物番号12)	RC-3 延べ面積5,811㎡			4 建築設備 ア 換気設備 イ 排煙設備 ウ 非常用照明装置 エ 給水設備 オ 排水設備	建築設備定期検査報告書 (指定機関への提出含む)	毎年実施
					厨房・教場(建物番号49) 体育館(建物番号66)	RC-4 延べ面積3,396㎡ S-2 延べ面積2,074㎡					

1 件 名 配電設備の定期点検作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省防衛装備庁電子装備研究所

3 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、電子装備研究所庁舎等に設置されている配電設備の定期点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

(2) 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、入札書・見積書提出時における最新版とする。

(3) 法令等

- ・ 電気事業法第42条
- ・ 東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概 要

本作業は、3(1)及び(2)の規定に基づき、受変電設備(6.6KV)及び動力・電灯設備(200V/100V)の定期点検を実施し、電気設備の安全管理を図るものである。

(2) 役務の内容

受変電設備及び動力・電灯設備の定期点検を行うものとし、細部は別紙第1「定期点検整備基準」によるものとする。

なお、3(2)(ア)に規定されている定期点検の内容及び試験を実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 役務対象設備及び数量

役務の対象となる設備は、別紙第2「対象設備・主要機器の概要及び数量」に示すとおりとする。

7 役務実施時期

役務実施期間中の毎年3月中の官側担当者の指定する日時に行うものとする。

8 その他の指示

(1) 本作業に必要な資材は、請負業者において準備するものとする。

(2) 請負業者は、契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、作業日程等の細部の調整を事前に行うものとする。

(3) 請負業者は検査実施前までに点検計画書2部を官に提出するものとする。

- (4) 請負業者は、作業実施中の安全及び火災予防について万全を期すものとする。
- (5) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において廃棄処分するものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (7) 請負業者は、本作業終了後、周辺の整理及び清掃を実施するものとする。

9 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

定期点検整備基準

項目	規格等	点検整備内容	備考
断路器		外観目視点検 本体の点検及び清掃 荒れ具合確認 操作機構部の点検 絶縁抵抗の測定	
遮断器	V C B	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
開閉器	L B S L O S F O S P A S P O S P F P C	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
配電用変圧器	6 . 6 k V	本体の点検及び清掃 主回路端子締付部の点検漏油の有無 絶縁抵抗の測定 絶縁油試験	
保護継電器		現整タップレバーによる特性試験 保護連動試験、リレー接点による遮断 トリップ及び故障表示の確認	
配電盤		盤内外の外観目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
進相コンデンサー		盤内外の外観目視点検及び清掃 コンデンサーケースの膨張の有無 変色、変形、ゆるみ 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
母線線路		目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
分電盤	200V 200V/100V	目視点検及び清掃 接続部の締付、変形、亀裂 各分岐回路絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
接地端子盤		接地抵抗の測定	

対象設備・主要機器の概要及び数量

受変電設備（細部は付紙第 1～4 による）			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤（QB型）	6 面	
2	低圧版（QB型）	1 4 面	
3	変圧器	1 5 台	
4	電力コンデンサー（SC）	4 台	
5	リアクトル	3 台	
6	過電流継電器	5 台	
7	地絡継電器	3 台	
8	V C B（真空遮断器）	4 台	
9	D S（断路器）	3 台	
10	L B S（開閉器）	1 9 台	
11	V C（コンデンサー）	1 台	
12	接地端子盤	1 台	

※ O G R 試験（地絡試験、過電流蓄積試験）を実施すること

動力設備（細部は付紙第 5 による）			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1 式	

庁舎本館 1 階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧受電盤 (QB型)	1 面	
2	高圧饋電盤 (QB型)	1 面	
3	高圧コンデンサー (QB型)	1 面	
4	低圧盤 (QB型)	2 面	
	低圧盤 (QB型)	3 面	
5	変圧器	5 台	3φ4W 300KVA×1 3φ3W 300KVA×1 3φ4W 150KVA×1 1φ3W 200KVA×1 1φ3W 200KVA×1 絶縁油試験は該当しない。
6	電力コンデンサー (SC)	2 台	3φ 200Kvar×1 3φ 150Kvar×1
7	リアクトル	2 台	29.9Kvar×1 22.4Kvar×1
8	過電流継電器	2 台	
9	地絡継電器	3 台	1 台は引込口に設置
10	低圧分電盤	1 式	
11	V C B (真空遮断器)	2 台	
12	D S (断路器)	1 台	
13	L B S (開閉器)	8 台	
14	接地端子盤	1 台	

※ 二次変電設備 (新中央病院変電所より受電)

光・電子実験棟1階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高压盤 (QB型)	1面	
2	高压コンデンサー盤 (QB型)	1面	
3	低压盤 (QB型)	4面	
4	変圧器	5台	3φ3W 300KVA×2 3φ3W 100KVA×1 1φ3W 200KVA×2 絶縁油試験は該当しない。
5	電力コンデンサー (SC)	1台	3φ3W 100Kvar×1
6	過電流継電器	2台	
7	低压分電盤	1式	
8	V C B (真空遮断器)	1台	
9	D S (断路器)	1台	
10	L B S (開閉器)	5台	
11	V C (コンデンサー)	1台	

※ 二次変電設備 (新中央病院変電所より受電)

電波暗室外キュービクル（6連） 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高压盤（QB型）	1面	
2	低压盤（QB型）	5面	
3	変圧器	5台	3φ3W 150kVA×1 3φ3W 75kVA×1 3φ4W 50kVA×1 1φ 50kVA×1 1φ 20kVA×1 絶縁油試験を実施する。
4	電力コンデンサー（SC）	1台	3φ 50Kvar×1
5	リアクトル	1台	
6	過電流継電器	1台	
7	低压分電盤	1式	
8	V C B（真空遮断器）	1台	
9	D S（断路器）	1台	
10	L B S（開閉器）	6台	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

高压分岐盤詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高压盤（QB型）	1面	
2	D S（断路器）	3台	
3	計装用変圧器	1台	

ドライバー控え室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1 式	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

低圧分電盤の数量等

配電設備詳細			
No	機器名等	数量	備考
庁舎本館	単 盤×15 2連盤×5 3連盤×2 4連盤×3 防水盤×3 露出盤×62	15面 10面 6面 12面 3面 62面	
	計	108面	
庁舎別館	単 盤×2 露出盤×2	2面 2面	
	計	4面	
冷暖房機械室	単 盤×1 2連盤×1	1面 2面	
	計	3面	
光・電子実験棟	単 盤×12 防水盤×8 露出盤×56	12面 8面 56面	
	計	76面	
電波暗室	単 盤×19 2連盤×5 3連盤×1 防水盤×1 露出盤×2	8面 6面 3面 1面 2面	
	計	20面	
ドライバー控室	防水盤×1 露出盤×1	1面 1面	
	計	2面	
	合計	213面	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
地下燃料タンク等点検 役務	62	地下燃料タンク点検	1F	○	設置場所：衛生学校 汽缶場ボイラ室								
					地下式オイルタンク	灯油80kL	1	建築保全共通仕様書による 年1回定期点検	1/年				毎年実施
					オイルサービスタンク	灯油495L	1						
				○	地下式オイルタンク	灯油10kL	1	気密点検 (配管類含む)	3年				H31実施項目

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考			
								内容	周期	リスト	交換頻度					
駐屯地紙裁断機保守	63	紙裁断機保守	1F	設置場所：陸上自衛隊衛生学校	紙裁断機(大)	HS4000	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各部ボルト等の締付 ・電気系統の接続 ・基盤の動作及び接続 ・操作パネルの表示ランプの点灯、 スイッチ類、センサーの動作 ・制御機能の動作 ・モーター部及び減速機の異常音の有無 ・チェーン・ギア・ベアリング等の 点検、清掃及び調整 ・送りベルト等の点検、清掃及び調整 ・カッター部の点検・清掃・ 潤滑油量の確認及び補充 ・残存物の撤去及び清掃 ・その他製造者が示す点検項目 	1/年							
					紙裁断機(中)	NX-506SP	1									

1 件 名 冷却水用薬品注入装置保守点検整備等作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省防衛装備庁電子装備研究所

3 総則

3.1 適用範囲

本仕様書は防衛装備庁電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の保守点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

4 役務に関する要求

4.1 概要

本作業は、冷却水用薬品注入装置の冷房運転前、冷房期間中及び冷房運転終了時の保守、点検及び整備等を実施するものである。

4.2 役務の内容

4.2.1 冷房運転前の保守点検整備等

4.2.1.1 薬液タンク

(1) 外観点検

液漏れ、破損等状況点検

4.2.1.2 薬注ポンプ

(1) 外観点検

液漏れ、破損等状況点検

(2) 作動確認

手動運転・ON/OFFタイマーの設定確認

(3) エア抜き

エア抜き及び薬品の送液を確認

(4) 吐出量確認、調整

時間当たりの吐出量確認、調整

4.2.1.3 自動ブロー装置

(1) 電動ボール弁

開閉確認

(2) 電極センサ

(a) 電極部清掃

(b) 設置位置確認

(c) 作動幅確認

(3) 補正及び調整

簡易測定結果より必要に応じて調整

4.2.1.4 その他

(1) 薬液補充

- 薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
 - (2) 補給水確認
 - 対補給水薬品濃度を確認
 - (3) 水質分析調査（冷房期間）
 - 補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 2 冷房運転中の保守点検整備等
 - 4. 2. 2. 1 薬液タンク
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 2. 2 薬注ポンプ
 - (1) 外観点検
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - (2) 作動確認
 - ON/OFFタイマーの設定を確認
 - (3) 吐出量確認、調整
 - 時間当たりの吐出量確認・調整
 - (4) エア抜き
 - エア抜き及び薬品の送液を確認
 - (5) ブレードホース
 - 液漏れ、破損等状況点検
 - 4. 2. 2. 3 自動ブロー装置
 - (1) 電動ボール弁
 - 開閉確認
 - (2) 電極センサ
 - (a) 電極部清掃
 - (b) 設置位置確認
 - (c) 作動幅確認
 - (3) 補正及び調整
 - 簡易測定結果より必要に応じて調整
 - 4. 2. 2. 4 その他
 - (1) 薬液補充
 - 薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
 - (2) 補給水量確認
 - 対補給水薬品濃度を確認
 - (3) 水質分析調査
 - 補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
 - (4) レジオネラ属菌分析調査
 - 冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 3 冷房運転終了後の保守点検整備等

- 4. 2. 3. 1 薬液タンク
 - (1) 外観点検
液漏れ、破損等状況点検
- 4. 2. 3. 2 薬注ポンプ
 - (1) 外観点検
液漏れ、破損等状況点検
- 4. 2. 3. 3 自動ブロー装置
 - (1) 電極センサ
電極部清掃
- 4. 2. 3. 4 その他
 - (1) 操作盤
薬液装置・ブロー装置の主電源OFF
 - (2) 補給水量確認
対補給水薬品濃度を確認
- 4. 2. 4 保守点検整備等作業報告
 - 4. 2. 4. 1 メンテナンス報告書
冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備作業終了後、メンテナンス報告書を作成するものとする。
 - 4. 2. 4. 2 水質分析結果報告書
循環水1系統、補給水1系統について水質分析をおこない、冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備終了後、水質分析結果報告書を作成するものとする。
 - 4. 2. 4. 3 レジオネラ属菌試験成績書
冷却水についてレジオネラ属菌分析をおこない、冷房運転中（7月～8月）の毎月1回の計2回、レジオネラ属菌分析試験、成績書を作成するものとする。
- 4. 2. 5 保守点検整備等実施時期
保守点検整備等実施時期については原則として毎月月末とし、冷房運転前（6月）、保守点検整備等実施運転中（7月～8月）2回、冷房運転終了後（9月）に1回の計4回実施するものとする。
なお、実施時期について変更する場合は官と調整を行うものとする。

5 検査

- 2. 2項について、提出書類により検査を実施する。

6 役務実施場所

防衛装備庁電子装備研究所 冷暖房機械室

7 その他の指示

- 7. 1 契約相手方は契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、日程等の調整を行うものとする。
- 7. 2 本作業に必要な資材・機材及び薬液以外の消耗品は、契約相手方において準備するものとする。
ただし、薬品タンクに補充する薬品については官で準備するものとする。

- 7. 3 契約相手方は、2. 2. 4で作成したメンテナンス報告書、水質分析結果報告書及びレジオネラ属菌試験成績書をそれぞれ1部ずつ、作成後速やかに官に提出するものとする。
- 7. 4 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分をするものとする。
- 7. 5 本作業の実施に当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、予め養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合、速やかに原状に復するものとする。
- 7. 6 本作業を実施するに当たり、契約相手方は本仕様書に規定する範囲内において、官の保有する施設及び物品等を使用する必要がある場合、予め官と別途協議のうえ、無償で支援を受けることができるものとする。

8 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

1 件 名 電気工作物保安管理業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省防衛装備庁電子装備研究所

3 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、特高受電所から供給されている防衛装備庁電子装備研究所内の各施設の電気工作物保安管理業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）

イ 陸自東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊通第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、庁舎本館及び光・電子実験棟、並びに電波暗室の電気工作物の保安管理業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

電気工作物の点検

ア 保安規定に基づく通常点検（毎月1回、合計12回）を行う。

イ 保安規定に基づく定期点検、または精密点検（年1回）に保安監督として立ち会いを行う。

ウ 通常点検の実施内容については、関連法規及び保安規定によるほか、別途官と契約する電気工作物の保安業務に関する契約書のとおりとする。

(エ) 上記役務は、電気主任技術者の資格を有する者が実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所

防衛装備庁電子装備研究所（付図参照）

7 役務対象施設

本役務の対象となる施設は、別紙第1～3に示すとおりとする。

8 役務実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日とする。

9 その他の指示

(1) 本役務に必要な資材、機材及び消耗品は、契約相手方において準備するものとする。

(2) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官

と協議のうえ、無償で支援を受けることができる。

- (3) 契約相手方は、通常点検の実施日については、事前に官と協議のうえ、日程の調整を行うものとする。
- (4) 契約相手方は、毎月の通常点検終了後、自家用電気工作物点検月報を施設ごとに1部官に提出するものとする。また、定期点検、若しくは精密点検終了後、点検実施結果に基づく監督者所見を1部官に提出するものとする。

庁舎本館自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6 kV		
	配電盤	高圧受電盤・饋電盤・コンデンサー盤 低圧電灯変圧器盤（一般系統） 低圧電灯変圧器盤（器材系統） 低圧動力変圧器盤（UPS系統） 低圧動力変圧器盤（一般系統） 低圧動力変圧器盤（器材系統）		
	遮断器	VCB受電用： 7.2 kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6 kV × 1回線		
	変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100 kVA	2台
150 kVA			1台	
200 kVA			1台	
300 kVA			2台	
合計			6台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6 kV 210-105V 100 kVA	2台	(株)東芝	平成14年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
2	3φ3W 6.6 kV 210V 150 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
3	1φ3W 6.6 kV 210-105V 200 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
4	3φ3W 6.6 kV 210V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	
5	3φ4W 6.6 kV 420-240V 300 kVA	1台	(株)東芝	平成14年度	

光・電子実験棟自家用電気工作物内訳

変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高压受電盤・コンデンサー盤 低压電灯変圧器盤（一般系統） 低压電力変圧器盤（器材系統） 低压動力変圧器盤（一般系統）		
	遮断器	VCB受電用： 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
変圧器	屋内変圧器 (QB型)	100kVA	1台	
		200kVA	2台	
		300kVA	2台	
		合計	5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV	1台	愛知電機(株)	平成3年度	構内電力系統図は 付図のとおり。
	210-105V 200kVA				
2	3φ3W 6.6kV/3.3kV	2台	愛知電機(株)	平成3年度	
	210V 300kVA				
3	3φ3W 6.6kV	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	
	210V 100kVA				
4	1φ3W 6.6kV	1台	(株)ダイヘン	平成21年度	
	210-105V 200kVA				

電波暗室自家用電気工作物内訳

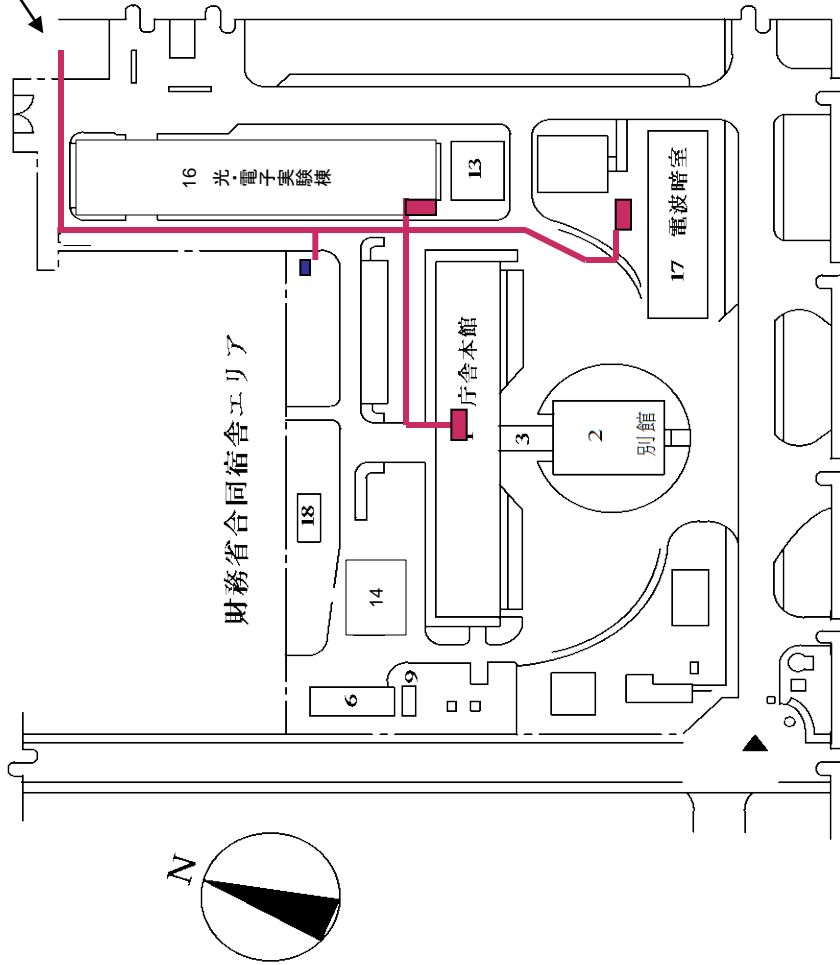
変電室	契約電力	陸上自衛隊衛生学校にて一括契約		
	受電電圧	6.6kV		
	配電盤	高圧受電盤・コンデンサー盤（一般電灯） 低圧動力変圧器盤（一般系統） 低圧電灯変圧器盤（器材系統） 低圧動力変圧器盤（器材系統） 電源盤（CVCF）		
	遮断器	VCB受電用 7.2kV 600A 20kA		
	配電線路電圧	6.6kV × 1回線		
	変圧器	屋外キュービクル	20kVA	1台
50kVA			2台	
75kVA			1台	
150kVA			1台	
合計			5台	

	変圧器容量	台数	製造社名	設置年度	備考
1	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 20kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	構内電力系統図は付図のとおり。
2	1φ3W 6.6kV/3.3kV 210-105V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
3	3φ4W 6.6kV/3.3kV 210-121V 50kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
4	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 75kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	
5	3φ3W 6.6kV/3.3kV 210V 150kVA	1台	(株)東芝	平成7年度	

防衛装備庁 電子装備研究所建物配置図

新中央病院変電所より受電6, 600V

建物番号	建物名	称
1	庁舎	本館
2	別館	館
3	渡廊	下
6	器材	庫
9	自転車	置場
13	冷凍房	機械室
14	ドライ	パー控室
16	光・電子	実験棟
17	電波	暗室
18	倉庫	



■ 変電設備

1 件 名 警備・受付業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省防衛装備庁電子装備研究所

3 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、警備・受付業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

ア 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）

イ 三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令（昭和30年12月27日防衛省訓令第79号）

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、防衛装備庁電子装備研究所が管理する施設において、外来者の受付・案内、施設の警備、構内の警備及び出入り者の監視等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止に当たる業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

請負業者は、『3 総則』に記載されている事項及び文書等を遵守するとともに官と連携し、次の業務を行うものとする。

なお、細部については、従事基準（別紙第1）によるものとする。

ア 受付・案内等

(ア) 外来者・面会者の受付・案内

(イ) 外来車両の誘導、指示及び関係部署への連絡調整

(ウ) 郵便物、宅配便及びメール便業者への対応

(エ) 電話対応

イ 警備等

(ア) 建物内及び建物外周の警備

(イ) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検

(ウ) 建物、事務室及び窓等の施錠確認

(エ) 施設の破損等不良箇所の発見・報告

ウ 鍵の授受

(ア) 鍵の保管・管理

(イ) 鍵の授受及び鍵授受簿の管理

エ その他

(ア) 緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものとする。

(イ) 官側より貸与される室については常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする

る。

(ウ) 外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。

(エ) 08:30に当直勤務者から業務（申し送り事項）の引継ぎを受け、17:15に当直勤務者に業務を引き継ぐものとする。

(オ) 従事者記録及び業務日誌に必要事項を記入し、官に提出するものとする。

(3) 従事者の資格

ア 実務経験を有する者又はこれに準ずる者

イ 心身ともに健全で、業務遂行に支障をきたさない者

(4) 役務実施期間及び従事時間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、土日祝祭日及び年末12月29日～年始1月3日までを除く。従事時間は、08:15から17:15の間とする。

5 検査

4. 2項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所等

(1) 役務実施場所

防衛装備庁電子装備研究所

(2) 警備範囲

ア 守衛業務の警備対象範囲は、防衛装備庁電子装備研究所が管理する施設及び構内とする。

イ 防衛装備庁電子装備研究所の配置及び巡視経路等は別図に示すとおり。

7 その他の指示

(1) 請負業者は、従事者名簿2部を契約後速やかに官に提出し、承認を受けるものとする。なお、従事者名簿には経歴書及び健康診断書を添付するものとする。

(2) 提出書類 契約相手方は、表の提出書類を官に提出すること。

表

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	警備業務概要記載書	1部	契約後速やかに	警備業法第19条に基づく書類
2	従事者記録	1部	月初	別紙第2参照
3	業務日誌	1部	毎日	別紙第3参照

(3) 官側の支援

ア 机、椅子、ロッカー等業務遂行に必要な備品

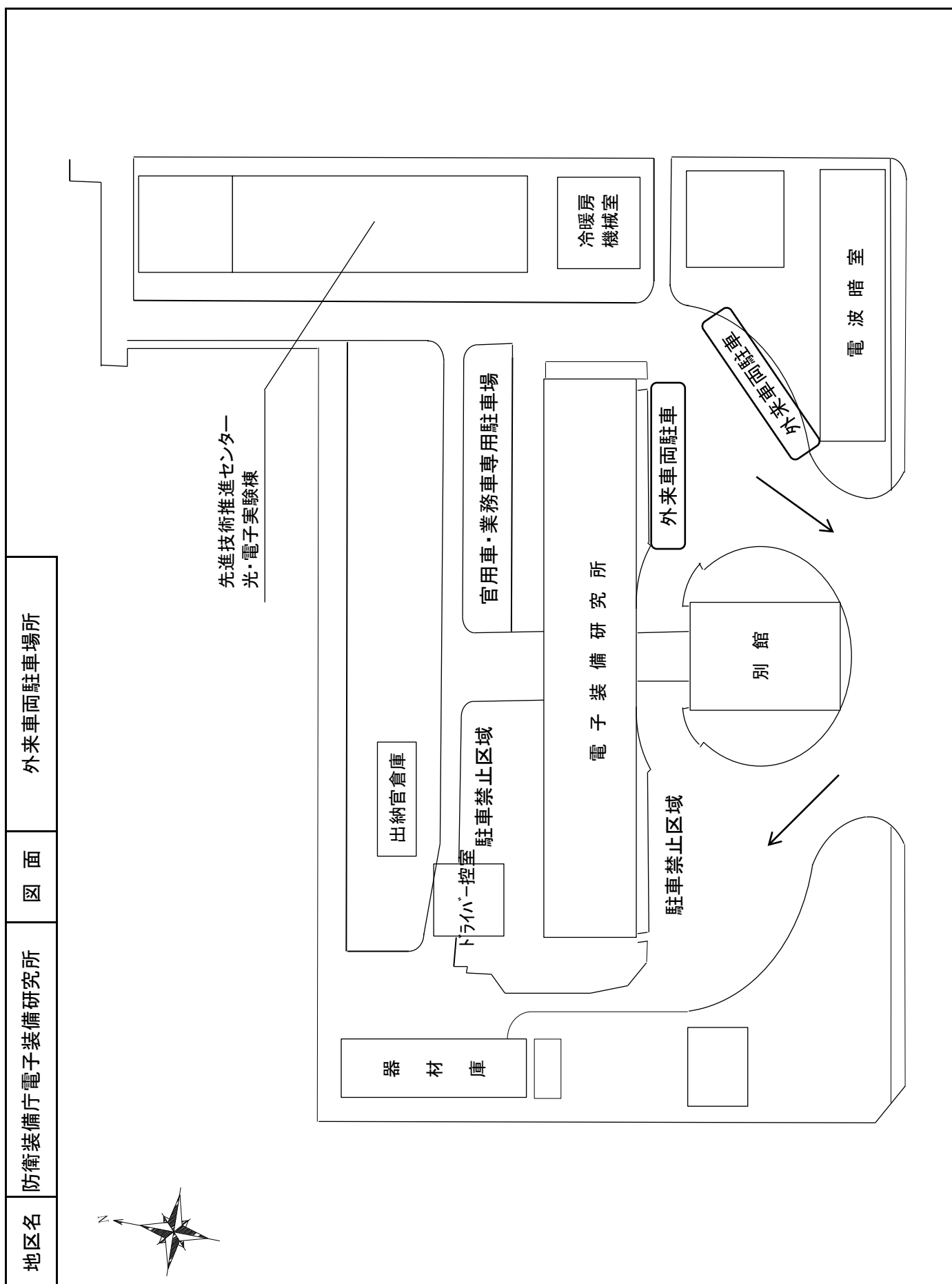
イ 業務遂行に必要な機器類、消耗品等

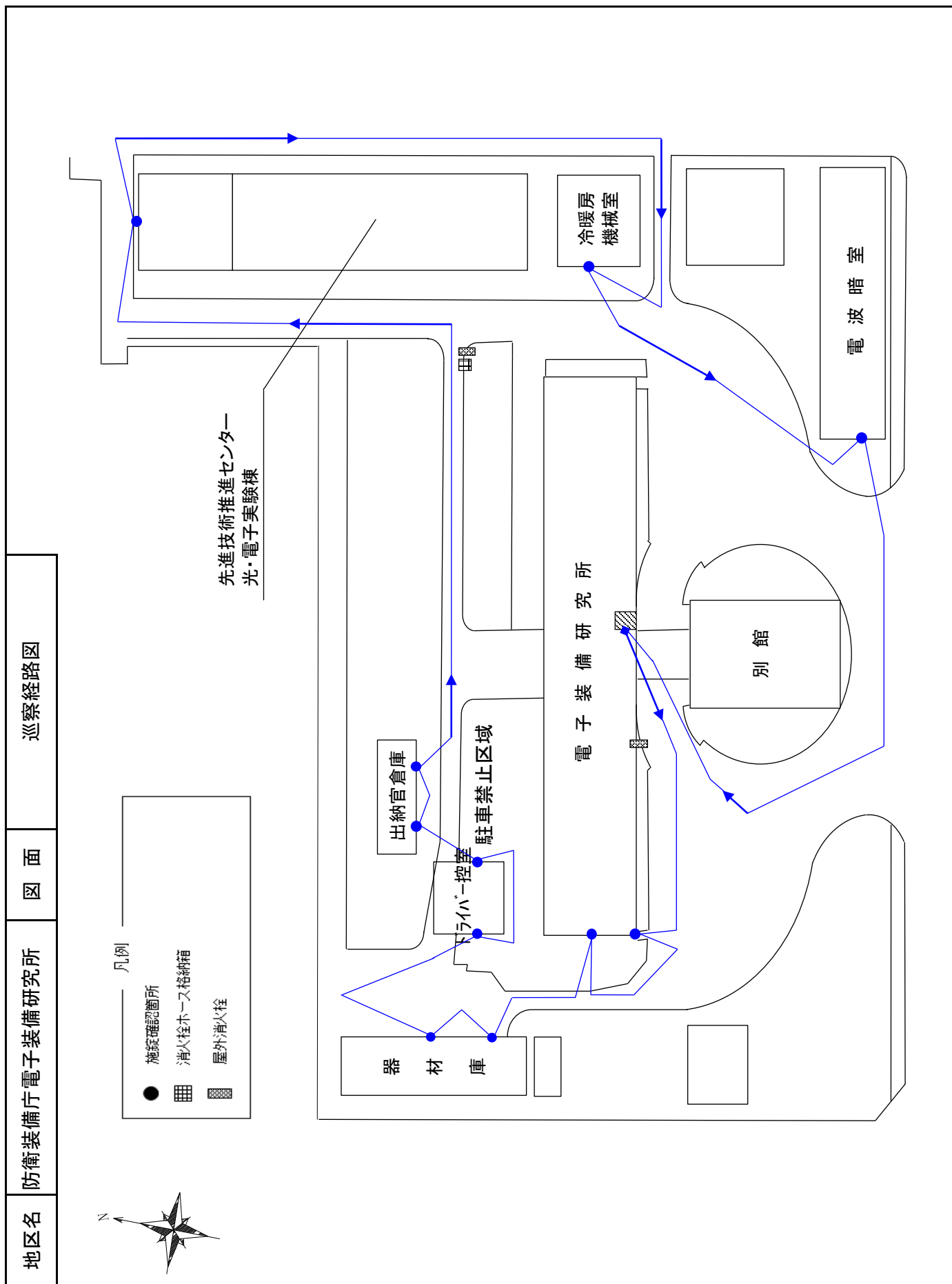
ウ 業務遂行に必要な電気及び水道

(4) 請負業者の負担

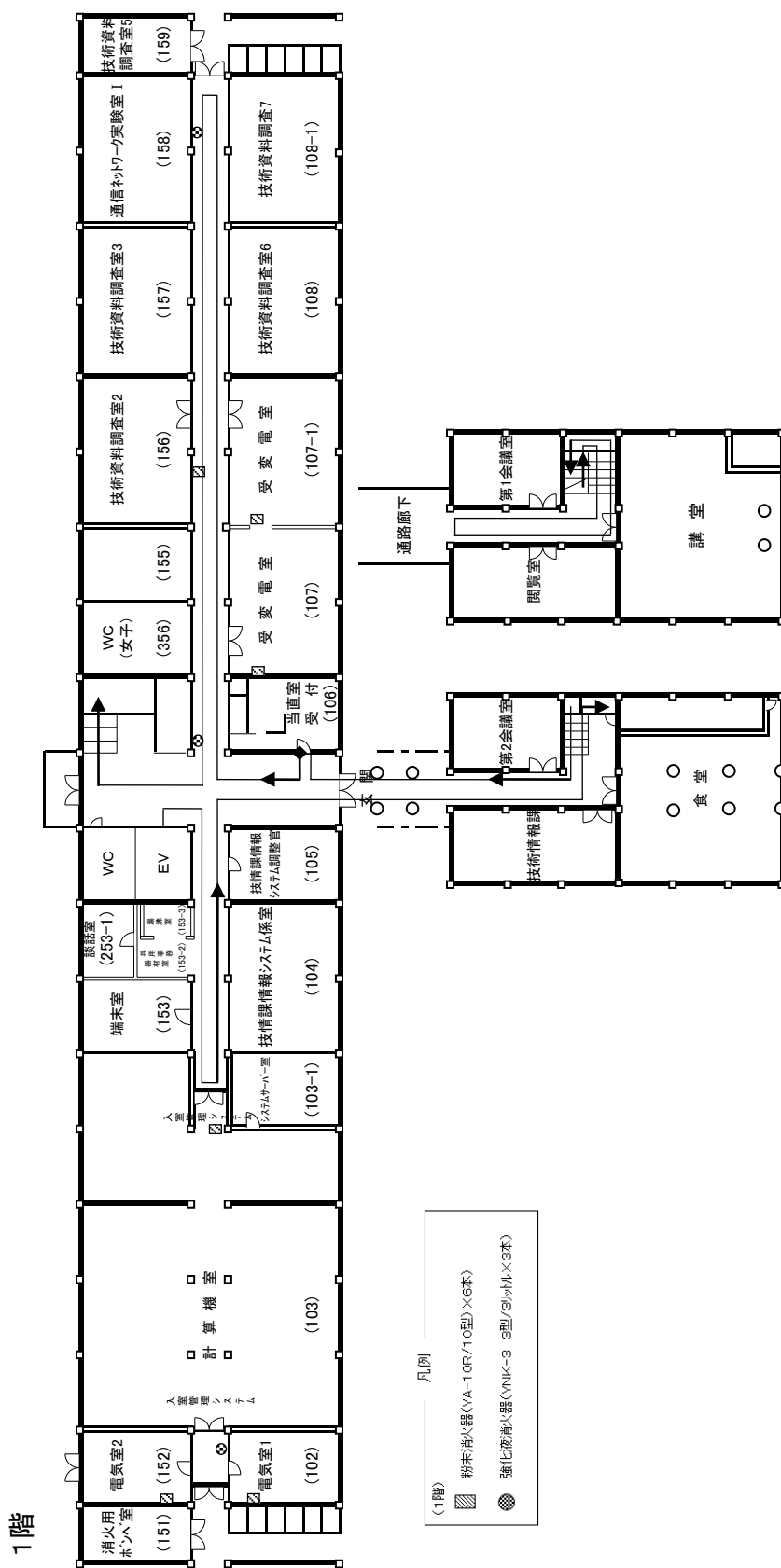
ア 従事中の労務災害、事故等の負担

- イ 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任
 - ウ 従事者の制服、靴、帽子、名札等
 - エ 従事者の安全対策、健康管理
- (5) 請負業者は、本役務履行にあたり知り得た内容について守秘義務を負うものとし、その効力は契約履行後も持続するものとする。
 - (6) 官側が従事者の従事上、その他の理由により不相当と判断した場合、請負業者に対し交代を命じることが出来るものとする。
 - (7) 請負業者は、従事者が疾病等により従事できない場合、交代者を従事させるものとする。
 - (8) 請負業者は、従事者に対し風紀、規律及び安全管理責任を負うものとする。
 - (9) 従事者は、本役務遂行に当たり着替えを行う際は、官の指定する控え室において行うものとする。
 - (10) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

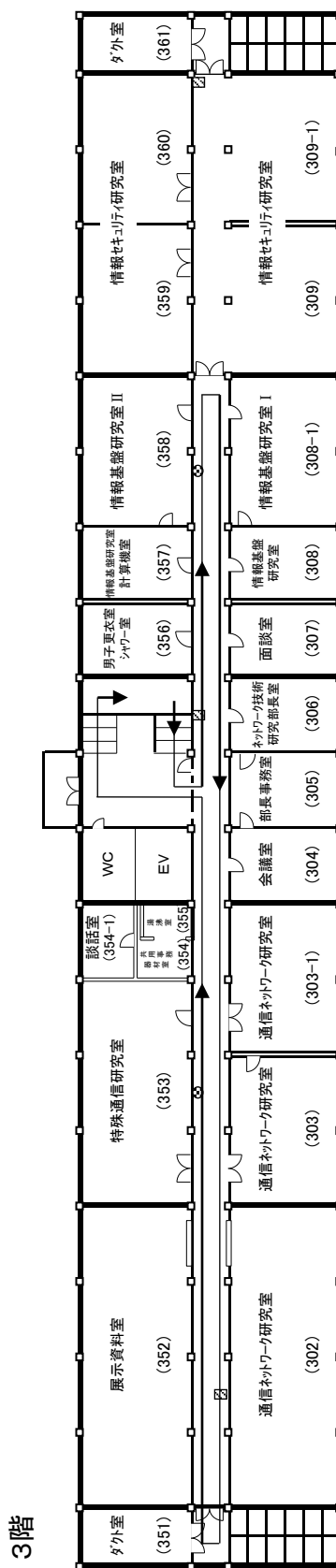
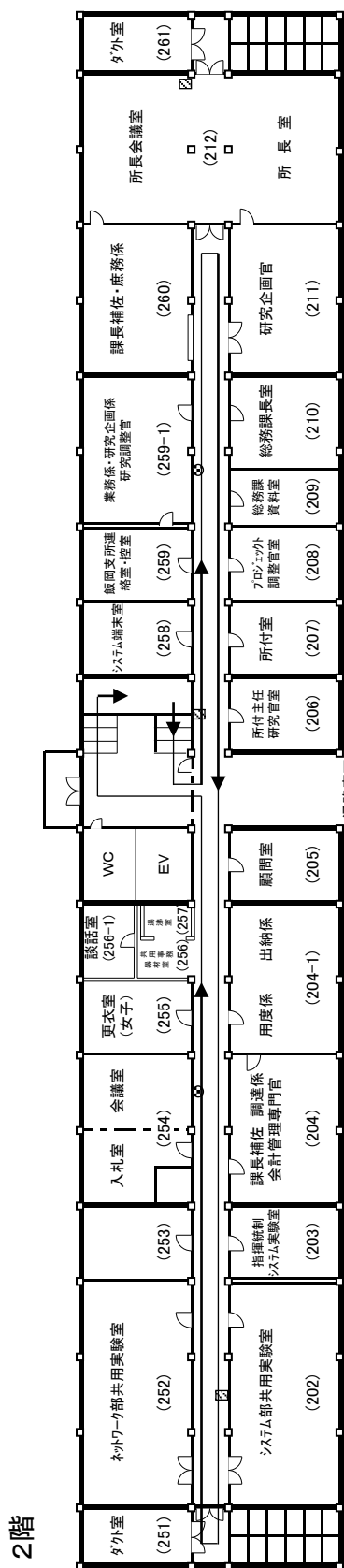




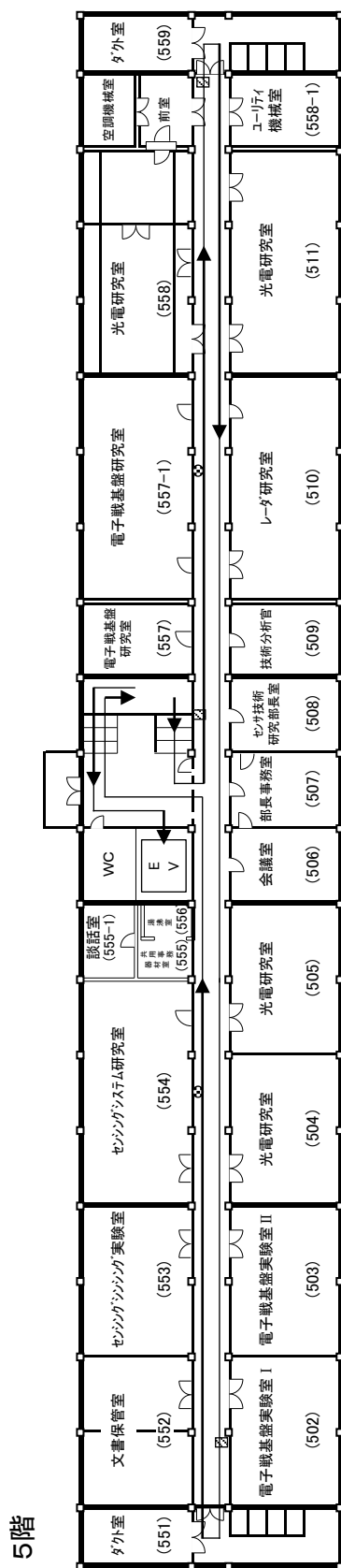
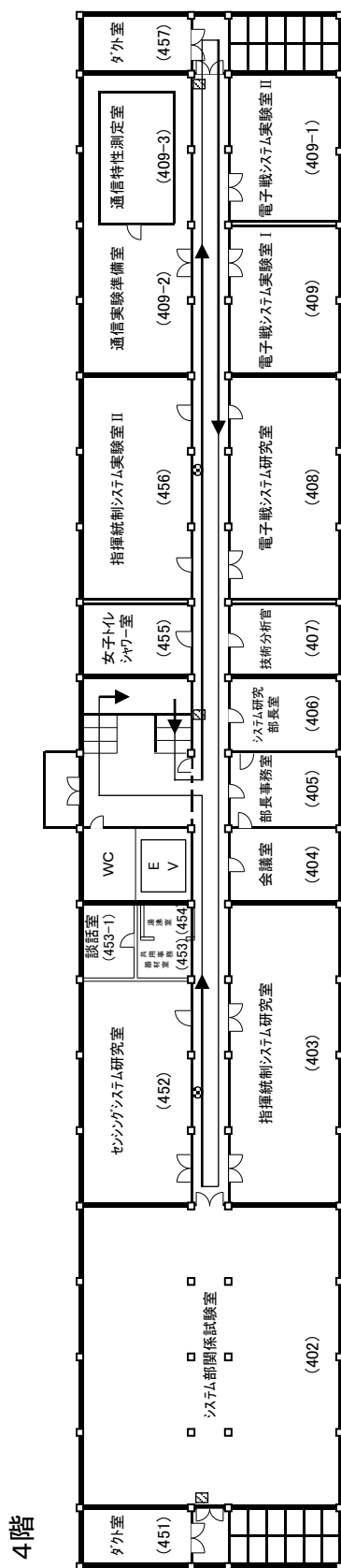
庁舎本館内巡察経路図



庁舎本館内巡察経路図

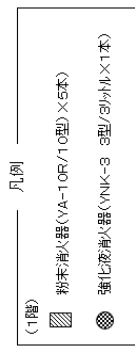
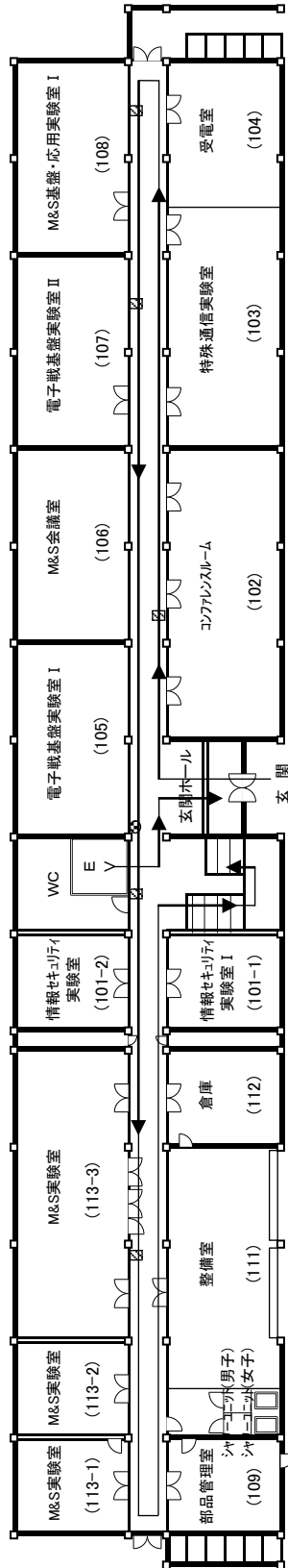


庁舎本館内巡察経路図

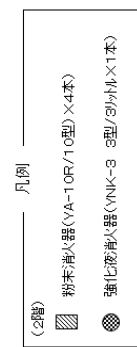
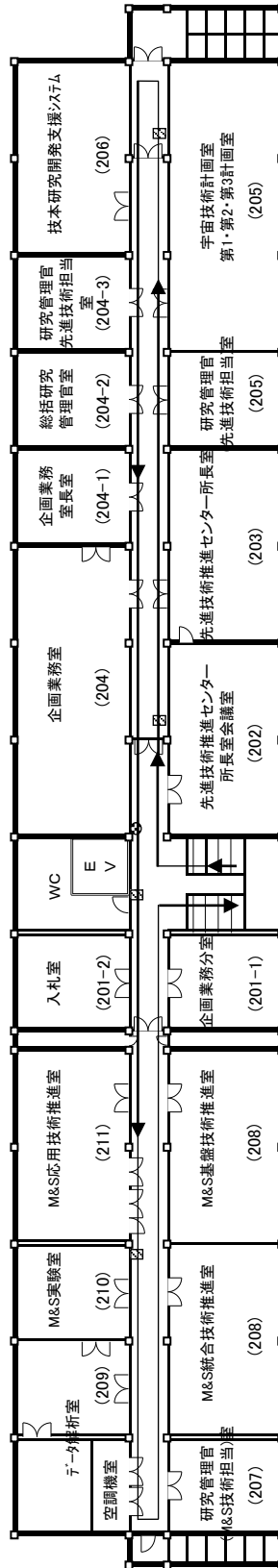


光・電子実験棟内巡察経路図

1階

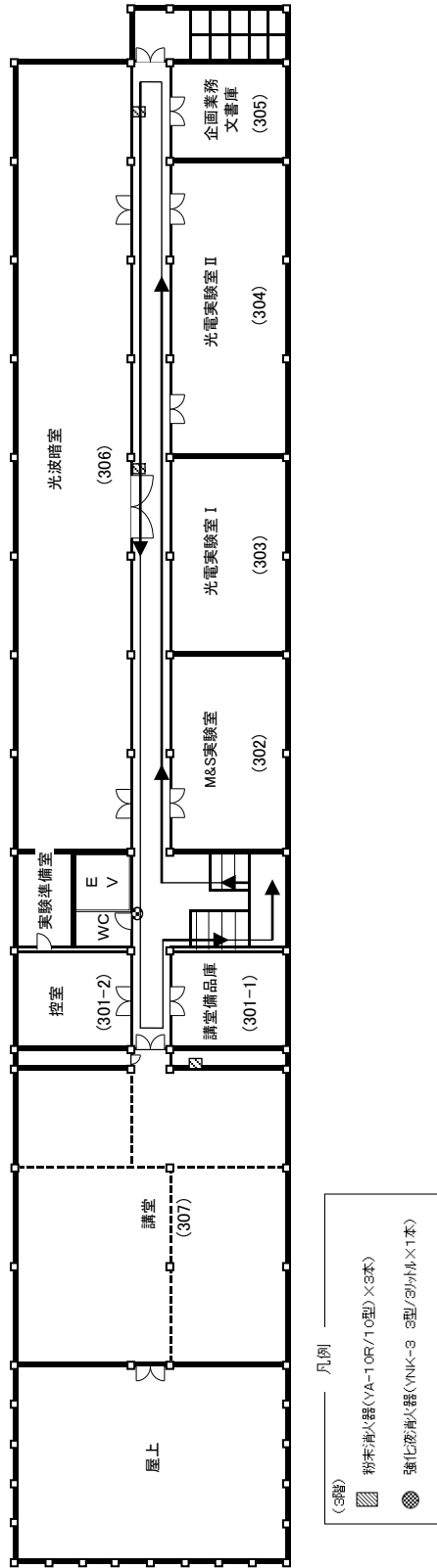


2階

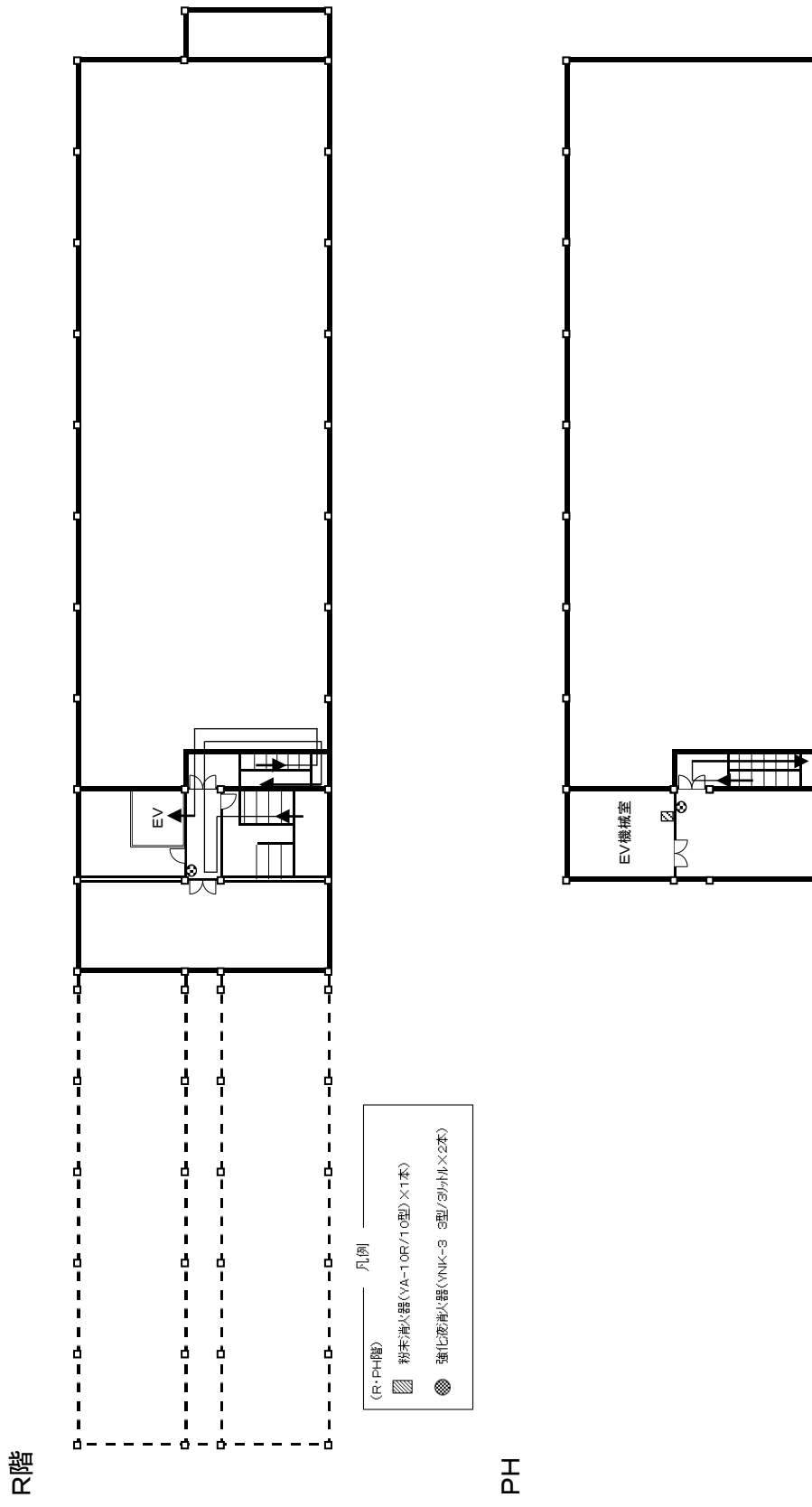


光・電子実験棟内巡察経路図

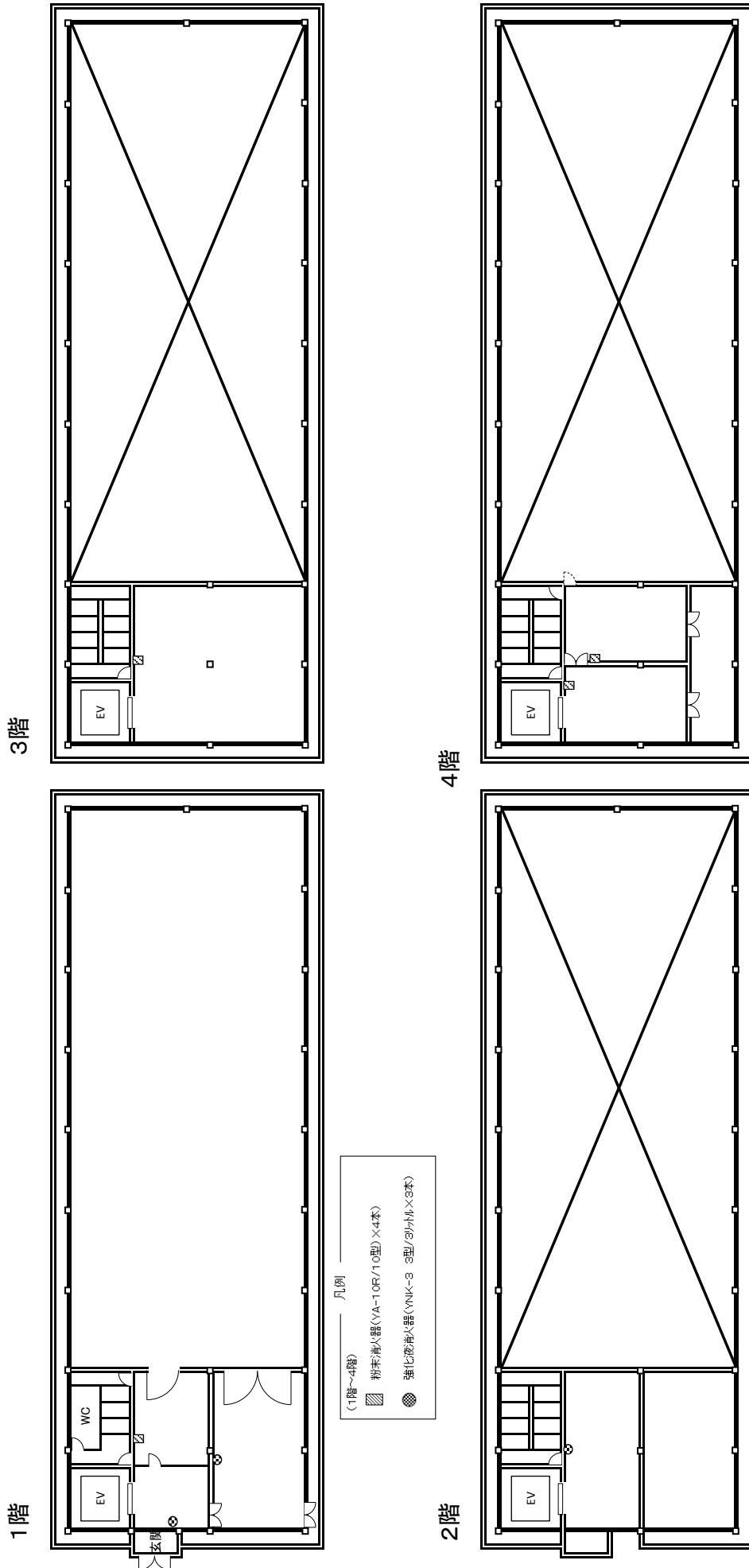
3階



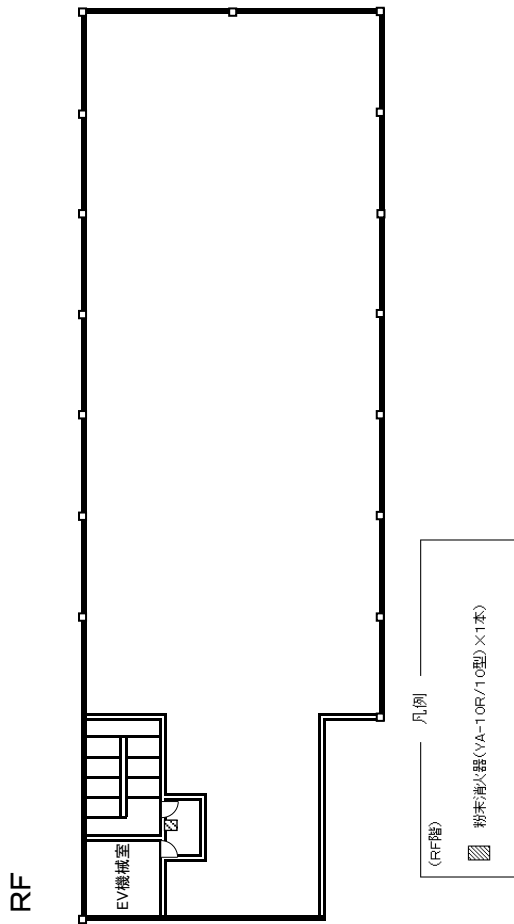
光・電子実験棟内巡察経路図



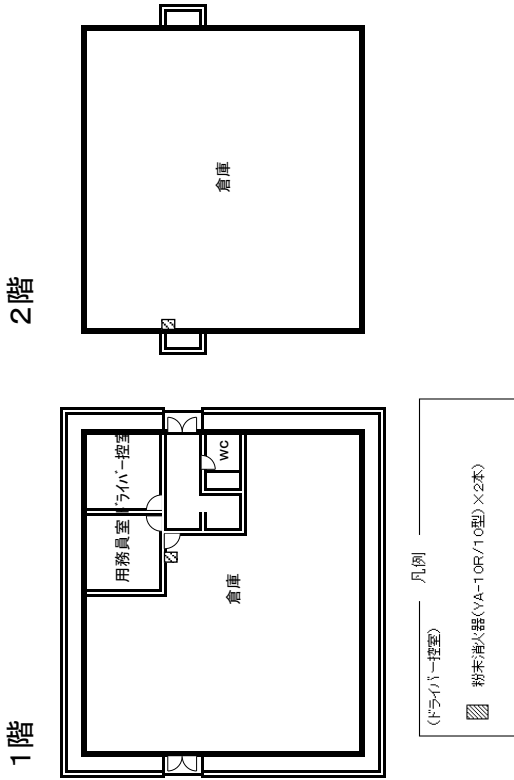
電波暗室消火器配置図



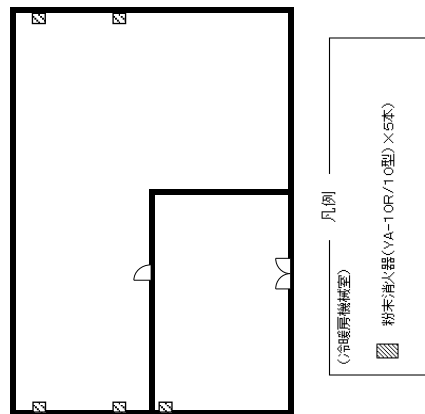
電波暗室消火器配置図



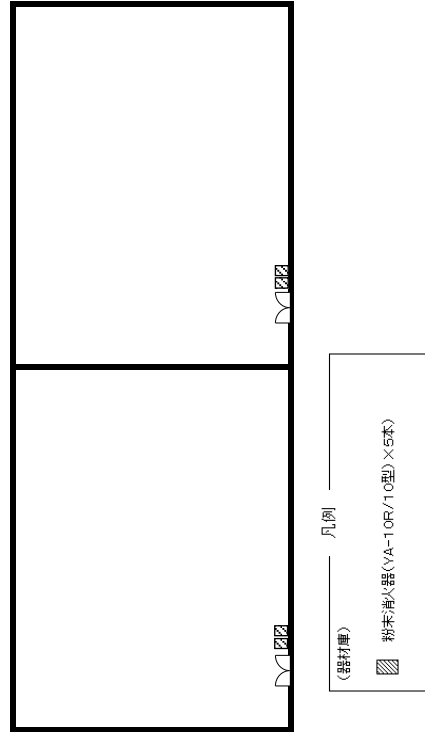
ドライバークラウド消火器配置図



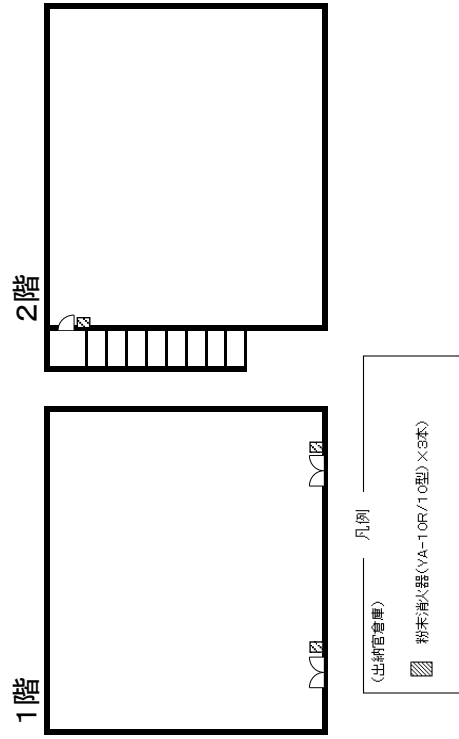
冷暖房機械室消火器配置図



器材庫消火器配置図



出納官倉庫消火器配置図



従事基準

項目	時間	0830	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1715	備考
仕事時間		←	0830引継ぎ	巡査								1715引継ぎ	待機場所は、守衛室内とし、外来者の対応をする。更衣場所は、受付・当直室とする。
受付・案内等			1 面会証の受付・保管 2 通門証の案内（原則として、守衛室及び正面玄関周辺において案内をすること。） 3 外来者の案内（原則として、職員及び研究内容についての問い合わせについては、総務課庶務係まで転送すること。） 4 電話対応（ただし、関係部署との連絡調整） 5 関係部署との連絡調整 6 面会証及び通門証による外来者入門受付者数の記録及び保管 7 その他（出表示装置の操作、当直用シーツ等の受渡、正面玄関周辺の及び守衛室の環境整備等）										受付要領等については、官において別途指示する。 面会証 通門証 外来者受付名簿
鍵の授受			1 職員登庁時における鍵の引き渡し 2 職員退庁時における鍵の受領及び保管 3 上記以外における鍵の授受 4 その他（鍵の授受については、鍵控受簿に必ず所属、氏名を記入させること。）										鍵控受簿
郵便・宅急便及びメール便業者への対応			1 守衛室において受領せずに総務課庶務係へ持って行くよう指示すること。なお、郵便物、宅急便及びメール便業者については、面会証の記入を要しないので、不審物を所持していないか、素振りに不審な点はないか観察した上で指示すること。 2 総務課庶務係が不在の場合は、業務日誌に受領時間及び部数等を記載し、速やかに総務課庶務係に引き渡すこと。										
外来者の誘導・指示及び関係部署への連絡			1 用件の確認（当研究所から許可されていない車両については移動させること。） 2 駐車場の指示（西側地区駐車場は、避難場所等と使用するため駐車禁止） 3 その他（特に不審車両については、総務課庶務係へ連絡すること。）										
建物内及び構内（建物外周）の警備（巡査）			1 建物内巡査 毎週月曜日1回実施（休日の場合は、翌日に実施する。）1500～1530 2 構内巡査 毎日2回実施 第1回巡査 1000～1020、第2回巡査 1500～1520 3 巡査中は、受付・案内業務を休止し、外来者の受付については、総務課庶務係で対応している旨の掲示版を受付窓口に掲示しておくこと。 4 巡査中は、特に火災、盗難の予防、不法侵入の防止及び危険防止等に注意すること。 5 巡査中に不審物、不審者及び事故等を発見した場合は、排除又は応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けすること。 6 その他に巡査結果を業務日誌に記載すること。										
消火器・消火栓・防火扉・排煙設備・火災報知器等の目視点検			1 巡査中に消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検を行うこと。 （ただし、巡査経路に配置されている物のみとする。） 2 異常を発見した場合は、応急措置等の必要な措置を講じるとともに官に報告し、その指示を受けすること。 3 その他に巡査結果を業務日誌に記載すること。										
扉及び窓の施錠確認			1 巡査中に扉及び窓の施錠確認（ただし、扉は常時閉鎖場所を含む。）を行うこと。 2 施錠がしていない場合は、施錠すること。 3 その他に巡査結果を業務日誌に記載すること。										
その他			1 巡査時以外で守衛室を離れる場合は、事前に総務課庶務係に連絡をすること。 2 職員不在時の執務室等及び施錠された事務室等に立ち入る場合には、原則として、事前に総務課庶務係と調整をすること。 3 業務遂行に当たっては、陸上自衛隊三宿駐屯地及び電子装備研究所の諸規則を遵守し、官の指示に従うこと。										

従 事 者 記 録 簿

平成 年 月分

日	曜日	氏 名	従事時間	時間	検査官印	備 考
1			～			
2			～			
3			～			
4			～			
5			～			
6			～			
7			～			
8			～			
9			～			
10			～			
11			～			
12			～			
13			～			
14			～			
15			～			
16			～			
17			～			
18			～			
19			～			
20			～			
21			～			
22			～			
23			～			
24			～			
25			～			
26			～			
27			～			
28			～			
29			～			
30			～			
31			～			

※ 従事時間終了後、速やかに総務課庶務係に提出すること。

総務課長	課長補佐	庶務係長	担当者

業 務 日 誌

平成 年 月 日 (曜日) 天候

従事者氏名 受付・案内 (1) 不番者の有無及び対応 (2) 通門証による面会者数 面会証による面会者数 (3) その他	印 不番者の氏名等	外部からの連絡事項
2 外来車両 (1) 不番車両の有無及び対応 (2) その他	不番車両のナンバー等	その他特記事項 (1) 主要な来所者 (2) 行 事 (3) 工 事
3 郵便物、宅急便、メール便等(総務課庶務係員が不在の場合のみ受領)		(4) 当直用シーツ等接受 引渡 シーツ 枚 受領 シーツ 枚 枕カバー 枚 枕カバー 枚 毛布 枚 毛布 枚 (5) その他
4 建物内巡察(毎週月曜日：1500～1530)/構内巡察(毎日1000～/1500～/ただし、建物内巡察日は午前のみ実施) (1) 不番物、不番者等の有無及び対応 午前： 午後： (2) 危険箇所の有無、状況及び処置 午前： 午後： (3) 消火器、消火栓、防火扉、排煙設備及び火災報知器等の異常の有無(目視点検)、状況及び処置 午前： 午後： (4) 扉の施錠の確認 午前： 午後： (5) 施設の破損等の有無、状況及び処置 午前： 午後： (6) その他		(引継後、当直勤務者は、記名、押印をすること。) (朝) 当直勤務者名 _____ 印 (夕) 当直勤務者名 _____ 印

※ 従事時間終了後、速やかに総務課庶務係長に提出すること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
非常用 電源 機用 保子備	67	非常用予備発電機保守	一	設置場所：陸上自衛隊衛生学校 非常用予備発電機	陸上自衛隊衛生学校	定格出力：6.6KV 500kW (燃料：軽油)	1	1月例点検	12/年				発電機：明電舎 エンジン：ホルボ
								年次点検	1/年				

1 件 名：樹木剪定・庭園管理

2 業務場所：東京都世田谷区池尻1-2-24 三宿地区内

3 総 則

本仕様書は、三宿地区内の樹木剪定及び庭園管理について規定する。

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、自衛隊中央病院（職能棟含む）並びに医実隊庁舎の屋上庭園管理、及び防衛施設庁電子装備研究所廻り等の伐採を委託するものである。

(2) 役務の内容

作業対象区分毎の作業内容は別紙第1及び別紙第2「作業対象毎の作業内容」に示すとおり。

5 一般事項

(1) 本業務の実施にあたっては、関係諸法令、条例等を遵守するものとする。

(2) 仕様書に記載なき事項で、その内容に疑義を生じた場合は、官側及び監督官と協議しその指示に従い実施するものとする。

(3) 庁舎内施設への立入りについては、定められた関係規則に従うものとする。

6 特記事項

(1) 自然樹形を基本に、樹種特性に応じた樹形の骨格づくり、樹冠の整形、危険枝の除去を行う。

(2) 作業の周知は、原則として実施の一週間前までにご連絡する。

(3) 作業中に、トラブル及び事故の無いように、充分注意する。

※ 発生した場合は、速やかに報告し、指示を仰ぐ。

(4) 工事・作業に伴う発生材は、官側の指示に従う。

※ 処分にあたっては、関係法令を厳守する。

発生材（枝草など）は、リサイクル処理場に搬出し堆肥化もしくは、一般清掃工場に搬出する。

(5) 植物管理に関する緊急時の対応については、速やかに関係各位に報告し、指示をうける。

7 実施要領

(1) 作業場所及びメンテナンス周期

別紙第3「各箇所メンテナンス内容及び周期表」のとおり。

(2) 作業区分毎実施要領

ア 樹木管理工

(ア) 剪定は、対象樹木の剪定とする。

(イ) 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。

(ウ) 高・中木整容剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。

(エ) 作業においては、切り落とす枝など落下位置を確認し、通行人の安全確保に万全を期するものとする。

(オ) 生垣の刈込みは、枯木は、根元より切り取り、天端を揃え一定の幅定めて両面の刈込みとする。

(カ) 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。

イ 地被管理工

- (ア) 地被類手入れに関して(芝刈)一般的に、地際3cm内外とする。
- (イ) 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に
- (ウ) 刈り取った残材は、指示の通り処理する。
- (エ) 芝刈りの刈高は、3~5cm内外とする。
- (オ) 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。
- (カ) 刈り取った残材は、指示の通り処理する。

ウ 補殺・薬剤防除工

病院内の樹木管理ですので、極力薬剤による補殺を避け発見次第、葉についた幼虫ごと取り除き除去する。著しく発生が多い時は、薬剤による殺虫とする。
ツバキ・サザンカなどに発生するチャドクガに関しては、毛に毒があり人的被害も多いため発生が分かり次第殺虫する事にします。

(3)実施内容

- ア 落葉高木類に関しての管理
落葉高木特にサクラ剪定にかんしては、太枝はできるだけ切らず、障害枝の手入れにとどめる。
- イ 常緑高木類に関しての管理
(ア) 常緑高木類に関しては、6~7月ごろまでに、夏季剪定とし軽い剪定とする。
(イ) 3~4年に1回は、基本的剪定とする。
- ウ ㊦ 中木類に関しての管理
(ア) 中木類に関しては、6~7月ごろまでに、夏季剪定とし軽い剪定とする。
(イ) 花木類は、花後の剪定とする。
- エ 低木類に関しての管理
ツツジ類の花後の刈込作業とし、11月ごろに徒長枝の整姿手入れとし、年2回の作業とする。
- オ 地被類に関しての管理
地被類は、除草と同作業とし、年3回の作業とする。
- カ エントランス装飾に関しての管理
1階エントランス内に装飾を設置し、年7回の入れ替えを行い季節感を演出する。

8 安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

9 提出書類

請負者は、指定期日までに本役務に関する書類を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。
なお、提出書類については別途指示する。

作業対象毎の作業内容

作業対象箇所	作業内容
6階北側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。 2. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。 3. 病虫害防除について 風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。 4. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。 5. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。 6. 建物内を通行する際は、床を汚さない様にウエス等の足ふきを用意すること。 7. 不具合（枯れ木等）が発生した場合は、官側に相談し、対応する。
5階北側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。 2. 高・中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。 3. 生垣の刈込みは、枯木は、根元より切り取り、天端を揃え一定の幅定めて両面の刈込みとする。 4. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。 5. 地被類手入れに関して（芝刈）一般的に、地際 3cm内外とする。 6. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。 7. 病虫害防除について 風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。 8. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。 9. 植え込み内に、自動灌水装置の配管が配置されている為、除草の際の機械刈りの際は、配管に充分注意をして、作業する事。 10. 不具合（枯れ木、支柱の経年劣化等）が発生した場合は、官側に相談し、対応する。 11. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。
4階西・南側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。 2. 高・中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。 3. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。 4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。 5. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。 6. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。 7. その他、担当師長等から指示、要望があった場合は、なるべく、その指示・要望に従うこと。 8. 建物内を通行する際は、他の通行者に十分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様充分に注意すること。 9. 不具合（枯れ木、支柱の経年劣化等）が発生した場合は、官側に相談し、対応する。 10. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。
4階東側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする。 2. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。 3. 建物内を通行する際は、他の通行者に十分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様充分に注意すること。

作業対象毎の作業内容

作業対象箇所	作業内容
3階東・西側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。 2. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。 3. 中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。 4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。 5. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。 6. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。 7. 建物内を通行する際は、他の通行者に十分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様十分に注意すること。 8. 不具合（枯れ木、支柱の経年劣化等）が発生した場合は、官側に相談し、対応する。 9. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。 10. 特に、院長室前の庭園は、予定日時を厳守し、事前確認も必ず行う。
1階外周	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。 2. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。 3. 地被類手入れに関して（芝刈）一般的に、地際 3cm内外とする。 4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。 5. 高木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。 6. 作業においては、切り落とす枝など落下位置を確認し、通行人の安全確保に万全を期するものとする。 7. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。 8. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。 9. 不具合（枯れ木等）が発生した場合は、官側に相談し、対応する。
職能棟 階・4階・屋上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする。 2. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。 3. 作業場所への移動は、外階段を使用する。
医実隊庁舎 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的な除草を行いセダムが負けないように管理します。 2. 施肥は液肥を散布する（年2回：4～5月・12～1月） 3. 補植作業の実施。 枯れた株の目立つ箇所は、4種類程のセダムを植える。 <p>※1 セダムは、基本的に定期的な散水を行う事を必要がなく、乾燥に耐える植物である為、湿潤の土壌ですと根が腐り枯れるので、注意が必要。 また、雑草も多く生えセダムが負けてしまうので、灌水の管理が重要となる。 夏場の猛暑が続く雨が降らない状態が3週間近く続くようであれば朝・夕のどちらかに散水を行う。 日中に散水すると蒸れた状態になり枯れてしまう。</p> <p>※2 セダムは、花が咲くと地上部の茎が枯れる。 新しい芽をだし、移動する様に成長する。 花が一斉に開花すると全体的に枯れた様な状態になるので、施肥を施し新しい芽の促進に努める。</p>

各箇所メンテナンス内容及び周期表

管理番号	保守名称	場所・階数	仕様・内容	数量		メンテナンス	消耗品リスト		備考		
				仕様・内容	数量		内容	周期		リスト	交換頻度
樹木剪定、庭園管理	中央病院 6F		除草・地被類手入	92.5㎡	北側	低木刈り込み	年2回				
			低木手入			除草	年3回				
						病害虫防除	適宜				
						施肥	年1回				
						除草	年3回				
						病害虫防除	適宜				
	中央病院 5F			除草・地被類手入	100.9㎡	北西側	低木刈り込み	年1回			
					70.5㎡	北西側	除草	年2回			
					430.5㎡	北側	病害虫防除	適宜			
					207.3㎡	北東側	施肥	年1回			
					120.9㎡	北東側					
中央病院 4F			高木手入			高木剪定	年1回				
			中木手入			中木剪定	年2回				
			低木手入			低木刈り込み	年2回				
			除草・地被類手入	42.4㎡	東側	除草	年3回				
				42.4㎡	西側	病害虫防除	適宜				
				39.3㎡	西側	施肥	年1回				
				4.9㎡	西側						
				18.4㎡	西側						
				13.2㎡	西側						
						高木手入			高木剪定	年1回	
						中木手入			中木剪定	年2回	
						低木手入			低木刈り込み	年2回	
中央病院 3F			除草・地被類手入	122.8㎡	西側	除草	年3回				
				77.3㎡	西側	病害虫防除	適宜				
				122.8㎡	東側	施肥	年1回				
				77.3㎡	東側						
						高木手入			高木剪定	年1回	
						中木手入			中木剪定	年2回	
中央病院 1F 外周			低木手入			低木刈り込み	年2回				
			除草・地被類手入	297.1㎡	西側	除草	年3回				

- 1 件 名 ねずみ・害虫総合的有害生物管理
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省自衛隊中央病院
- 3 総 則
本仕様書は、ねずみ・害虫総合的有害生物管理について規定する。
- 4 役務に関する要求

(1) 目 的

本役務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従いねずみ、昆虫その他、人の健康を損なう恐れのある動物等の防除管理を行い、環境衛生上の維持管理に努めるとともに、総合的有害生物管理（IPM: Integrated Pest Management）の防除手法に則り人や環境に対する負荷を最小限にとどめつつ、有害生物を制御することを目的とする。

(2) 役務の内容

ア 防除対象

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（第四条の四）による、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物、昆虫類とする。防除対象は主に、ネズミ、ゴキブリ、カ、チョウバエ、ダニ、ドバトとする。（以下「ねずみ等」という）。

イ 管理対象

清潔区域、レストランを除く建物内全域

- (ア) 共用部（廊下、トイレ、給湯室、汚物処理室、ゴミ置場、駐車場など）
- (イ) 専用部（各外来診療所・ ナースステーション、入院用個室など）
- (ウ) 各排水槽（汚水槽、雑排水槽、湧水槽など）

ウ 管理計画

防除種目	実施回数	作業場所	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
ゴキブリ ダニ	年12回	専用部内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1入院用個室はヒアリング調査による
ゴキブリ カ チョウバエ	年12回	重点箇所 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ネズミ	年12回	重点箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

記号説明 ○：調査施工 調査の結果に基づき、必要に応じ、生息のある区域へは駆除施工を発生恐れがある区域については予防対策施工を実施する。

※1 入院用個室におきましてはナースステーション調査時にヒアリング調査を実施し、害虫の目撃情報等があった場合に入室し、調査及び防除処理を行う。

※2 重点箇所（給湯室、トイレ、ゴミ置場、排水槽など）となる、ねずみ等が発生しやすい箇所については、

※3 毎月、調査を実施し、生息状況の有無を確認する。
細部実施要領は別紙第1～別紙第4に示す。

5 安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

6 提出書類

請負者は、指定期日までに本役務に関する書類を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。なお、提出書類については別途指示する。

7 種目別仕様書

【ネズミ防除仕様書】

生息種、生息場所、侵入経路、これらによる被害の状況等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこなう。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用する。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施する。

1. 調査方法

調査方法	調査内容
①トラップ調査	ネズミの種類、生息状況を調査する為ネズミ用粘着トラップを配置し、捕獲する。
②ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況、糞、鳴き声等を聞き取る。
③目視調査	ネズミの糞、足跡、侵入箇所、営巣場所等を調査する。
④環境調査	餌の供給源の管理状況、潜伏・営巣場所となるダンボールやゴミの管理状況、構造上の防鼠機能を調べ、改善提案を行う。
⑤喫食調査	調査用の餌を生息可能な場所に設置し、生息の有無を調査する。

2. 調査箇所例

天井裏・各種パイプスペース・機械室・駐車場・ゴミ置場・建物外周 等

3. 処理方法

処理方法	薬剤・使用資機材	摘要
① 捕獲法	粘着シート	粘着シートによる捕獲。
② 毒餌法	主にクマリン系	経口投与による食毒死。
③ 遮断法	金網、パテ等資材	ネズミの侵入口の簡易遮断工事（防鼠工事）
④ 超音波忌避法	ネコのささやき	超音波の忌避効果による侵入防止。主に外部侵入防止に有効。
⑤ RFトラップ法	RFトラップ	餌付け効果を利用した高効率の捕獲方法。
⑥ 集中捕獲法	粘着シート	粘着シートの大量設置による捕獲法。
⑦ 忌避法	マウスボール	ハーブ臭の忌避効果による侵入防止。
⑧ 咬害防止法	シクロヘキシミド	ケーブル等対象物に塗布し咬害防止。

*③④⑤⑥⑦⑧の処理方法は別途

【ゴキブリ防除仕様書】

生息場所、発生源、侵入経路等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこなう。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用する。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施する。

1. 調査方法

調査方法	調査内容
①トラップ調査	ゴキブリ用粘着トラップを潜伏が考えられる箇所周辺に配置し、生息の有無を確認する。また、建物全体の統一的調査の際は、捕獲指数を算出する。
②ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況を聞き取る。
③目視調査	虫体、糞、卵鞘、営巣場所等証拠を調査する。
④環境調査	餌となる食材や、潜伏場所・営巣場所となるダンボールやゴミの管理状況を調べ、改善提案を行う。

2. 調査箇所例

冷蔵庫の下・自動販売機周辺・給湯場・トイレ・厨房・食品庫・排水溝・ゴミ置場他ゴキブリが発生しやすい箇所

3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧法	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス	ゴキブリが潜む場所、及び周辺を重点的に処理する。薬剤抵抗性の発現・発生の状況により、適宜薬剤を検討し、使用します。
超微粒子噴霧法	ULV機	フェノトリン	
局所微粒子噴霧法	マイクロガン エアゾール	フェノトリン イミプロトリン	
毒餌法	ベイトガン	ヒドラメチルノン ジノテフラン	
ドライ処理法	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	

【カ・チョウバエ防除仕様書】

発生場所、生息場所、発生源、侵入経路等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこなう。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用する。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施する。

1. 調査方法

調査方法	調査内容
①ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況を聞き取る。
②目視調査	成虫の飛翔虫体、水域の幼虫の有無を調査する。
③環境調査	水槽内の清掃状況、停滞水の量・有無等の状況を調べ、改善提案を行う。

2. 調査箇所例

植木鉢・グリストラップ・給湯場・トイレ・厨房・排水構・排水桝・各排水槽

その他溜まり水

3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス ピリプロキシフェン	幼虫対策として水域内に使用。
超微粒子噴霧	UV機 マイクロガン エアゾール	フェノトリン	水槽内に成虫が発生していた場合、殺虫を行う。
ドライ処理	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	
蒸散法		ベーパーズリン	水槽内に吊るす（密閉された空間のみ）。

【ダニ防除仕様書】

毎月 1 回、専用部（テナント）に対しヒアリング調査を行います。その結果ダニの生息の疑いがある場合はサンプリング調査（別途費用）により、生息種の同定、生息環境、被害の状況等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこないます。また、防除対象種は室内生息の塵性ダニ（チリダニ類）・刺咬性ダニ（ツメダニ類）とし外部由来のタカラダニ、動物由来のトリサシダニ等の防除は別途見積もりする。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用する。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施する。

1. 調査方法

調査方法	調査内容
①ヒアリング調査	各施設の利用者から被害状況を聞き取る。
②サンプリング調査 (別途費用)	ダニが生息していると考えられる場所より、塵等を採取し、生息している種類、生息密度を調査する。主に検査シート（むしむし探値団）による同定を行う。
③環境調査	室内の状況、床面の素材、清掃状況、ネズミ・鳥類の有無。

2. 調査箇所例

カーペット・畳・イス・居室・その他ダニの生息が考えられる場所

3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス ピレスロイド系油剤	ダニが生息する場所、及び環境により、適宜薬剤を検討し、使用します。
超微粒子噴霧	ULV機	フェノトリン	
局所微粒子噴霧	マイクロガン エアゾール	フェノトリン イミプロトリン	
ドライ処理	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	

8 効果判定

駆除施工または、予防対策施工を実施した場合は、1～3週間以内に効果判定を行い、維持管理基準に達成するまで適切な処置を行なう。

9 報告書の提出

ねずみ等の防除にかかわる事項（調査、施工、効果判定、改善提案）はすべて記録し、報告書を提出する。

10 緊急対応について

テナント及びビル係員によりねずみ等の生息および被害が確認された旨連絡があった場合は定期スケジュールとは別に速やかに生息状況調査・処理を行う。

1 件 名：ドバト等防除

2 業務場所：東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省自衛隊中央病院

3 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、自衛隊中央病院におけるドバト等調査及び防除役務について適用する。

(2) 法令等

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

「動物の愛護及び管理に関する法律」

4 役務に関する要求

(1) 役務の内容

ア ドバト、カラス（以下「ドバト等」という。）の営巣場所、生態調査、侵入経路等の調査を行い、防除に効果的な箇所を選定した上でバードトラップを設置し、週1回トラップ内の鳥獣類の回収作業を実施する。なお、ドバト等以外の鳥獣類がかかっている場合は、速やかに放鳥すること。

イ 週1回のバードトラップ確認作業の際に、飼料の補給及びトラップ周辺の清掃作業を実施すること。

ウ 病院地下1階及び地下2階のダクト上部や梁上部等を点検し、営巣している箇所については、速やかに撤去を行い、周辺及び下部の糞等を清掃すること。

(2) 管理対象施設

病院外部全域（各階バルコニー、非常階段等を含む） 地下2階～10階

(3) 実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

5 細部内容

(1) 役務実施作業

ア 生息調査

バードトラップを設置するにあたり、ドバト等の回収に効果的な場所の選定のため、管理対象施設を調査し、ドバト等の生態調査を役務契約実施後に速やかに行うこと。なお、本調査は、バードトラップ設置以降は実施しないものとするが、捕獲効果が見受けられず管理対象施設内にドバト等が生息、営巣数が減少していない場合は、再調査を実施すること。

イ 営巣場所調査及び撤去

管理対象施設のドバト等の営巣場所の調査を行ない、巣の撤去及び堆積した糞等を清掃すること。なお、本業務の実施周期については「月1回」とし、管理対象施設の全域を1日で実施できるように計画すること。

ウ バードトラップ設置及び管理

生息調査結果に基づきバードトラップを設置し、ドバト等の回収及び処理等の管理を行なう。なお、ドバト等の回収作業及び飼料の補給の周期については原則として「週1回」とするものの、捕獲量がバードトラップの容積に対して過度に多いと官側担当者が判断し、請負者に連絡した場合は速やかに回収及び飼料の補給を行うこと。

(2) 処 理

捕獲したドバト等については、関係法令に基づき適正に処理を行うこと。但し、下記に示され

ている個体については、官側担当者に報告の上、指示に従うこと。

- ・脚環を装着されている個体（所謂、レース鳩等の人が占有していると思われる個体）
- ・傷病等を受けている個体
- ・学術研究等の目的で ID タグ等を装着されている個体
- ・狩猟対象鳥獣で狩猟期間外、若しくは狩猟期間中で定められた捕獲可能個体数以上の場合

(3) 報告

請負者は実施した業務内容について毎月、報告書を官側担当者へ報告するものとする。報告様式については、任意とするものの、下記に示す内容について記述されたものを業務の実施後から2週間を超えない範囲で提出すること。

- ・生息調査結果（原則初回のみ。但し再調査を行った場合は追加して提出すること）
- ・営巣箇所調査結果
- ・バードトラップ管理報告
- ・捕獲鳥獣類個体数及び処理結果報告

6 その他

- (1) 請負者は、業務の契約締結後、所管する官公署へ鳥獣類の捕獲等に必要な許認可の届出を行ない、許可書等の関係書類の写し官側担当者へ提出すること。なお、当該業務を行うにあたり既に所管の官公署より許認可を得ている場合については、許可書等の関係書類の写し官側担当者へ提出すること
- (2) 契約者は役務終了後直ちに「役務完了届」を3部作成し、契約担当官に提出するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項について、役務に必要な事項、本仕様書に疑義のある場合は契約担当官と協議するものとする。